

『8020への道』

～ 令和3年度 長崎県歯科保健の指針 ～

令和3年度 歯科保健関係事業計画

令和元年度 歯科保健関連データ

長 崎 県

一般社団法人 長崎県歯科医師会

は じ め に

本県は全国に先んじて人口減少や高齢化が進んでおり、人生百年時代の到来を控え、県民の皆様方に、いつまでも健康で末永くご活躍いただくことが、益々重要になっております。

そのため、本県では、歯・口腔の健康が県民の健康寿命の延伸に寄与するとともに、定期的な歯科健診の重要性と定着の推進、高齢者の心身の機能の低下に合わせたオーラルフレイル対策等の施策が社会情勢の変化に応じたものとなるよう令和2年12月に「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」を改正し、さらなる歯科保健医療の推進に取り組んでいるところであります。

また、令和2年7月に閣議決定された骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針2020）において、「細菌性やウイルス性の疾患の予防という観点も含め、口腔の健康と全身の健康の関連性を更に検証し、エビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策・重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉関係機関との連携を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。」と明記されおり、乳幼児期から生涯を通じた歯科疾患予防、オーラルフレイル対策など高齢者の口腔機能の維持増進を推進するとともに新型コロナウイルス感染症の予防対策を視野に入れながら歯科保健医療施策を進める必要があり、これまで以上に、関係者の皆さまのご協力をいただきながら、全ての県民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目指しておりますので、今後とも、よろしく願いいたします。

結びに、本誌を作成するにあたりご協力いただきました、一般社団法人長崎県歯科医師会に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

長崎県福祉保健部長 中田 勝己

目 次

I. 令和3年度 歯科保健関係資料

1. 長崎県歯科保健対策一覧 P1
2. 令和3年度 歯科保健医療施策関係予算（案）の概要 P11

II. 令和元年度 長崎県歯科保健事業報告

1. 乳幼児期・学童期歯科保健事業 P15
2. 成人期（妊産婦・事業所）歯科保健事業 P23
3. 高齢者（要介護者）歯科保健事業 P27
4. 障害者歯科保健事業 P31
5. 災害時の歯科保健の対応関連 P33
6. その他歯科保健施策に関する事業 P33
7. 県・市町別 委託（補助）による歯科保健関係事業 P36

III. 令和元年度 長崎県歯科保健データ

1. 母子歯科保健 P39
2. 学校歯科保健 P58
3. 成人歯科保健 P63
4. 高齢者歯科保健 P69
5. 休日・救急歯科医療 P70

IV. 関連資料

- 歯なまるスマイルプランⅡR1 年度評価集計結果 P71
- 令和2年度フッ化物洗口実施状況 P96
- 歯科口腔保健の推進に関する法律 P98
- 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例 P101

V. 歯科保健媒体

1. DVD貸出リスト P105
2. パネル貸出リスト P106
3. リーフレット・ポスター・CD-ROMリスト P108

I. 令和3年度

齒科保健關係資料

1. 長崎県歯科保健対策一覧

令和2年度		令和3年度		
	事業内容（実績）	予算額 （千円）	事業内容（実績）	予算額 （千円）
医療政策課	<p>【新規】地域医療介護総合確保基金事業 「歯科衛生の確保対策の推進事業」 （県歯科医師会補助：1,391千円） （R2～4までの3か年事業）</p>	11,991 [1,391]	<p>地域医療介護総合確保基金事業 「歯科衛生の確保対策の推進事業」 （県歯科医師会補助：1,287千円） （R2～4までの3か年事業）</p>	1,287 [1,287]
	<p>*11月補正予算 災害時歯科保健医療提供体制整備事業 （県歯科医師会補助：10,000千円）</p>	[10,000]		
国保・健康増進課	<p>1. 第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業</p> <p>（1）協議会 ・歯科保健医療部会・専門委員会（県） ・地域歯科保健推進協議会（保健所）</p> <p>（2）成人歯科保健対策事業 ①成人歯科保健対策支援事業（県歯科医師会委託事業） a成人歯科保健対策向上研修事業（718千円） bかかりつけ歯科医機能強化研修事業（800千円） c成人歯科保健向上生活歯援事業（600千円） ②歯科衛生士の成人歯科保健専門研修 （県歯科衛生士会委託事業） a成人歯科衛生指導者養成研修（300千円） ③成人歯科保健教育普及定着事業 a口腔のジェネレーションターゲットポイント事業（509千円）【拡充】</p> <p>（3）歯科保健情報収集事業 ①長崎県歯科保健データ収集・分析事業 （県歯科医師会委託：400千円） ②歯科保健情報収集活動費 ・九州・各県政令市歯科保健主管課長会議等事務費 ※消費税率引き上げ影響額：15千円</p>	44,559 [4,682]	<p>1. 第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業</p> <p>（1）協議会 ・歯科保健医療部会・専門委員会（県） ・地域歯科保健推進協議会（保健所）</p> <p>※「（2）成人歯科保健対策事業」は、新規事業へ統合（新規事業名：健康長寿のための口腔機能維持増進事業）</p> <p>（3）歯科保健情報収集事業 ①長崎県歯科保健データ収集・分析事業 （県歯科医師会委託：408千円） ②歯科保健情報収集活動費 ・九州・各県政令市歯科保健主管課長会議等事務費</p>	113,008 [1,752]

国保・健康増進課	<p>2. 長崎県口腔保健推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター経費（非常勤職員雇用等） ・障害者施設職員・保護者向け口腔ケア指導事業（県歯科医師会委託：420千円） <p>※消費税率引き上げ影響額：10千円</p>	[3,356]	<p>2. 長崎県口腔保健推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター経費（非常勤職員雇用等） ・（県歯科医師会委託：420千円） ・県立学校フッ化物洗口再配当費用分（944千円） 	[4,335]
	<p>3. 障害者歯科診療及び休日歯科診療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費委託（県歯科医師会委託：18,430千円） ・歯科診療車の車検・3ヶ月法定点検費用（489千円） <p>※消費税率引き上げ影響額：346千円</p> <p>*6月補正予算</p> <p>「障害者歯科診療設備強化事業（県歯科医師会補助：10,703千円）」</p>	[29,968]	<p>3. 障害者歯科診療及び休日歯科診療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費委託（県歯科医師会委託：20,00千円） ・歯科診療車の車検・3ヶ月法定点検費用（493千円） ・歯科診療車購入（76,724千円） 	[97,217]
	<p>4. 長崎県フッ化物洗口推進事業</p> <p>①中学校補助（体保・学振所管分一括計上）</p> <p>※H31 から中学校 1/3</p> <p>保育所・幼稚園・小学校の補助終了</p>	[6,553] (4,516)	<p>4. 長崎県フッ化物洗口推進事業</p> <p>※R2 終了事業</p>	—
	<p>②県立学校分（体育保健課再配当分）</p> <p>③フッ化物洗口技術支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業（県歯科医師会委託：委託費 989千円） ・事務費 <p>※消費税率引き上げ影響額：113千円</p>	(935) (989) (113)	<p>5. 健康長寿のための口腔機能維持増進事業</p> <p style="text-align: right;">【新規】</p> <p>（1）生涯にわたる口腔機能維持増進研修事業（1,818千円 国庫 10/10）【新規】</p> <p>①成人歯科保健対策支援研修事業（県歯会委託：518千円）</p> <p>②口腔機能発達不全診断力向上研修事業（県歯会委託：1,000千円）</p> <p>③歯科衛生士専門研修（県歯衛会委託：300千円）</p> <p>（2）健康長寿のための口腔機能維持増進普及啓発事業</p> <p>①歯と口の健康週間 PR 事業（県歯会委託：500千円 国庫 1/2）</p>	[6,553] (1,818) (3,129)

			<p>②若い世代からはじめるオーラルフレイル対策普及啓発事業（2,629千円[内総合評価方式の委託費：2,342千円]</p> <p>(3) 健康長寿支援口腔機能維持増進事業 (2,165)</p> <p>①口腔のジェネレーションターゲットポイント事業（503千円 国庫 1/2）【継続】</p> <p>②生涯を通じた口腔機能に関する多職種連携調査研究事業（県歯科医師会委託：1,000千円 国庫 1/2）</p> <p>③口腔機能発育支援事業（県歯科医師会委託：662千円 国庫 1/2）</p> <p>その他 (218)</p> <p>6. 長崎県歯科疾患実態調査【新規事業】 [2,374]</p> <p>①歯科健診調査員派遣費（県歯会委託：940千円）</p> <p>②県歯科疾患実態調査運営業務 1,434千円</p>	
長寿・社会課	<p>1. 在宅歯科診療ネットワーク構築事業（県歯科医師会へ補助） [4,598]</p> <p>2. 在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業（県歯科医師会へ補助） [1,156]</p> <p>3. 地域リハ活動支援体制整備総合事業 ・口腔機能向上を含む介護予防研修会の開催 —</p>	5,754	<p>1. 在宅歯科医療推進事業【新規】（県歯科医師会へ補助） [1,633]</p> <p>2. 在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業（県歯科医師会へ補助） [1,156]</p> <p>3. 地域リハ活動支援体制整備総合事業 ・口腔機能向上を含む介護予防研修会の開催 —</p>	2,789
障害福祉課	<p>※既定予算で実施</p> <p>1. 情報提供等 ○障害者巡回歯科診療事業の周知 ○障害者口腔ケアの留意点を課 HP に掲示</p> <p>2. 職員研修 ○障害者口腔ケア研修会（障害福祉サービス事業所職員を対象）実施</p>	—	<p>※既定予算で実施</p> <p>1. 情報提供等 ○障害者巡回歯科診療事業の周知 ○障害者口腔ケアの留意点を課 HP に掲示</p> <p>2. 職員研修 ○障害者口腔ケア研修会（障害福祉サービス事業所職員を対象）実施</p>	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">体育保健課</p>	<p>○歯と口の健康週間啓発ポスター配布 ○学校における「令和2年度歯と口の健康週間」の実施 ○小・中学校、高等学校、特別支援学校における歯科健診 ○よい歯の学校表彰（県学校保健会） ○障害者巡回歯科診療事業の周知 ○各種研修会等における歯・口の健康づくりの啓発 ○フッ化物洗口推進事業【935千円】※再掲（県立中学校、特別支援学校幼・小・中学部） ※国保・健康増進課から再配当</p>	<p>[935]</p>	<p>○歯と口の健康週間啓発ポスター配布 ○学校における「令和3年度歯と口の健康週間」の実施 ○小・中学校、高等学校、特別支援学校における歯科健診 ○よい歯の学校表彰（県学校保健会） ○障害者巡回歯科診療事業の周知 ○各種研修会等における歯・口の健康づくりの啓発 ○フッ化物洗口推進事業【944千円】※再掲（県立中学校、特別支援学校幼・小・中学部） ※国保・健康増進課から再配当</p>	<p>[944] ※再掲</p> <p>[944]</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">いっしょ未来課</p>	<p>○フッ化物を中心としたう蝕予防対策の促進のための普及啓発 ○幼稚園、保育所、認定こども園の食事の提供を通したう蝕予防と噛む力を育てるための食育推進、啓発 ○フッ化物洗口未実施施設に関する調査を基にした事業推進</p>	<p>—</p>	<p>○フッ化物を中心としたう蝕予防対策の促進のための普及啓発 ○幼稚園、保育所、認定こども園の食事の提供を通したう蝕予防と噛む力を育てるための食育推進、啓発 ○フッ化物洗口未実施施設に関する調査を基にした事業推進</p>	<p>—</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">いっしょ家庭課</p>	<p>○1.6歳児及び3歳児歯科健診結果の集計、情報提供 ○幼児用（1.6歳児または3歳児）歯ブラシセットの配布 ○研修会の開催やパンフレット等配布による歯科保健についての普及啓発 ・妊娠中における歯周病予防のための啓発 ・健やかな妊娠啓発ブックの配布（思春期向け）など</p>	<p>—</p>	<p>○1.6歳児及び3歳児歯科健診結果の集計、情報提供 ○幼児用（1.6歳児または3歳児）歯ブラシセットの配布 ○研修会の開催やパンフレット等配布による歯科保健について普及啓発 ・妊娠中における歯周病予防のための啓発 ・健やかな妊娠啓発ブックの配布（思春期向け）など</p>	<p>—</p>
<p>令和2年度県全体予算額</p>		<p>62,304</p>	<p>令和3年度県全体予算額</p> <p>117,084</p>	

令和3年度 県歯科保健医療対策の計画

【福祉保健部】

○医療政策課

「歯科衛生の確保対策の推進事業」－ 地域医療介護総合確保基金事業（R2～R4 までの3か年事業）

○国保・健康増進課

1. 第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

(1) 協議会

- ①県協議（歯科保健医療部会・歯科保健専門委員会）
- ②地域協議（地域歯科保健推進協議会）

(2) 歯科データ収集・評価事業

①長崎県歯科保健データ収集・分析事業（長崎県歯科医師会委託）

長崎県内の歯科疾患の統計情報を収集・分析、及び県全体の歯科保健対策等の情報とあわせた資料データ集「8020への道」（電子媒体）をとりまとめるため、下記の業務を委託する。

- ・保育所・幼稚園の園児の歯科健診データを収集・分析
- ・その他郡市歯科医師会を通じた歯科医療保健にかかるデータを収集

②情報収集等事務費

- ・九州各県・政令市歯科保健主管課長会議旅費、事務費
- 令和3年度は大分県が開催県（10月中旬頃開催予定）

2. 障害者歯科診療及び休日歯科診療事業（長崎県歯科医師会へ委託）

一般歯科医療施設での治療が困難な障害児（者）の歯科医療及び休日における救急歯科医療

(1) 令和3年度巡回歯科診療拠点

診療日程：診療日数47日

実施時期	実施地区	診療拠点		診療予定日	診療開始時間
4月	長崎	長崎市	潮見が丘学園 (長崎市潮見町567-17)	4月：2、9、16、23、 30	(金曜日)10:00
5月～ 6月	五島	五島市	ふじ学園 (五島市吉久木町613)	5月：13・14、 27・28	(木曜日)14:00 (金曜日)9:00
				6月：10・11、 24・25	
7月	県南	雲仙市	あけぼの学園 (雲仙市南串山町丙9716)	7月：2、9、16、30	(金曜日)11:00
8月	県南	島原市	県南保健所 (島原市新田町 347-9)	8月：6、20、27	
9月	県北 佐世保	平戸市	県北保健所 (平戸市田平町里免1126-1)	9月：2・3、16・17	(木曜日)13:30 (金曜日)9:30

10月	県北 佐世保	佐世保市	白岳学園 (佐世保市江迎町奥川内300-1)	10月：14・15、 28・29	(木曜日)13:30 (金曜日)9:30
11月～ 12月	県北 佐世保	佐世保市	佐世保祐生園 (佐世保市針尾西町267)	11月：5、12、19、 26	(金曜日)11:00
				12月：3、10、17、 24	
1月～ 2月	県央	川棚町	長崎慈光園 (東彼杵郡川棚町小串郷1956)	1月：7、14、21、28	(金曜日)11:00
				2月：4、18、25	
3月	西彼	西海市	こざくら学園 (西海市西海町木場郷163)	3月：4、11、18、25	(金曜日)11:00

(2) 令和3年度佐世保診療拠点の診療予定日【佐世保診療拠点：にじいろ(佐世保市大湊町50-1)】
診療日程：診療日数30日(水曜日)10:00～16:00

実施時期	診療予定日	実施時期	診療予定日
4月	7、14、21、28	12月	1、8、15、22
7月	7、14、21、28	令和4.1月	5、12、19、26
8月	4、11、18、25	2月	2、9、16
11月	10、17、24	3月	2、9、16、23、30

3. 長崎県口腔保健推進事業

(1) 口腔保健支援センター設置事業

- ①設置場所：福祉保健部 国保・健康増進課内に行政機能としてH26.8.1 設置
名称『長崎県口腔保健支援センター』
- ②歯科専門職配置：国保・健康増進課健康づくり班に配置
同課 健康づくり班 課長補佐(歯科医師)
[専] 同 非常勤嘱託職員(歯科衛生士)※専任
- ③業務内容：ア. 歯・口腔保健に関する総合窓口
イ. 市町、庁内関係各課・保健所に対する専門的支援
ウ. 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の普及啓発
エ. 歯・口腔疾患予防の推進
オ. 障害者歯科医療の提供
カ. 調査・研究の推進

(2) 障害者施設職員・保護者向け口腔ケア指導研修事業(県歯科医師会委託)

発達障害児の状況調査を実施し、市町の発達障害児のフォロー教室と連携を図るための資料とする。併せて発達障害児への対応ができる歯科専門家の育成を目的とし、令和3年度は、1.6歳～5歳までの発達障害児のフォローの場(市町実施)において、現場の従事者及び保護者へ摂食嚥下障害および歯科専門職との連携に関するアンケート調査を行い、課題の把握とニーズをもとに相談者の育成に必要な研修骨子及び相談体制案を策定する。

4. 健康長寿のための口腔機能維持増進事業

(1) 生涯にわたる口腔機能維持増進研修事業

① 歯科保健対策支援研修事業（県歯科医師会委託）

対象は、行政職（県、市、町、保健所）、各保険者及び後期高齢者医療広域連合（保健事業担当者）、企業歯科保健担当者、医療職、介護職などを対象とした、オーラルフレイルの理解醸成を図るWEB形式の研修の実施

② 口腔機能発達不全診断力向上研修事業（県歯科医師会委託）

口腔機能発達不全診断力向上のため理論（診査診断方法）と治療（トレーニング指導方法）についてカリキュラムを検討し、研修教材及び研修指導用資料を作成し、集合形式あるいはWEB方式を組み合わせた研修の実施

③ 歯科衛生士専門研修（県歯科衛生士会委託）

オーラルフレイルについての知識や指導方法について、習得するカリキュラムを作成し、市町の地域包括ケアについて認識を高めるためのWEB方式の研修の実施

(2) 健康長寿のための口腔機能維持増進普及啓発事業

① 歯と口の健康週間PR事業（県歯科医師会委託）

生涯にわたる口腔機能の維持増進について県民の意識向上を図るため、社会情勢に応じ、テーマを決め、そのテーマに沿った普及啓発媒体を作成し、「歯と口の健康週間」を中心に、11月8日の「いい歯の日」やその他の地域の歯と口の健康づくりのイベント実施時、あるいは、新型コロナウイルス感染症の拡大によりイベント実施が困難な際は、市町の行政窓口、会員歯科診療所、ホームページなど県歯科医師会（郡市歯科医師会含む。）の情報発信力を活用し、創意工夫した普及啓発活動を行う。

令和3年度のテーマ：「災害時における歯科保健医療」

② 若い世代からはじめるオーラルフレイル対策普及啓発事業（内総合評価方式の委託）

若い世代に効果的な普及啓発を行うための方策やPR方法の企画に関する検討会議を開催し、県歯科医師会等の歯科関係団体や若い世代に関わる企業等の組織などと協議し、検討を踏まえ、動画を含めた媒体の作成、専用ホームページ作成直などの普及啓発の運営について業者を選定し、業務委託と普及啓発環境を整備する。媒体作成後は、各種若い世代を対象とした団体や企業等への普及啓発を行う。

(3) 健康長寿支援口腔機能維持増進事業

① 口腔のジェネレーションターゲットポイント事業

- ・市町へ実施を促す新たな歯科保健指導のモデル事業として実施（令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった西海市、川棚町、佐々町、小値賀町で実施予定）
- ・地域包括ケアで行う集いの場において咀嚼機能検査機器を用いて現在の口腔機能状態を受診者に認識してもらい、自身で行うオーラルフレイル予防対策について歯科専門家からの助言、指導を行う。

※検査器具としては、咀嚼機能検査(グルコセンサーGS-II)を使用する。

② 生涯を通じた口腔機能に関する多職種連携調査研究事業（県歯科医師会委託事業）

令和3年度は、多職種（医療機関の医師や看護師等、福祉施設や在宅の介護関係者や施設職

員などを示す。)が抱える歯科的問題やニーズについて、各施設を通じてアンケート調査及び団体への聞き取り調査の内容の検討及び調査実施を行い、課題やニーズを把握し、対応すべき内容を精査し、連携に必要な対策案をまとめる。

③口腔機能発育支援事業（県歯科医師会委託事業）

令和3年度は、乳幼児期からの口腔機能の発育過程を周知するためのパンフレットを作成し、母子手帳配布時、子育て包括支援センター・地域子育て支援拠点、1.6歳・3歳歯科健診時、保健所の医療的ケア児や小児慢性児の訪問時、小児科、産婦人科、保育所・幼稚園・認定こども園での配布に活用し、各指導の際の情報提供を行う

5. 長崎県歯科疾患実態調査

国の歯科疾患実態調査にあわせ県民の歯・口腔の状態を把握し、県の歯科保健計画「歯なまるスマイルプラン」の評価を行うため、長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例第13条第1項に基づき、令和3年度に調査を行う。

- ・調査地区の指定は、国の指定にあわせ国民健康栄養調査と同じ地区を指定。県分も国の指定に準じ県民健康栄養調査と同じ地区（1保健所圏域あたり1～2箇所、H28ベースで13箇所）を指定。
- ・令和3年度の調査は、国の口腔診査の基準にあわせた問診や診査票に沿うこととし、対象地区の調査は、長崎県歯科医師会から調査員（歯科医師）を確保派遣してもらい実施する。
- ・調査結果は、県で入力及び集計を行い、歯なまるスマイルプランの評価資料とする。

○長寿社会課

1. 在宅歯科医療推進事業

在宅医療に関わる医療・介護の関係者及び県民に対し、口腔管理の重要性等の啓発を行い、口腔への関心を高め、各地域において多職種連携による口腔管理を推進し、地域における歯科医療・介護の体制づくりを目指す。

2. 在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域の歯科医師が口腔ケアを含めた口腔リハビリテーションに対応できる人材を育成するためのカリキュラムに沿って、地域の医療・介護・福祉関係者と積極的に関わることの出来る体制を推進するための研修会等を実施。

3. 地域リハ活動支援体制整備総合事業

地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、地域リハビリテーション従事者等に対して、口腔ケアをはじめとするリハビリテーション研修会を実施。

○障害福祉課

1. 施設・事業所の職員に対する障害者の口腔ケアに関する研修会を実施する。なお、研修は既存の研修を活用して実施する。
2. 課のホームページにおいて、障害者の口腔ケアに関する情報を提供する。

【こども政策局】

○こども未来課

1. フッ化物を中心としたう蝕予防対策の促進のための普及啓発
幼稚園、保育所等へリーフレット等の送付を通じて、フッ化物洗口をはじめとした予防対策について普及啓発を図る。
2. 幼稚園、保育所、認定こども園の食事の提供を通じたう蝕予防と噛む力を育てるための食育推進、啓発
幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした各種研修会やその他の機会を通じ、食事の提供を通じたう蝕予防や噛む力を育てるための食品の利用等について普及啓発を図る。
3. フッ化物洗口未実施施設に関する調査を基にした事業推進
フッ化物洗口にまだ取り組んでいない園に対し、効果的な方法でアプローチし、事業の推進を図る。

○こども家庭課

1. 1.6 歳児及び3 歳児歯科健診結果の集計、情報提供
各市町の 1.6 歳児及び3 歳児歯科健診結果を集計し、県下の状況を把握し、経年的な評価を行う。また、その結果を市町等へ情報提供することで、歯科保健事業に関する意識を高める。
さらに、前年度実績から「3 歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことがある者の割合」についてデータ収集し、地域の歯科予防実態を把握する。
2. 幼児用（1.6 歳児または3 歳児）歯ブラシセットの配布
幼児の口腔の健康が保持増進されることを目的に各市町へ配布する。（社団法人母子保健推進会議から母子歯科保健普及啓発事業により無料で配布）
3. 研修会の開催やパンフレット等の配布による歯科保健の普及啓発
 - ・ 歯科保健に関する普及啓発を目的に、研修会に歯科保健関係の講演等を組み入れる。
 - ・ 妊娠届出時等に配布する妊産婦用のパンフレット等を各市町へ配布する。（公益財団法人母子衛生研究会からの無償配布）
 - ・ リーフレット「すてきなあなたへ～自分らしく輝く人生をチョイスするために～」を、県内高校生に配布する。

【教育庁】

○体育保健課

1. 歯と口の健康週間ポスター配布

日本歯科医師会・長崎県歯科医師会からの送付を受け、本週間の趣旨の周知徹底を図るため、各市町教育委員会と県立学校に対し、ポスターを配布する。

2. 学校における「令和3年度歯と口の健康週間」の実施

歯と口の健康週間（6/4～6/10 予定）に向けて、各市町教育委員会と県立学校に対し、本週間の趣旨を周知徹底するための通知を行う。（文部科学省からの通知文の添付）

3. 小・中学校、高等学校、特別支援学校における歯科検診

定期健康診断の一つとして、毎年6月30日までに歯科検診を実施する。
学校保健統計調査により、結果の把握を行う。

4. よい歯の学校表彰（県学校保健会）

学校・家庭・地域の歯科保健に対する関心を高めることにより、児童生徒の健康増進に寄与するため、学校歯科保健活動に積極的に取り組み、成果をあげている学校を表彰する。

5. フッ化物洗口の推進

各市町教育委員会担当者会議や研修会等を通じ、学校におけるフッ化物洗口の必要性や有効性、安全性などについて理解を深め、取組を推進していく。

2. 令和3年度 歯科保健医療施策関係予算（案）の概要

（厚生労働省医政局歯科保健課）

※（ ）内は前年度予算額

1. 歯科口腔保健・歯科保健医療の充実・強化 1,316百万円（1,180百万円）

※上記のほか、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、事項要求とし、予算編成過程で検討する。

＜健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進＞

○8020運動・口腔保健推進事業【一部拡充】 754,540千円（706,401千円）

①都道府県等口腔保健推進事業 652,751千円（604,612千円）

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成等に対する支援を行う。また、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間報告書を踏まえ、地域間の格差解消等の観点から歯科口腔保健の推進体制の強化等の支援対象となる市町村を拡充するとともに、食育を推進する取組の支援について、保健所設置市以外の市町村にも対象を拡大する。

○歯科疾患実態調査 86,311千円（新規）

我が国の歯科保健状況を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「健康日本21（第二次）」等の基本計画の評価など、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的に実施する調査であり、令和3年調査では、地域間における健康格差を評価する観点から、対象地区を拡大して実施する。

＜健康増進効果等に関する実証事業の実施＞

○歯周病予防に関する実証事業【拡充】 111,697千円（96,249千円）

歯周病予防対策を強化する観点から、令和2年度の成果等も踏まえつつ、どのような手法による取組が受診率の向上や歯周病予防のためのセルフケア等の定着等に効果的であるのか検証を行う。

＜歯科保健医療体制の推進＞

○歯科医療提供体制推進等事業【一部事項要求】 843千円（15,073千円）

「歯科保健医療ビジョン」や新型コロナウイルス感染症への対応等も踏まえた各地域での施策が実効的に進められるよう、好事例の収集・分析及び周知等を行う。

（1）8020運動・口腔保健推進事業【一部拡充】 754,540千円（706,401千円）

①都道府県等口腔保健推進事業【再掲】 652,751千円（604,612千円）

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成等に対する支援を行う。また、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間報告書を踏まえ、地域間の格差解消等の観点から歯科口腔保健の推進体制の強化等の支援対象となる市町村を拡充するとともに、食育を推進する取組の支援について、保健所設置市以外の市町村にも対象を拡大する。

②8020運動推進特別事業 100,463千円（100,463千円）

8020運動の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。

③歯科口腔保健支援事業 1,326千円（1,326千円）

地域での住民対話やシンポジウムの開催など、国民に対する歯科口腔保健の普及活動を推進する。

- (2) 口腔保健に関する予防強化推進モデル事業 65,835千円 (65,835千円)
 すべての国民の口腔の健康維持・向上のため、各自治体において効果的・効率的に事業展開が可能で、効果的に国民に普及・定着させることができる歯科疾患の予防施策の事業モデルについて提案等を行い、予防を通じた健康づくりに必要な環境整備を行う。
- (3) 歯科健康診査推進等事業 150,273千円 (150,273千円)
 ① 歯科健康診査推進事業
 全国的に効果的かつ効率的な歯科健診の実施等を検討していくため、歯科健診、歯科保健指導についての調査・検証等を行う。
 ② 検査方法等実証事業
 歯科疾患予防の観点から、口腔機能低下の予防に資するスクリーニング方法、客観的検査手法又は治療技術等の開発検証など、新たな技術の開発・検証を行う。
- (4) 歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業 4,198千円 (4,198千円)
 入院患者等に対する口腔機能管理等の取組を推進するため、医科病院や介護保険施設等の従事者を対象に歯科医療機関による口腔機能管理等に関する研修を実施するための経費を支援する。
- (5) 歯科技工所業務形態改善等調査検証事業 15,157千円 (15,157千円)
 歯科技工所の生産性を向上させるなどの様々な角度から歯科技工士の労働環境等の改善に資する取組が必要なことから、業務形態(労働環境や収益等)の改善計画を実施する歯科技工所を公募・選定し、その結果を検証する。
- (6) 歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業 72,392千円 (72,479千円)
 歯科保健医療に関する各種データの情報収集を行い、それらの精査・分析等を行った上で、見える化を行うことにより、都道府県等における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案を推進する。
- (7) ICTを活用した医科歯科連携の検証事業 31,057千円 (31,064千円)
 歯科標榜のない病院や介護施設において、オンライン診療を活用した口腔機能管理等に関するモデル事業を実施し、効果的・効率的な歯科専門職の介入方法について検証する。また、地域の状況に応じたオンライン診療を実施し、適切な運用・活用方法等を検証する。
- (8) 医療提供体制施設整備交付金 3,043百万円の内数 (3,242百万円の内数)
 ・地域拠点歯科診療所施設整備事業 23,730千円 (23,730千円)
 診療に困難を伴う障害者等の患者を含め、地域医療における全ての歯科疾患患者の受け入れを可能とする歯科の拠点診療所の施設整備に対する支援を行う。

2. 歯科医師臨床研修等関係費

1,513百万円（1,368百万円）

《シームレスな歯科医師の養成》

〇OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業

87,105千円（新規）

卒前・卒後のシームレスな歯科医師養成を推進する観点から、診療参加型臨床実習が一定の水準となるよう、診療参加型臨床実習開始前の歯学生の態度・技能を客観的に評価するOSCE（客観的臨床能力試験）の評価者を養成する経費を支援することにより、OSCEの精緻化、均てん化を図る。

（1）歯科医師臨床研修関係費

- ① 歯科医師臨床研修費 1,357,886千円（1,303,116千円）
- ② 歯科医師臨床研修指導医講習会（プログラム責任者講習会）
6,447千円（3,299千円）
- ③ 臨床研修活性化推進特別事業 30,672千円（30,700千円）
- ④ 臨床研修病院募集情報システム事業経費（D-REIS）
28,749千円（28,749千円）

（2）歯科医療の専門性の在り方に関する検証事業

2,343千円（2,343千円）

歯科医療の専門性や専門医制度について、今後変化する歯科提供体制に合わせた具体的な歯科医療の展開方策を検討するために、関係者主体で協議・検証を行う。

3. 歯科医療従事者等の資質向上

231百万円（141百万円）

※上記のほか、緊要な経費については事項要求。

《歯科医療従事者の確保及び資質向上の推進》

〇歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業【一部事項要求】

191,497千円（108,815千円）

歯科衛生士の離職防止や復職支援を推進するため、復職支援等の研修を担当する指導者に対する研修や技術修練部門の整備・運営、歯科衛生士バンク・就業支援センターの整備など、歯科衛生士に対する復職支援対策等を実施する。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い臨床実習を十分に経験できなかった新人歯科衛生士を対象に、歯科医療機関等の臨床現場での体験を主とした研修を実施する。

〇歯科技工士の人材確保対策事業【拡充】

26,242千円（15,116千円）

歯科技工士の離職防止及び資質向上を目的として、卒後早期の歯科技工士等に対して歯科医療機関等における臨床に即した研修を実施する。

〇歯科医療関係者感染症予防講習会【事項要求】

事項要求（3,426千円）

歯科医療関係者に対して、従来行ってきたHIV、肝炎等の感染予防に関する講習内容に、今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染予防に関する内容を追加した講習会を開催する。

また、歯科医療関係者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識及び新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた感染予防についてe-ラーニング教材を作成し、e-ラーニングを実施する。

（1）災害医療チーム養成支援事業（歯科分野）

5,433千円（5,433千円）

DMAT（災害派遣医療チーム）の活動終了後、被災地の医療機能が回復するまでの間の医療支援等を担う民間の医療チームに所属する医療従事者（歯科医師、歯科衛生士等）の養成（研修）に必要な経費を支援する。

（2）予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会

2,928千円（2,928千円）

（3）歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

5,381千円（5,381千円）

4. 歯科医療安全の確保・向上

131百万円（7百万円）

○歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業【拡充】

130,764千円（6,606千円）

歯科医療の安全性に資することを目的とし、歯科医療事故の発生予防・再発防止のため、歯科医療機関からヒヤリ・ハット事例を報告するシステムを構築し、収集した情報を分析するとともに情報提供を行う。

5. 歯科医療分野における情報化の推進

15百万円（15百万円）

○歯科情報の利活用推進事業

15,339千円（15,339千円）

歯科情報の標準化に資する実証事業の成果として策定された「口腔診査情報標準コード仕様」を活用し、大規模災害時の身元確認に歯科情報を活用するための具体的な方法や歯科健診等のICT化等、歯科情報の利活用を検討する。

6. へき地等における歯科医療の確保

4百万円（4百万円）

(1) へき地歯科巡回診療車運営費

2,444千円（2,444千円）

(2) 離島歯科診療班派遣運営費

2,029千円（2,029千円）

7. その他

【医政局所管補助対象事業】

(1) 医療提供体制推進事業費補助金

25,552百万円の内数（23,162百万円の内数）

・ 歯科医療安全管理体制推進特別事業

(2) 医療施設等設備整備費補助金

2,100百万円の内数（2,469百万円の内数）

・ へき地歯科医療関係の設備整備事業

【地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革】

79,577百万円の内数（79,577百万円の内数）

地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を支援するため、都道府県に設置される医療介護総合確保促進法に基づく基金（地域医療介護総合確保基金（医療分））の財源を確保する。

< 事業例（歯科関係） >

① 病床の機能分化・連携

・ 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進

② 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

・ 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備

・ 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進

・ 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援 など

③ 医療従事者等の確保・養成

・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施 など

【保険局所管歯科保健関連事業】

・ 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進

695,047千円（695,047千円）

後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診について支援を行う。

（担当：高齢者医療課）

Ⅱ. 令和元年度

長崎県歯科保健事業報告

1. 乳幼児期・学童期歯科保健事業

(1) 令和元年度 市町における乳幼児期・学童期歯科保健事業

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
長崎市	むし歯予防教室並びにその他の小児対象歯科予防教室	42回	乳幼児	1歳6か月児健診以前に、正しい歯科保健の情報を伝え、乳幼児のむし歯予防を図る。 令和元年度 42回 1,015人
	わくわく歯みがき推進事業	通年	1歳6か月児健診参加者	保護者による仕上げ磨き及び幼児自身の歯磨き習慣の定着を支援し、むし歯予防だけでなく自身の健康を守る意識の醸成を図ることを目的に、仕上げ磨き用歯ブラシを1歳6か月児健診時に配布。 令和元年度配布数 2,912本
	フッ化物洗口推進事業	通年	保育所・幼稚園・小学校・中学校等	子どものむし歯予防に有効なフッ化物洗口を実施することを推進するため、その実施施設及び学校に必要な薬剤等を支給する。 平成29年度から私立施設については、支援方法を補助金の支出に変更した。 令和元年度 190か所(独自実施施設含む・認可外除く)
	学校歯科保健研修会	R1. 11. 12	教職員・学校三師(学校医・学校歯科医・学校薬剤師)	①演題：『令和元年度の学校歯科検診の集計結果について』 講師：長崎市歯科医師会地域保健委員会委員 有田光太郎 ②演題：『健康寿命を支える口腔を育む』 講師：前長崎市市民健康部次長兼子ども部次長 原口尚久
佐世保市	佐世保市養護教諭部会総会	H31. 4. 3	歯科医師会・医師会・薬剤師会・市教育委員会・小・中養護教諭	講話：検診器具の消毒について、就学児検診におけるう蝕多発傾向児の記入について 講師：佐世保市歯科医師会地域保健委員会副委員長 松永知己
	佐世保市保健主事部会総会	H31. 4. 24	歯科医師会・医師会・薬剤師会・市教区委員会・小・中養護教諭	
	佐世保市学校保健会理事会	R1. 5. 9 R1. 8. 22 R1. 10. 24 R2. 1. 23	医師会・歯科医師会・薬剤師会・市教育委員会・小中高校長会・小中高養護教諭部会・小中高保健主事部会・PTA連合会	

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
佐世保市	佐世保市学校保健会 総会	R1. 5. 13	医師会. 歯科医師会. 薬剤師会. 市教育委員会. 小中高校長会. 小中高養護教諭部会. 小中高保健主事部会. PTA連合会	
	歯と口の衛生週間 図画・ポスター展表彰	R1. 6. 2	審査結果 173 名中、 上位 18 名	デンタルフェスティバルにて表彰 R1. 5. 9 審査
	佐世保市よい歯の表彰・ 子ども期歯科保健研修会に 係る作業部会	R1. 6. 27 R1. 12. 12	歯科医師会. 市教育委員会. 佐世保市. 小中学校長会. 小中養護教諭部会. 小中保健主事部会	
	令和元年度長崎県学校保健・ 学校安全協議大会実行委員会	R1. 6. 27 R1. 12. 19	歯科医師会. 医師会. 薬剤師会. 市教育委員会. 小中高 学校職員. P T A	
	佐世保市学校歯科保健協議会	R1. 7. 12 R1. 11. 29	歯科医師会. 市教育委員会. 小中養護教諭部会. 小中保健主事部会	学校歯科保健に関する協議 小中学校表彰選考会
	長崎県学校保健・学校安全研究協議大会	R1. 11. 28	歯科医師会. 医師会. 薬剤師会. 市教育委員会. 小中高 学校職員. P T A	分科会 4 : 学校歯科保健 発表者 : 須田晶 主題 : 見える化 (可視化) とイメージ、 そして利得メッセージ 指導助言者 : 品川光春
	佐世保市よい歯の表彰・ 子ども期歯科保健研修会	R2. 2. 15	歯科医師. 市教育委員会. 佐世保市. 幼稚園・保育所. 小・中学校職員. P T A	主催 : 歯科医師会. 佐世保市. 市教育委員会 実践発表 : 「自ら健康的な生活習慣を 実践できる生徒の育成をめざして」 ～保健体育委員会を中心とした 歯科保健活動を通して～ 発表者 : 佐世保市立山澄中学校 保健主事 中尾亮子先生、養護教諭 川邊知子先生 講演 : 「噛む力」は生きる力 講師 : マエダ小児矯正歯科 医院院長 増田純一 出席者 287 名
	子ども発達センター 歯科事業関係者会議	R2. 3. 4	歯科医師会. 長崎大学 歯学部. 佐世保市. 子ども 発達センター	
島原市	フッ素塗布事業	通年 (22 回)	1 歳児～3 歳 6 か月児	3 か月に 1 回 集団でのフッ素塗布 (予約制) 1, 788 人

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
島原市	フッ化物洗口推進事業	通年	市内保育所・認定こども園に通う年中・年長児	園でのフッ化物洗口（週5回法） 24か所
			市内小中学校の児童及び生徒	学校でのフッ化物洗口（週1回法） 小学校10校、中学校5校
諫早市	乳児健康相談	通年 45回	1歳未満	歯科指導 965人
	フッ化物洗口事業	通年	園児（4～5歳）	41園
		4/18～ 週1回	児童、生徒	週1回のフッ化物洗口 市内小学校28校、中学校6校
諫早市学校保健会研究協議大会	R2.2.6（木）	校長、教頭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA、諫早市教育委員会	学校保健に関する研究発表、講演	
大村市	乳幼児すくすく健康相談	年12回	乳幼児とその保護者	歯科相談：66人
	次世代むし歯予防対策事業	年66回	1歳6か月児及び3歳児健診受診者	フッ化物塗布：1,530人
		毎週5回	市内の保育所、幼稚園及び認定こども園に在籍する園児（4歳児及び5歳児）であって保護者の同意がある者	フッ化物洗口 実施園：35園 実施者数：1713人
フッ化物洗口推進事業	週1回	市内小学生	むし歯予防のさらなる促進と生涯を通じた歯の健康づくりに対する児童及び保護者の意識の高揚を図る。	
平戸市	乳児個別歯科保健指導	23回	生後6か月から8ヶ月の乳児	歯科衛生士による個別歯科保健指導（乳児健診併設）
	フッ化物塗布事業	通年	1歳6か月健診後から4歳未満	1歳6か月健診でのフッ化物塗布（216人）及び医療機関委託（349人） *大島・度島地区のみ希望者には乳幼児健診の際に塗布実施（13人）
	フッ化物洗口事業（保育所・幼稚園）	通年	市内の保育所・幼稚園に通園している4・5歳児	フッ化物洗口週5回法（施設実施22/22）
	フッ化物洗口事業（小学校）	通年	小学校	フッ化物洗口週1回法（施設実施15/15）
	フッ化物洗口事業（中学校）	通年	中学校	フッ化物洗口週1回法（施設実施3/9）
	ブラッシング指導（小学校）	1回/年 または通年	小学校	染め出し、仕上げ磨きの仕方など（施設実施15/15）
	ブラッシング指導（中学校）	1回/年 または通年	中学校	染め出し、仕上げ磨きの仕方 生徒会を中心とした取組を実施した学校有（施設実施8/9）

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
平戸市	歯科講演 大人の歯科ザ談会	1回/年	根獅子小学校 保護者	山崎景右歯科医による講話 むし歯になりやすい菓子. 矯正. インプ ラント等
松浦市	幼児歯科相談	年6回	1歳6か月児健診後 ～就学前	フッ化物塗布
	幼児歯科健診	年2回	福島・鷹島地区 1歳～就学前	歯科健診. フッ化物塗布
	フッ化物洗口事業 (保育所・認定こども 園)	通年	市内の保育所・認 定こども園に通園 している4・5歳児	フッ化物洗口週5日法 (14/14施設で実施)
	フッ化物洗口事業 (小学校)	通年	小学校(学童)	フッ化物洗口週1日法 (9/9施設で実施)
対馬市	よい歯の教室	17	保育所入所児およ び幼稚園児とその 保護者. 職員	媒体を活用したう歯予防教育. 染め出 し. ブラッシング指導など
	もうすぐ一年生	18	同上	同上
	フッ化物塗布事業	42	1.6歳児2歳児3歳 児歯科健診対象児 の希望者	
	お口の健康教室	2	東里庁舎. 豊玉ふ れあい広場	幼児期の歯の健康について
壱岐市	乳幼児歯科相談事業	11回	0歳～就学前の児	フッ化物塗布(1歳6か月児健診後～3 歳児健診まで) 口腔チェック. ブラッシング指導 来所者: 314人
	歯なまる教室	通年	幼稚園児. 認可保 育所. 認定こども 園. 保護者. 祖父母	歯の話. ブラッシング指導. あいうべ体 操など
	フッ化物洗口	週5回法	幼稚園. 認可保 育所. 認定こども 園の4・5歳児希望者	フッ化物洗口
	フッ化物塗布事業	通年	3歳児健診終了者	市内歯科医院で無料フッ化物塗布券を 郵送して定期管理の勧め(1人1回) 受診率: 40.1%
五島市	ピカピカ歯っぴー教 室	26回	保育園・幼稚園の 4, 5歳児	むし歯予防講話 染め出しブラッシング指導 延人515人
	フッ化物洗口	通年	保育園・幼稚園の 4, 5歳児(希望者) 小学生(希望者)	フッ化物洗口
	2歳児健康相談	18回	2歳児及び保護者	むし歯予防講話 染め出しブラッシング指導 保健指導・栄養指導
	幼児歯科相談	4回	カリエスハイリス ク児	ブラッシング指導・RDテスト・フッ 素塗布など
	歯科保健担当者研修 会	1回	保育園・幼稚園歯 科保健担当者	【講話】各ライフステージのむし歯予 防について・よく噛んでたべるとは 参加者17名

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
西海市	乳幼児相談（歯科指導）	49回／年	乳幼児・妊産婦	49開設 延208人
	フッ化物洗口	通年	市内小中学校、保育所、幼稚園	中学校2校、全小学校、保育所幼稚園19園
	フッ化物歯面塗布	12回／年	1.6健診受診者のうちの希望者	195人
雲仙市	赤ちゃん健康相談	46回	乳児	歯科衛生士による個別相談 217人/46回
雲仙市	乳幼児フッ化物塗布事業	1人当たり 2回/年 51回	H26.4.2～H30.4.1 生	医療機関でのブラッシング指導及びフッ化物塗布 自己負担金：500円/回 1回目：391人、2回目：217人 1歳6か月児健診・2歳児親子歯科健診・3歳児健診での歯科衛生による歯科保健指導及びフッ化物塗布フッ化物塗布実績 1歳6か月児：237人/17回 3歳児：302人/17回 2歳児：216人/16回
	フッ化物洗口推進事業	週1回法	保育所・認定こども園児・児童生徒希望者	保育所・認定こども園等：20園 小学校：全18校 中学校：3校/7校
南島原市	乳児相談	H31.4.1～ R2.3.31	乳児相談参加者	歯科衛生士による指導 6～7か月児：集団教育240人、個別相談5人 10～11か月児：集団教育261人、個別相談206人
	幼児フッ化物塗布事業	H31.4.1～ R2.3.31	1～3歳児	指定歯科医院でのフッ化物塗布(2回)、ブラッシング指導(1回目のみ) R1実績：1回目565人(50.9%) 2回目350人(31.5%)
	南島原市フッ化物洗口推進事業	H31.4.1～ R2.3.31	市内保育園・幼稚園に在籍する4・5歳児、小学生および中学生	各施設でのフッ化物洗口実施への支援。市からは薬剤ボトル等支給 R1実績 保育園・幼稚園30/31園 小学校15/15校 中学校5/8校
長与町	お誕生相談	11回	1歳	対象312名中168名実施
	フッ化物塗布事業	11回	1.3歳・2.3歳・2.9歳	対象1,063名中495名実施
	フッ化物洗口事業	通年	町内保育所8か所、こども園1園、幼稚園2園、小学校5校	対象保育園児342名中220名実施 対象こども園児91名中91名実施 対象幼稚園児270名中270名実施 対象小学生2,270名中2,270名実施

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
長与町	小学校歯科健康教育 (歯科衛生士による 講和・ブラッシング指 導等、健康ながよ 21 推進員専門委員のブ ラッシング補助)	7月～12月 (11回)	長与町内小学校 4校の小3～小4	長与町内小学校4校各1学年346名
時津町	無			
東彼杵町	無			
川棚町	フッ化物洗口推進事 業	毎日法	4歳～5歳児	幼保でフッ化物洗口実施
波佐見町	乳幼児歯科健康相談	12回	生後9～10か月児	歯科衛生士による個別相談
	歯科巡回指導	5回	3歳～5歳児	保育園・こども園に出向き健康教育と ブラッシング指導を実施
	フッ化物洗口推進事 業	毎日法	4歳～5歳児	保育園等(3園)でフッ化物洗口実施 (資材の現物支給)
	フッ化物洗口推進事 業	週1回法	小・中学生	町内全小中学校でフッ化物洗口実施 (資材の現物支給)
小値賀町	親子歯科教室	2回	1～5歳/小3年生	ブラッシング指導 乳幼児37名、小学生20名
	出前講座	2回	小6年生/中1～3 年生	お口の健康について 小学生11名、中学生36名
佐々町	1歳児歯科教室	6回	1歳から1歳2か月	歯科医師による講話、フッ化物塗布(参 加者68名)
	幼児歯科検診	12回	2歳、2歳6か月、3 歳	検診、フッ化物塗布 受診率69.2%
	集団フッ化物洗口事 業	幼保:毎日法 小学校:週1 回法	幼保:年中、年長児 小学校:全学年	フッ化物洗口
新上五島町	フッ化物洗口推進事 業	通年	保育所・認定こど も園・幼稚園・小 学校	フッ化物洗口
	健康教育	6月		

(2) 令和元年度 県歯科医師会・郡市歯科医師会における乳幼児期・学童期歯科保健事業

歯会	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
県歯	保育所・幼稚園歯科健診データ収集、集計	通年	県下全保育所・幼稚園	県下の乳幼児の歯科疾患状況把握のため実施
	歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール		幼稚園(幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を含む)・小学校・義務教育学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の幼児、児童生徒の作品	応募総数 幼稚園の部：2点 小学校低学年の部：7点 小学校高学年の部：7点 中学校の部：6点 特別支援学校の部：3点 うち入賞5点 (最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作2点)
	歯・口の健康に関する標語コンクール		小学校1年生～中学校3年生(特別支援学校児童生徒も含む)	応募総数3点
	学校歯科医障害研修制度基礎・更新研修会	R1.11.20 R1.12.7	会員	日本学校歯科医生涯研修制度に基づく研修を長崎市、諫早市で実施
長崎市	フッ化物洗口施設推進のための懇談会	R1.4.11	会員(学校歯科医・園嘱託歯科医)	①フッ化物洗口の実施状況の説明 ②意見交換
	学校歯科医部会・研修会	R1.7.17	会員(学校歯科医・園嘱託歯科医)	部会：①フッ化物洗口の実施状況について(中学校、幼稚園・保育所) ②日本学校歯科医会への入会案内、基礎・更新研修会について 研修会：演題：『外傷歯の歯内療法～乳歯・幼若永久歯への対応～』 講師：福岡歯科大学医科歯科総合病院小児歯科 病院准教授 馬場篤子
佐世保市	フッ化物塗布実施歯科医院	通年		協力歯科医院：70 医院
	フッ化物洗口剤処方指示書協力歯科医院	通年		1.6 歳児、3 歳児検診時にフッ化物洗口指書を受診者に発行 協力歯科医院：69 医院
島原南高	歯・口の健康に関する図画コンクール	R1.6.9	園児	207 名応募。会長賞等、各賞 10 名と優秀賞 10 名を「お口の健康まつり」で表彰
	良い歯の優秀園表彰	R1.6.9	幼稚園、保育園	歯科疾患の予防と処置を推進し園児の健康増進に寄与している優れた保育園・幼稚園各市 1 園を「お口の健康まつり」で表彰。24 園応募。
	良い歯の健康優良児表彰	1 回	5 歳児	各園での歯科健診において、むし歯のない 5 歳児を表彰。378 名応募。
諫早市	歯・口の健康に関する図画コンクール	1 回	園児	「お口の健康フェスティバル」にて応募作品展示、審査 応募数 17 園 388 点 最優秀賞 1 点、優秀賞 4 点

歯会	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
諫早市	歯・口の健康に関する 図画・ポスターコンク ール	1回	市内小学生	審査会 R1.7.18 応募数4校116点 入賞作品の展示 入賞4点
	学校歯科医研修会	R2.1.24	会員、学校歯科医	来年度の学校歯科健診における注意事 項等の説明と学校歯科医の健診精度を 高めるための研修。 参加者27名
	学校健診における永 久歯の状況調査		市内小・中・高・特 別支援学生	
大村東彼	歯・口の健康に関する 図画ポスターコンク ール	1回	小・中・高・養護 学校・特別支援学 校	入選作品は各市町のイベント会場に展 示をおこなった。 優秀賞受賞者(大村市)をおおむら健 康・福祉まつりで表彰した。
	歯・口の健康啓発標語 コンクール	1回		歯・口の健康啓発標語コンクール
西彼	歯科健診・相談	R1.6.2	バイオパーク来場 者	歯っぴースマイルフェスティバル
	学校歯科研修会	R2.3.6	会員、学校歯科医	学校歯科健診における注意事項等の説 明と学校歯科医の健診精度を高めるた めの研修
北松	歯科相談・フッ化物洗 口体験(平戸)	R1.10.20 (平戸)	一般市民、来場者	お口の健康フェスティバル in 平戸 松浦水軍まつり(健康づくりコーナ ー・歯科相談)
		R1.10.26 (松浦)		
福江南松	歯科健診・歯並び相談	R1.6.9	五島市市民	歯っぴーフェスティバル
	5歳児歯の健康優良児 コンテスト	R1.6.23	新上五島町内の5 歳児	歯っぴいフェスティバルにて表彰
	歯・口の健康に関する 図画・ポスターコンク ール	R1.6.23	新上五島町内の幼 児・児童	歯っぴいフェスティバルにて表彰
対馬市	5歳児の歯の健康優良 児の表彰	1回	市内に居住し保育 所・幼稚園の歯科 健診の結果、う歯 のない5歳児	表彰状と記念品贈呈
	よい歯と口の学校表 彰	1回	市内の小・中・高 等学校	
	歯・口の健康に関する 図画・ポスターコンク ール	1回		
壱岐市	壱岐いきお口の健康 まつり	R1.6.2	一般市民	啓発、健診、保健指導等の事業
	デンタルワークショ ップ壱岐2019	R1.6.25	歯科保健従事者	講演会受講研修

2. 成人期（妊産婦・事業所） 歯科保健事業

（1）令和元年度 市町における成人期歯科保健事業

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
長崎市	無			
佐世保市	成人歯科健診（妊産婦）	通年	佐世保市在住の妊産婦	500 円の成人歯科健診を利用して年齢制限無し・負担金無しで行っている
島原市	成人歯科相談	通年（18回）	64 歳以下の市民	歯科衛生士による個別歯科相談 38 人
諫早市	妊娠届出時の歯科相談	通年	妊婦	妊娠届出時に歯に関する相談を実施 998 人
	妊婦歯科健診	通年	妊婦	指定医療機関で健診・保健指導 242 人
	歯科相談	通年 45 回	乳児のいる保護者	乳児相談時に歯科相談実施 965 人
大村市	歯周疾患検診	通年	18～74 歳 ※受診日現在	問診・歯周組織検査・ブラッシング指導（歯科医院にて受診） 受診者数：166 人
	新しい成人歯科健診	年 2 回	18 歳以上 ※受診日現在	口腔保健質問調査票による健診（「お口の健康フェスティバル」「健康・福祉まつり」にて受診） 受診者数：180 人
平戸市	歯周疾患検診	6 月～3 月	40～74 歳の平戸市民	40～74 歳の平戸市民に自己負担無料で歯周疾患検診実施。
松浦市	無 ※歯周疾患健診（健康増進法）のみ実施			
対馬市	お口の健康教室	1	豊玉ふれあい広場	歯周病についての講話 ブラッシング指導
	成人歯科健診事業	年間	19 歳以上の者で、特に妊婦とその夫	歯周疾患及び歯の予防、早期発見、治療を目的に受診勧奨
壱岐市	生活歯援プログラム事業	通年	生活習慣病予防の出前講座や健康教育を受講される方	生活習慣病予防の出前講座や健康教育を受講される方に、お口のアンケートを記載してもらい回収する。後日データを入力後、総評で結果を郵送。判定結果が受診勧奨になっているハイリスクの方には歯科医院へ受診勧奨を促す。 受講者（お口のアンケート記入者）：190 人
五島市	母親教室	3 回	妊産婦	歯科に関するミニ講話 延べ 18 人（3 月開催分コロナで中止）
西海市	生活歯援プログラムを用いた歯科相談	7 回	総合健診（特定健診・がん検診等）受診者	926 名が生活歯援プログラム（問診票）を記入。その内 863 名に歯科衛生士による歯科相談を実施。
雲仙市	パパママひろば	4 回	妊婦とその家族	歯科衛生士による妊娠中の歯の手入れ及び赤ちゃんのむし歯予防についての講話 参加人数：48 人

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
雲仙市	歯科相談	42回	健診受診者	集団特定健診会場での歯科衛生士による相談 相談者：798人
	食生活改善推進員養成講座	1回	養成講座受講生	歯科衛生士による講義（演習含む）受講者：9人
南島原市	妊婦歯科健診	通年	妊婦	指定歯科医院で健診、保健指導 61人
	お口の健康相談	H31.5～9月	20～64歳の 集団健診受診者	歯科衛生士による個別口腔ケア指導・歯科相談 R1実績：430人 市内8会場で実施
長与町	母子手帳交付	通年	妊婦	歯科保健指導（妊娠届出者 347名、 転入 52名）
	地区組織活動定例会での歯科健康教育	年3回	食生活改善推進員 健康づくり推進員、健康ながよ 21 推進専門員	各協議会で歯科衛生士による健康教育実施
時津町	無			
東彼杵町	30歳歯周病検診		年度末年齢30歳	受診者数4名
	2歳児健診		受診者の保護者	受診者数3名
川棚町	歯周疾患健診		川棚町在住の20歳以上の方	健診票のみ、23名受診
波佐見町	歯周疾患健診		健康増進法の歯周疾患検診対象外の者	健診票のみ。84名受診
	2歳児歯科健診保護者健診		2歳児歯科健診対象者の保護者で希望者	健診票のみ。21名受診
小値賀町	無			
佐々町	無			
新上五島町	無			

(2) 令和元年度 県歯科医師会・郡市歯科医師会における成人期歯科保健事業

歯会	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
県歯	長崎県市町村職員共済組合お口のチェック事業	R1. 5. 1～ R2. 3. 31	長崎県市町村職員共済組合の組合員及び被扶養者(中学生以上)	口腔診査及び口腔衛生指導 受診者数：1240人
	地方職員共済組合長崎県支部歯科健診事業	R1. 6. 1～ R2. 2. 29	地方職員共済組合長崎県支部の組合員であり、当該年度の4月1日時点で19歳.23歳.28歳.33歳.38歳.43歳.48歳.52歳.58歳.63歳.68歳に達する者	口腔診査及び口腔衛生指導 受診者数：236人
	全国健康保険協会長崎支部と長崎県歯科医師会との連携による歯科健診事業	R1. 12. 2～ R2. 2. 29	協会けんぽと長崎県が共同して実施している「健康経営」宣言事業に参加している事業所に勤務している被保険者	口腔診査及び口腔衛生指導(生活歯援プログラム) 訪問型受診者数：427人 来院型受診者数：59人
	生活歯援プログラム研修会	R1. 11. 9 R1. 11. 30 R2. 2. 15	会員. スタッフ	『「あなたと会えて良かった」～関わった方と共に俵せになるために～』 講師：長崎県歯科衛生士会 栗山雅子 成人歯科保健対応かかりつけ歯科医機能強化研修事業にて長崎市・西彼、大村東彼、壱岐市で実施
		R1. 12. 11 R1. 12. 18 R2. 1. 12	市町. 事業所. 施設等の保健関係者	「生活歯援プログラムについて」 講師：長崎県歯科衛生士会 栗山雅子 成人歯科保健対策向上研修事業にて佐世保市・北松、諫早市、対馬市で実施
長崎市	無			
佐世保市	無			
島原南高	歯科健診・妊婦歯科健診・高齢者歯科相談・生活歯援プログラムによる健診			「お口の健康まつり」にて実施
	歯科相談			「糖尿病予防のつどい」にて実施
諫早市	無			
大村東彼	新しい成人歯科健診	R1. 6 R1. 10	受診日現在18歳以上の市民	「お口の健康フェスティバル」 「健康福祉まつり」
西彼	生活歯援プログラム	R1. 6. 2	バイオパーク来場者	歯っぴースマイルフェスティバル

歯会	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
北松	お口の健康フェスティバル（平戸・松浦）	R1. 10. 20 （平戸）	一般市民（来場者）	生活歯援プログラムを用いた歯科保健指導
		R1. 10. 26 （松浦）		
福江南松	生活歯援プログラムを用いた歯科健診	R01. 06. 09	五島市市民	歯ッピーフェスティバルにて
	歯科健診 歯科相談	R1. 10. 6	新上五島町町民	上五島病院主催健康まつり内歯科健康コーナーにて
対馬市	無			
壱岐市	壱岐いきお口の健康まつり	R1. 6. 2	一般市民	啓発. 健診. 保健指導等の事業

3. 高齢者（要介護者）歯科保健事業

(1) 令和元年度 市町における高齢者（要介護者）歯科保健事業

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
長崎市	口腔ケア指導事業 「歯つらつ健康教室」	83回	市民 (市内にお住いの概ね65歳以上で構成される団体の方々)	口腔機能評価・口腔衛生評価・歯科衛生士による講話と実習等 R1年度72会場83回 延べ参加者数1,511名
佐世保市	佐世保地域リハビリテーション連絡協議会研修会	R1.7.27	ケアスタッフ・看護師・セラピスト・歯科スタッフ	テーマ:「お口の中のあれこれ～口腔粘膜疾患について～」 「予防しよう!オーラルフレイル」 講師:地域福祉委員会 太田信敬・徳富健太郎 参加人数:61名
	佐世保市福祉活動プラザからのキャラバン・メイト現任研修講師	R1.9.14	市内キャラバン・メイト	認知症サポーター向け研修会 テーマ:「認知症と口腔ケア」 講師:地域福祉委員会 神谷治伸・徳富健太郎 参加人数:30名
島原市	成人歯科相談	通年 (18回)	65歳以上の市民	歯科衛生士による個別歯科相談154人
	高齢者ふれあいサロン	通年 (24回)		歯科衛生士による集団教育367人
	高齢者学級	通年 (2回)		歯科医師による集団講話38人
諫早市	ロトレ教室(一般介護予防事業)	4月～3月 (55回)	おおむね65歳以上の高齢者	諫早市歯科医師会と長崎県歯科衛生士会で作成した諫早市版の口腔機能向上プログラムを使用したロトレ教室。 55回 参加者延べ332人
大村市	口腔ケア訪問指導	H31.4.1	おおむね65歳以上の高齢者	訪問(延)175回(実)57人
	出前講座	～		出前講座9回(実)125人
	楽笑会	R2.3.31 (延) 186回 (実) 219人		楽笑会2回(実)37人 *出前講座・楽笑会は口腔内細菌・オーラルフレイルが全身に及ぼす影響について講話
平戸市			無	
松浦市	介護予防教室	通年 週1回 (2か所:80回)	C型通所サービス利用者(総合事業)	口腔機能の評価、口腔体操等の口腔機能向上プログラムを実施 参加者:延338人
	出前講座	1回	高齢者集いの場参加者	保健師による講話、口腔体操等の実施 参加者:20名
対馬市	在宅訪問歯科診療事業	年間	寝たきり・障害者	訪問歯科診療実績 実人員17延人員50
壱岐市	はつらつ元気塾 定例(社協委託)	3回	60歳以上の方	歯科衛生士による講話、健口体操(あいうべ体操)
	はつらつ元気塾 単発(社協委託)	15回	おおむね60歳以上の方、老人クラブ、高齢者サロン	歯科衛生士による講話、健口体操(あいうべ体操)

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
老岐市	介護予防教室	9回	老人クラブ・高齢者サロン	歯科衛生士による講話・健口体操（あいうべ体操）
	基本チェックリスト ハイリスク者指導	4回	基本チェック口腔 ハイリスク者	歯科衛生士の訪問による口腔チェック・口腔ケア指導
五島市	無			
西海市	介護予防普及啓発事業	8回	高齢者学級・わいわいサロン・いきいき百歳体操・老人会等の参加者大瀬戸ふれあい食事サービスボランティアの方	8箇所143名・歯科衛生士による講話
	通所型介護予防事業	2回	総合事業対象者	9教室89名 歯科衛生士による講話
雲仙市	歯周病予防健診	随時	65歳から74歳の方	島原南高地区の指定歯科医院での個別健診（令和元年度20人）
	介護予防教室	23回	一般高齢者	歯科衛生士による口腔ケアの指導及び嚥下機能向上のための説明と実践（令和元年度248人）
	歯科相談	42回	65歳以上	集団特定健診会場にて歯科衛生士による相談（令和元年度568人）
南島原市	歯周病予防健診	随時	65～74歳	島原南高地区の指定歯科医院での個別健診（R1実績：142人）
	歯科相談	R1.5～9月	65歳以上の集団健診受診者	集団健診会場にて歯科衛生士による相談（R1実績：1,007人）
	介護保険地域支援事業（老人クラブ・介護予防自主グループ等への歯科健康教育・歯科相談）	31回	一般高齢者	保健師、歯科衛生士等による介護予防とお口の健康についての講話（R1実績：315人）
長与町	一般介護予防事業	不定	地域住民団体（老人クラブ・サロン）	「お口の健康について」3回実施 歯科衛生士 参加者47名
時津町	無			
東彼杵町	通所型サービスC事業	10回	事業対象者（基本チェックリスト該当または要支援1.2）	個別指導 11名 集団指導 43名（重複あり）
川棚町	無			
波佐見町	無			
小値賀町	小値賀町歯科講演会	1回	医療・介護施設職員	フレイル関係の講演+咀嚼組の演習 参加者32名
佐々町	地域づくり出前講座	年6回	各町内会で開催されている地域デイサービス参加者（概ね65歳以上の方） 合計117人	高齢者のフレイル予防として、口腔・栄養についての講話を実施。口腔については、歯科衛生士（在宅保険事業みつば会からの派遣）が実施し、栄養については健康相談センターの管理栄養士が実施した。
新上五島町	無			

(2) 令和元年度 県歯科医師会・郡市歯科医師会における高齢者（要介護者）歯科保健事業

歯会	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
県歯	長崎県後期高齢者医療広域連合お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業		長崎県内在宅の被保険者（75歳以上の後期高齢者で医療機関や介護施設等に入院、入所中の方を除く）	問診、口腔内の診察及び清掃、口腔機能向上のための訓練、セルフケアの指導 受診者数：1,470人
	第3回九州老年歯科フォーラム in 長崎	R1.8.4	県内医療関係者及び介護関係者	基調講演「地域包括ケア時代の歯科への期待」 講師：千葉県あおぞら診療所院長 川越正平 シンポジウム「地域を支える多職種連携の重要性」 シンポジスト：阿保外科医院副院長 阿保貴章、長崎県歯科医師会理事 江頭 聡、長崎県福祉保健部長寿社会課 前山隆史、特別養護老人ホームかたふち村 山田由貴、大村市地域包括支援センター 松尾真由美
	多職種連携研修会	R1.11.27	会員、スタッフ	「在宅・施設における歯科衛生士の活動」 講師：島原南高歯科衛生士会会長 北田章子 「在宅歯科医療に向けた長崎県歯科医師会の取組」 講師：長崎県歯科医師会地域福祉委員会委員 松田 威 グループディスカッション（症例検討会）
	長崎口のリハビリテーション研究会 県南地区実務者研修会	R2.2.8	長崎口のリハビリテーション研究会会員、県内医療関係者及び介護関係者	総論「ケアマネジャーからみた多職種連携の重要性」 講師：長崎市介護支援専門員連絡協議会 戸村孝章 各論（症例呈示と事例検討） 「くも膜下出血の後遺症による摂食嚥下機能障害の事例」
	長崎口のリハビリテーション研究会 県北地区実務者研修会	R2.2.9	長崎口のリハビリテーション研究会会員、県内医療関係者及び介護関係者	総論「ICFシートを用いたチーム対話から見出す個々の強み」 講師：佐世保市医師会 石坂俊輔 「ICFの理解と活用」 講師：長崎県作業療法士会 村木裕次郎 各論（症例呈示と事例検討） 「重度の認知症を有する、摂食嚥下機能障害の事例」
長崎市	在宅寝たきり者及び在宅障害者歯科保健事業	通年	市民	病院・施設・在宅への訪問歯科診療 R1年度 申込件数 743件

歯会	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
長崎市	[長崎県後期高齢者医療広域連合委託事業] 在宅要介護者訪問口腔保健モデル事業	6月～2月	広域連合の被保険者のうち、在宅要介護者（原則的に要介護2以上）で、歯科健診を受診するためにひとりで出向くことが困難な高齢者100名 ※医療保険や介護保険において歯科に関する管理を受けている者を除く	歯科衛生士が訪問し、誤嚥性肺炎等の疾病を予防するためのスクリーニング（清掃状況・ADL・食事状況）及び口腔ケアや保健指導を行う。 訪問は原則2回（1回目の指導の結果、2回目の訪問時に改善の評価を行う。） R1年度 申込件数4件 実績件数3件
佐世保市	8020認定証発行事業	H31.4.1～ R2.3.31	80歳以上の佐世保市民	8020達成者18名 （男性9名、女性9名）
	させば健康と福祉フェスティバル	R1.11.24	誰でも参加可	共催団体によるブース出展、薬物乱用防止ポスター表彰等 主催：くちから食べる楽しみを支援する協議会 参加人数約220名（延べ人数）
	在宅要介護者訪問口腔保健モデル事業	R1.6.1～ R2.2.29		訪問は2回行い、1回目は歯科医師と歯科衛生士による歯科健診、口腔機能評価、口腔衛生指導、および摂食嚥下機能訓練についての指導を行う。 2回目の訪問は原則として歯科衛生士によるお口の健康状態の評価と口腔衛生指導を行う。 令和元年度実績 申込件数7件 1回目：6件、2回目：4件
島原南高	高齢者栄養口腔ケア研修会			
諫早市			無	
大村東彼			無	
西彼			無	
北松	お口の健康フェスティバル（平戸・松浦）	R1.10.20 （平戸） R1.10.26 （松浦）	一般市民（来場者）	生活歯援プログラムを用いた歯科保健指導
福江南松	生活歯援プログラムを用いた歯科健診	R1.6.9	五島市市民	歯ッピーフェスティバルにて
	歯の健康優良高齢者コンテスト	R1.6.23	新上五島町の高齢者	歯っぴいフェスティバルにて8020を達成した高齢者を表彰する。
対馬市			無	
壱岐市	壱岐いきお口の健康まつり	R1.6.2	一般市民	啓発、健診、保健指導等の事業

4. 障害者歯科保健事業

(1) 令和元年度 市町における障害者歯科保健事業

市町	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
長崎市	長崎市障害者等歯科医療技術者養成事業	年1回 (研修会1回、見学実習2か所)	市内の歯科衛生士	障害(児)者・要介護者に対する歯科保健医療に対応できる歯科衛生士の育成 R1年度 延べ参加者数 21名
	ハートセンターでの歯科健診及びフッ化物塗布	6回	長崎市障害福祉センター(ハートセンター)のさくらんぼ園契約児等	R1年度 歯科健診：57名フッ化物塗布：84名
佐世保市	佐世保市障害者歯科健診・相談事業	R1.6.26	佐世保市内の障害者	佐世保市保健福祉部健康づくり課、佐世保市歯科医師会による障害者向け歯科健診 担当歯科医師：地域福祉委員会 徳富健太郎 健診者数：5名
島原市	無			
諫早市	無			
大村市	無			
平戸市	無			
松浦市	無			
対馬市	口腔衛生訪問指導	必要時	障害者	1. 在宅障害者2名 2. ほのぼの(旧知的障害者通所授産施設)23名 3. 特養いづはら2名
	在宅訪問歯科診療事業	年間	寝たきり・障害者	訪問歯科診療実績は高齢者と合算
壱岐市	無			
五島市	無			
西海市	無			
雲仙市	無			
南島原市	無			
長与町	無			
時津町	無			
東彼杵町	無			
川棚町	無			
波佐見町	無			
小値賀町	無			
佐々町	無			
新上五島町	無			

(2) 令和元年度 長崎県歯科医師会・郡市歯科医師会における障害者歯科保健事業

歯会	事業名	期間 (回数)	対象	事業内容・実績
県歯	無			
長崎市	在宅寝たきり者及び 在宅障害者歯科保健 事業	通年	市民	病院・施設・在宅への訪問歯科診療 申込件数 743 件
佐世保市	現代的な健康課題解 決支援事業	R1. 11. 28	教職員・保護者	テーマ「歯・口の健康に関すること」 講師：地域福祉委員会 田中淳 参加者：地域福祉委員会 村尾知紀 教職員・保護者 60 名
島原南高	無			
諫早市	摂食指導研修会	R1. 7. 25	特別支援学校職員	講師 牟田尚子
	発達障害児等能力開 発・教育支援推進事業 事例検討会	R1. 8. 27	特別支援学校職員	講師 牟田尚子
	長崎県特別支援学校 養護教諭研究会冬季 研修会	R1. 12. 5	特別支援学校養護 教諭	講師 牟田尚子
大村東彼	無			
西彼	口のリハビリテーシ ョン学習会	R1. 9. 12	医療・介護職	講師 齋藤秀文・前田哲治
北松	無			
福江南松	無			
対馬市	無			
壱岐市	無			

5. 災害時の歯科保健の対応関連

＜令和元年度実施分＞

実施主体	実施年月日	事業名	対象	事業内容
県歯	R2. 1. 11	長崎県警察本部・第七管区海上保安本部との協議会	県歯・県警・海保関係者	
		災害対策（身元確認班、医療提供班）研修会	県歯・県警・海保・長大歯関係者	
小値賀町	R2. 3 月	普及啓発		町の広報誌に歯科に関する記事を掲載

6. その他歯科保健に関する事業

＜令和元年度実施分＞

（1）総合的な普及啓発関連

実施主体	実施年月日	事業名	対象	事業内容
長崎市歯会 長崎市	R1. 6. 9	歯っぴいスマイルフェスティバル	市民	歯と口の健康週間イベント
長崎市歯	R1. 11. 8	『いい歯の日』 ①万歯供養 ②歯科受診啓発対策事業「フッ化物洗口」	市民	広く市民に対し、むし歯予防の大切さをPR ①1年間に抜歯された歯の供養（於：大光寺） ②園児への歯ブラシ配布及びブラッシング指導・フッ化物洗口（於：慈光保育園）
佐世保市歯会 佐世保市	R1. 6. 2	デンタルフェスティバル	佐世保市民	歯と口の健康週間イベント 出席団体：歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、佐世保市、市教育委員会、九州文化学園歯科衛生士学院、栄養士会、薬剤師会、看護協会県北支部 「まちの保健室」、歯科用品商組合 来場者数： お口の測定コーナー 321名 健康クイズ 250名 衛生士会コーナー 224名 栄養士会コーナー 250名 技工士会コーナー 748名 薬剤師会コーナー 402名 訪問診療コーナー 361名 体験コーナー 76名 看護協会コーナー 141名 キッズコーナー 652名 スタンプラリー 361名 アンケート調査 302名 生活歯援プログラム 194名 県民意識調査アンケート 289名

実施主体	実施年月日	事業名	対象	事業内容
佐世保市	R1. 8. 16	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会事前打合せ	歯科医師会、佐世保市健康づくり課	協議会に関する事前打合せ
	R1. 8. 23	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会	佐世保市、歯科医師会、医師会、薬剤師会、歯科衛生士会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員連絡協議会、障がい者相談支援事業所連絡会、市教育委員会、長崎大学歯学部、私立幼稚園会、保育会、老人クラブ連合会、PTA連合会、商工会議所、一般応募委員	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例に基づく行政事業の進捗状況報告と協議
島原南高歯会		お口の健康まつり		
		糖尿病予防のつどい		
諫早市歯会	R1. 6. 2	お口の健康フェスティバル	市民	<p>テーマ「健康はお口から！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生歯の健康優良児表彰 ・園児の図画コンクール ・お口の健康相談、健診 ・はみがき指導 ・生活歯援プログラム ・口腔ケア用品の展示 ・ミニゲーム ・フッ化物洗口体験 ・歯に良いおやつ（配布、展示） ・食事相談 ・健康相談 ・血圧・体脂肪測定 ・進めよう！健康いさはや21 ・のんのこ健康体操 <p>来場者数：約 500 人</p>
大村市	R1. 11. 14	世界糖尿病デーイベント	一般市民	糖尿病と歯に関する資料の提示及び啓発物の配布
平戸市 (北松歯会)	年 5 回	歯科保健に関する記事掲載	平戸市民	広報平戸に記事掲載。
佐々町 (北松歯会)	年 6 回 (6月～11月)	歯科保健に関する記事掲載	佐々町民	広報さざに記事掲載

(2) スポーツ歯科への対応関連

実施主体	実施年月日	事業名	対象	事業内容
県歯	R1.12.7	長崎県スポーツ指導者研修会	日本スポーツ協会公認スポーツ指導者	「スポーツにおけるマウスガードの必要性とその効果」 講師：東京歯科大学特任教授 石上恵一

(3) 全身と口腔機能の関わりへの対応関連

実施主体	実施年月日	事業名	対象	事業内容

7. 県・市町別 委託（補助）による歯科保健関係事業

(1) 令和元年度 長崎県における委託・補助事業

事業名	委託費 (補助額) (単位：千円)	備考
成人歯科保健対応かかりつけ歯科医機能強化研修事業	800	委託 8020 運動推進特別事業
成人歯科保健対策向上研修事業	718	委託 8020 運動推進特別事業
成人歯科保健向上生活歯援事業	600	委託 8020 運動推進特別事業
長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業	1,585	委託 長崎県フッ化物洗口推進事業
長崎県歯科保健データ収集・分析事業	555	委託
障害者歯科診療及び休日歯科診療事業	18,430	委託
障害者施設職員・保護者向け口腔ケア指導事業	420	委託 長崎県口腔保健推進事業
在宅歯科診療ネットワーク構築事業	6,002	補助 地域医療介護総合確保基金
歯科医師認知症対応力向上研修事業	1,408.611	委託 地域医療介護総合確保基金
在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業	1,555	委託 地域医療介護総合確保基金

(2) 令和元年度 市町における委託・補助事業

市町	事業名	委託費 (補助額) (単位：千円)	備考
長崎市	妊産婦歯科保健指導事業（歯っぴいベビー）	770	
	妊産婦歯科健診事業	4,677	
	歯科健診及びフッ化物塗布委託（歯育て健診）	6,541	
	フッ化物洗口薬剤等購入費補助金	7,230	
	歯周疾患検診事業	7,271	
	歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業	827	
	障害者・高齢者歯科保健事業に伴う訪問歯科診療機器等購入費補助金	1,488	
	障害者等歯科医療技術者養成事業	324	長崎県歯科衛生士会への委託
	在宅寝たきり者及び在宅障害者歯科保健事業	4	長崎県歯科衛生士会への委託
	短期集中型訪問サービス事業口腔改善指導	(非公開)	長崎県歯科衛生士会への委託 ※中央総合事務所管轄

市町	事業名	委託費 (補助額) (単位：千円)	備考
佐世保市	デンタルフェスティバル	300	
	佐世保市休日在宅当番医制委託事業	781	
	乳幼児健康診査委託事業	1,795	
	歯科健康診断業務委託事業	1,054	
	へき地学校の児童・生徒健康診断業務委託事業	289	
	就学時健康診断業務委託事業	1,172	
	成人歯科健康診断業務委託事業	2,003	
	させば健康と福祉フェスティバル	100	
島原市	無		
諫早市	医療機関団体協力補助	200	
大村市	歯科休日診療当番医制補助金	500	
	歯周疾患健診（手数料）	589	
	新しい成人歯科検診	454	
	歯・口腔の健康づくり啓発費補助金	500	お口の健康フェスティバル
平戸市	歯周疾患検診委託料	1,310	
	フッ化物塗布事業	600	
松浦市	無		
対馬市	無		
壱岐市	妊婦のお口の健康チェック事業	153	歯科医院での問診・歯周疾患検診（長崎県歯科医師会の健診内容に準ずる）口腔チェック（妊娠中1回）
	歯周疾患検診事業	468	壱岐市内に住所を有する令和元年度に40・50・60・70歳に達する者 歯科医院での問診・歯周疾患検診（長崎県歯科医師会の健診内容に準ずる）
五島市	フッ化物洗口事業	800	補助 フッ化物洗口事業

市町	事業名	委託費 (補助額) (単位：千円)	備考
西海市	無		
雲仙市	1歳6か月児歯科健康診査及び3歳児歯科健康診査委託料		歯科医師
雲仙市	2歳児親子歯科健康診査及び妊産婦歯科健康診査委託料		
	乳幼児フッ化物塗布事業		委託料：1,530円 1人当たり2回/年助成 (自己負担金：500円/回)
	フッ化物洗口推進事業補助金		各保育所等でのフッ化物洗口にかかる費用の助成
	休日在宅歯科当番運営補助金	245	雲仙市補助
	歯周病予防健診	600	雲仙市に住所を有する妊婦及び20歳から74歳の市民 (自己負担金：500円、70歳以上は無料)
南島原市	幼児フッ化物塗布事業	1,368	委託料：1,500円(税8%)、 1,530円(税10%)/件 1人あたり2回/年助成 自己負担：無料
	歯周病予防健診	1,917	委託料：5,580円(税8%)、 5,690円(税10%)/件 自己負担：500円ただし40・ 45・50・55・60・65・70歳は無料
	妊婦歯科健診	343	委託料 5,580円(税8%)、 5,690円(税10%)/件 自己負担 無料 ※年度内の歯周病予防健診との重複受診は不可
長与町	無		
時津町	フッ化物洗口推進事業	169	補助(私立保育所、私立幼稚園)
東彼杵町	無		
川棚町	無		
波佐見町	無		
小値賀町	無		
佐々町	無		
新上五島町	無		

Ⅲ. 令和元年度

長崎県歯科保健データ

1. 乳幼児期歯科保健データ

(1) 令和元年度長崎県幼児歯科健診結果

① 1歳6か月児歯科健康診査

	数	備考
対象者数	10,042	
受診者数	9,622	
むし歯の総数	337	
1人あたりのむし歯の本数	0.04	
う蝕有病者数	128	
う蝕有病者率	1.33	

② 3歳児歯科健康診査

	数	備考
対象者数	10,661	
受診者数	10,036	
むし歯の総数	5,987	
1人あたりのむし歯の本数	0.60	
う蝕有病者数	1,828	
う蝕有病者率	18.21	

(2) 令和元年度 1歳6ヶ月児・3歳児う蝕状況(市町・保健所)

市町名	1歳6か月児					3歳児				
	受診者数	むし歯の総数	1人あたりのむし歯の本数	う蝕有病者数	う蝕有病者率	受診者数	むし歯の総数	1人あたりのむし歯の本数	う蝕有病者数	う蝕有病者率
	人	本	本	人	%	人	本	本	人	%
長崎市	2912	111	0.04	44	1.51	2996	1883	0.63	572	19.09
佐世保市	1768	23	0.01	9	0.51	1853	779	0.42	236	12.74
島原市	321	7	0.02	2	0.62	344	190	0.55	63	18.31
諫早市	974	35	0.04	14	1.44	977	714	0.73	199	20.37
大村市	890	39	0.04	14	1.57	890	377	0.42	133	14.94
平戸市	215	6	0.03	3	1.40	225	249	1.11	58	25.78
松浦市	140	21	0.15	4	2.86	154	141	0.92	50	32.47
対馬市	219	20	0.09	9	4.11	238	207	0.87	56	23.53
壱岐市	149	5	0.03	1	0.67	202	138	0.68	41	20.30
五島市	204	6	0.03	2	0.98	230	180	0.78	56	24.35
西海市	178	12	0.07	4	2.25	207	131	0.63	50	24.15
雲仙市	257	8	0.03	4	1.56	353	222	0.63	71	20.11
南島原市	235	13	0.06	3	1.28	268	207	0.77	65	24.25
長与町	351	3	0.01	2	0.57	346	160	0.46	48	13.87
時津町	291	11	0.04	6	2.06	257	125	0.49	37	14.40
東彼杵町	43	0	0.00	0	0.00	46	29	0.63	11	23.91
川棚町	96	2	0.02	1	1.04	95	44	0.46	14	14.74
波佐見町	119	9	0.08	3	2.52	134	93	0.69	29	21.64
小値賀町	11	0	0.00	0	0.00	17	5	0.29	3	17.65
佐々町	150	6	0.04	3	2.00	115	59	0.51	23	20.00
新上五島町	99	0	0.00	0	0.00	89	54	0.61	13	14.61
合計	9622	337	0.04	128	1.33	10036	5987	0.60	1828	18.21

長崎市	2912	111	0.04	44	1.51	2996	1883	0.63	572	19.09
佐世保市	1768	23	0.01	9	0.51	1853	779	0.42	236	12.74
西彼保健所	820	26	0.03	12	1.46	810	416	0.51	135	16.67
県央保健所	2122	85	0.04	32	1.51	2142	1257	0.59	386	18.02
県南保健所	813	28	0.03	9	1.11	965	619	0.64	199	20.62
県北保健所	505	33	0.07	10	1.98	494	449	0.91	131	26.52
五島保健所	204	6	0.03	2	0.98	230	180	0.78	56	24.35
上五島保健所	110	0	0.00	0	0.00	106	59	0.56	16	15.09
壱岐保健所	149	5	0.03	1	0.67	202	138	0.68	41	20.30
対馬保健所	219	20	0.09	9	4.11	238	207	0.87	56	23.53
合計	9622	337	0.04	128	1.33	10036	5987	0.60	1828	18.21

本土地区	8940	306	0.03	116	1.30	9260	5403	0.58	1659	17.92
離島地区	682	31	0.05	12	1.76	776	584	0.75	169	21.78

(令和元年度こども家庭課とりまとめ)

(3) 令和元年度 1歳6か月児う蝕状況(市町別順位)

う蝕有病者率

順位	市町名	%
1	東彼杵町	0.00
1	小値賀町	0.00
1	新上五島町	0.00
4	佐世保市	0.51
5	長与町	0.57
6	島原市	0.62
7	壱岐市	0.67
8	五島市	0.98
9	川棚町	1.04
10	南島原市	1.28
11	平戸市	1.40
12	諫早市	1.44
13	長崎市	1.51
14	雲仙市	1.56
15	大村市	1.57
16	佐々町	2.00
17	時津町	2.06
18	西海市	2.25
19	波佐見町	2.52
20	松浦市	2.86
21	対馬市	4.11
長崎県		1.33
全国		

一人あたりのむし歯の本数

順位	市町名	本
1	東彼杵町	0.00
1	小値賀町	0.00
1	新上五島町	0.00
4	長与町	0.01
4	佐世保市	0.01
6	川棚町	0.02
6	島原市	0.02
8	平戸市	0.03
8	五島市	0.03
8	雲仙市	0.03
8	壱岐市	0.03
12	諫早市	0.04
12	時津町	0.04
12	長崎市	0.04
12	佐々町	0.04
12	大村市	0.04
17	南島原市	0.06
18	西海市	0.07
19	波佐見町	0.08
20	対馬市	0.09
21	松浦市	0.15
長崎県		0.04
全国		

(4) 令和元年度 3歳児う蝕状況（市町別順位）

う蝕有病者率

順位	市町名	%
1	佐世保市	12.74
2	長与町	13.87
3	時津町	14.40
4	新上五島町	14.61
5	川棚町	14.74
6	大村市	14.94
7	小値賀町	17.65
8	島原市	18.31
9	長崎市	19.09
10	佐々町	20.00
11	雲仙市	20.11
12	壱岐市	20.30
13	諫早市	20.37
14	波佐見町	21.64
15	対馬市	23.53
16	東彼杵町	23.91
17	西海市	24.15
18	南島原市	24.25
18	五島市	24.35
20	平戸市	25.78
21	松浦市	32.47
長崎県		18.21
全国		

一人あたりのむし歯の本数

順位	市町名	本
1	小値賀町	0.29
2	佐世保市	0.42
2	大村市	0.42
4	長与町	0.46
4	川棚町	0.46
6	時津町	0.49
7	佐々町	0.51
8	島原市	0.55
9	新上五島町	0.61
10	長崎市	0.63
10	雲仙市	0.63
10	東彼杵町	0.63
10	西海市	0.63
14	壱岐市	0.68
15	波佐見町	0.69
16	諫早市	0.73
17	南島原市	0.77
18	五島市	0.78
18	対馬市	0.87
20	松浦市	0.92
21	平戸市	1.11
長崎県		0.60
全国		

(5) 令和元年度 1歳6か月児・3歳児う蝕状況(都道府県別順位)

1歳6か月児					3歳児						
順位	都道府県名	有病者率	順位	都道府県名	1人当り う蝕数	順位	都道府県名	有病者率	順位	都道府県名	1人当り う蝕数
1			1			1			1		
2			2			2			2		
3			3			3			3		
4			4			4			4		
5			5			5			5		
6			6			6			6		
7			7			7			7		
8			8			8			8		
9			9			9			9		
10			10			10			10		
11			11			11			11		
12			12			12			12		
13			13			13			13		
14			14			14			14		
15			15			15			15		
16			16			16			16		
17			17			17			17		
18			18			18			18		
19			19			19			19		
20			20			20			20		
21			21			21			21		
22			22			22			22		
23			23			23			23		
24			24			24			24		
25			25			25			25		
26			26			26			26		
27			27			27			27		
28			28			28			28		
29			29			29			29		
30			30			30			30		
31			31			31			31		
32			32			32			32		
33			33			33			33		
34			34			34			34		
35			35			35			35		
36			36			36			36		
37			37			37			37		
38			38			38			38		
39			39			39			39		
40			40			40			40		
41			41			41			41		
42			42			42			42		
43			43			43			43		
44			44			44			44		
45			45			45			45		
46			46			46			46		
47			47			47			47		
全国			全国			全国			全国		

平成29年度厚生労働省地域保健・健康増進事業報告

※本県のデータと国公表データが異なっているため、県所管の調査結果、県データを正として修正している。

(6)都道府県別1歳6か月児・3歳児むし歯有病者率ベスト10

1歳6か月児

順位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	兵庫	兵庫	兵庫	愛知	三重	三重	三重	三重	鳥取	鳥取	鳥取	三重	新潟	
2	愛知	愛知	京都	奈良	京都	愛知	滋賀	愛知	富山	三重	富山	新潟	愛知	
3	三重	静岡	静岡	兵庫	兵庫	静岡	兵庫	石川	新潟	富山	三重	滋賀	石川	
4	福井	京都	三重	京都	愛知	京都	岐阜	岐阜	三重	愛知	愛知	愛知	三重	
5	静岡	岐阜	滋賀	香川	滋賀	奈良	愛知	鳥取	静岡	山形	新潟	富山	富山	
6	京都	広島	愛知	静岡	広島	滋賀	静岡	岡山	愛知	滋賀	滋賀	静岡	静岡	
7	富山	香川	岐阜	滋賀	富山	岡山	広島	静岡	奈良	奈良	静岡	香川	山形	
8	広島	三重	広島	岐阜	岡山	兵庫	京都	京都	岡山	京都	岡山	山形	岡山	
9	岐阜	愛媛	岡山	広島	岐阜	岐阜	岡山	兵庫	石川	静岡	兵庫	京都	東京	
10	滋賀	奈良	東京	三重	奈良	富山	富山	滋賀	広島	兵庫	東京	岡山	兵庫	

3歳児

順位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	東京	愛知	愛知	愛知	愛知	東京	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	東京	東京	
2	愛知	東京	東京	岐阜	東京	愛知	岐阜	東京	東京	静岡	東京	愛知	愛知	
3	岐阜	岐阜	岐阜	東京	岐阜	静岡	東京	岐阜	静岡	東京	静岡	静岡	岐阜	
4	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	岐阜	静岡	静岡	岐阜	新潟	岐阜	新潟	静岡	
5	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	新潟	岐阜	鳥取	岐阜	新潟	
6	兵庫	兵庫	兵庫	兵庫	兵庫	新潟	兵庫	新潟	神奈川	神奈川	新潟	神奈川	神奈川	
7	広島	広島	広島	広島	鳥取	鳥取	新潟	兵庫	広島	鳥取	石川	鳥取	鳥取	
8	埼玉	新潟	京都	新潟	広島	兵庫	広島	広島	兵庫	長野	広島	長野	兵庫	
9	鳥取	京都	新潟	京都	新潟	埼玉	鳥取	鳥取	鳥取	兵庫	兵庫	兵庫	長野	
10	長野	埼玉	福井	鳥取	京都	京都	埼玉	石川	長野	埼玉	神奈川	広島	広島	

(7)都道府県別1歳6か月児・3歳児むし歯有病者率ワースト10

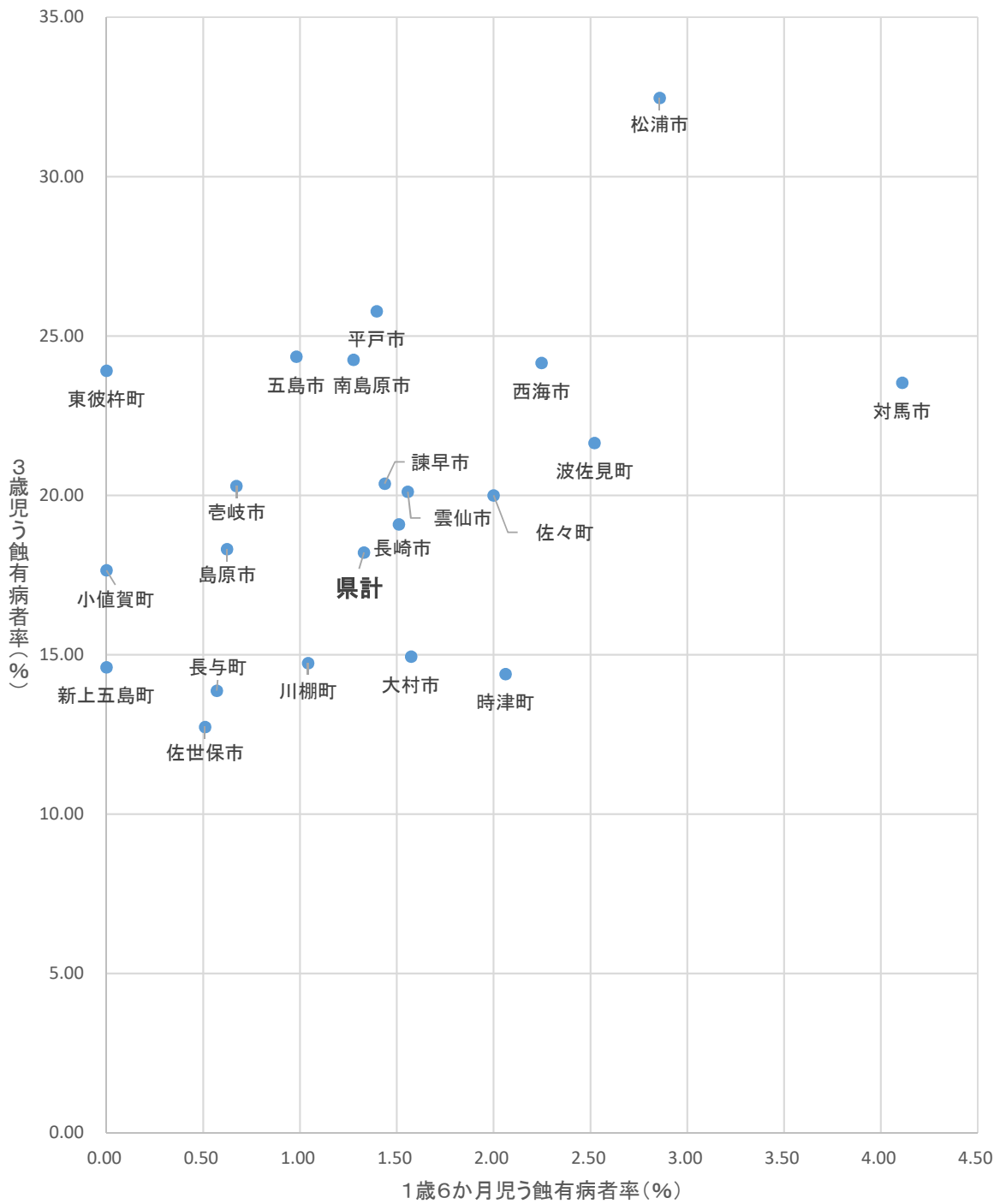
1歳6か月児

順位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	鹿児島	秋田	熊本	熊本	鹿児島	青森	沖縄	沖縄	福岡	沖縄	鹿児島	沖縄	青森	
2	熊本	島根	秋田	鹿児島	沖縄	鹿児島	福岡	福岡	沖縄	島根	熊本	青森	長崎	
3	秋田	鹿児島	鹿児島	福岡	大分	熊本	熊本	青森	鹿児島	熊本	沖縄	佐賀	熊本	
4	長崎	長崎	青森	秋田	熊本	沖縄	鹿児島	鹿児島	熊本	長崎	北海道	長崎	鹿児島	
5	沖縄	宮城	福島	沖縄	青森	秋田	福島	熊本	島根	高知	福岡	大分	北海道	
6	大分	熊本	福岡	大分	北海道	福岡	青森	長崎	北海道	佐賀	宮城	熊本	福岡	
7	青森	沖縄	沖縄	福島	福岡	大分	宮崎	北海道	長崎	青森	青森	福島	高知	
8	島根	福島	北海道	長崎	福島	北海道	北海道	宮城	大分	宮城	長崎	宮崎	沖縄	
9	宮城	青森	大分	北海道	長崎	長崎	秋田	宮崎	青森	福岡	山口	鹿児島	秋田	
10	福島	宮崎	長崎	青森	宮崎	宮城	宮城	福島	宮城	北海道	宮崎	香川	山口	

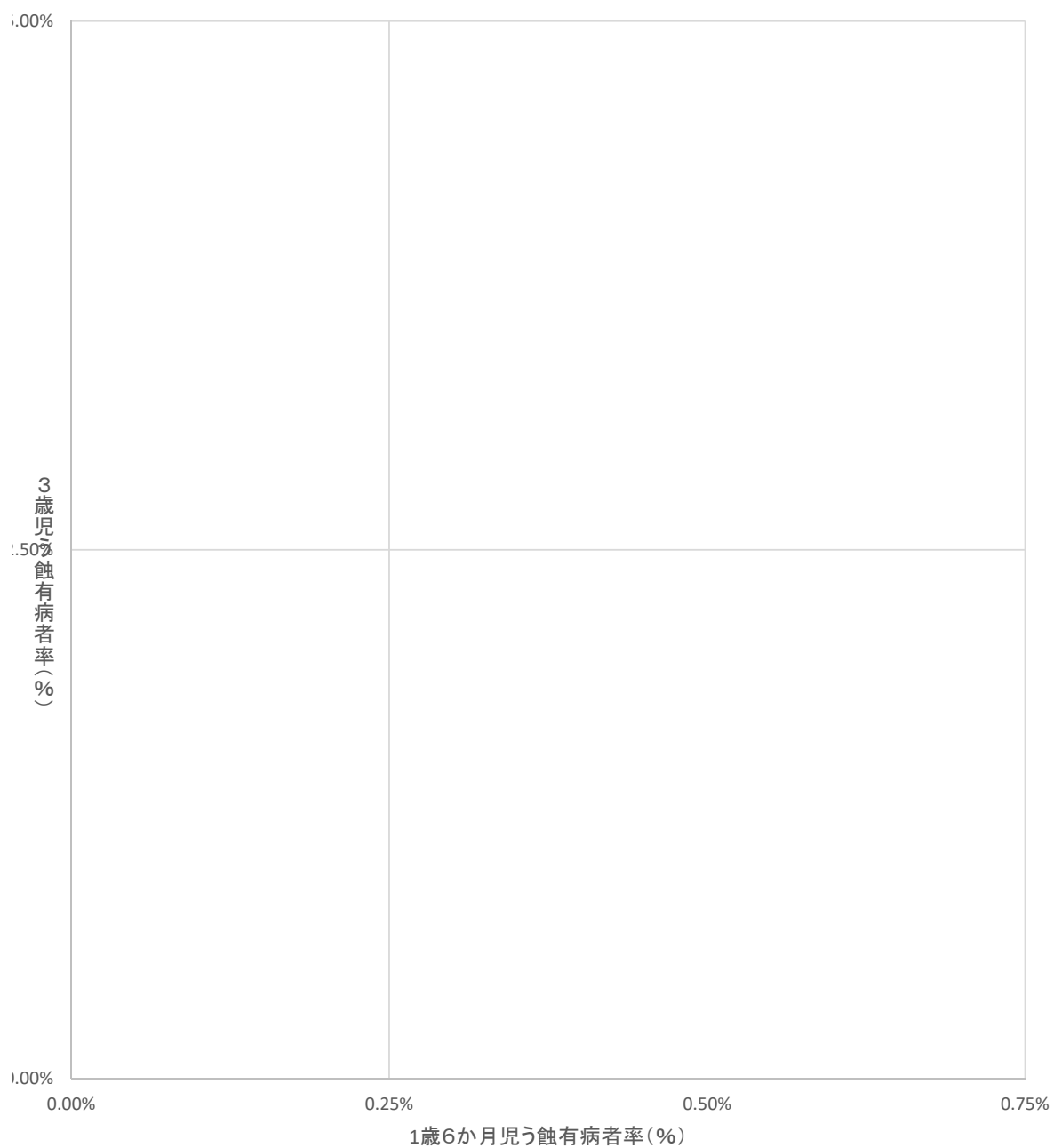
3歳児

順位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	青森	沖縄	沖縄	沖縄	青森	青森	沖縄	青森	青森	沖縄	沖縄	青森	青森	
2	沖縄	青森	青森	佐賀	沖縄	沖縄	青森	沖縄	沖縄	青森	青森	沖縄	沖縄	
3	大分	大分	秋田	青森	佐賀	佐賀	福島	福島	佐賀	長崎	熊本	福島	熊本	
4	佐賀	秋田	長崎	秋田	長崎	大分	宮崎	宮崎	長崎	佐賀	福島	佐賀	佐賀	
5	長崎	佐賀	大分	大分	大分	長崎	長崎	長崎	福島	滋賀	佐賀	熊本	山口	
6	秋田	福島	福島	福島	宮崎	秋田	佐賀	熊本	宮崎	熊本	長崎	宮崎	大分	
7	宮城	長崎	佐賀	宮崎	秋田	福島	秋田	秋田	熊本	福島	大分	長崎	長崎	
8	山形	宮城	宮城	長崎	山形	宮城	熊本	佐賀	香川	徳島	秋田	和歌山	福島	
9	福島	山形	宮崎	山形	鹿児島	山形	大分	宮城	秋田	宮崎	宮崎	大分	宮崎	
10	宮崎	宮崎	山形	宮城	福島	宮崎	鹿児島	大分	宮城	秋田	香川	秋田	鹿児島	

令和元年度 1歳6か月児・3歳児う蝕有病者率分布図
市町別

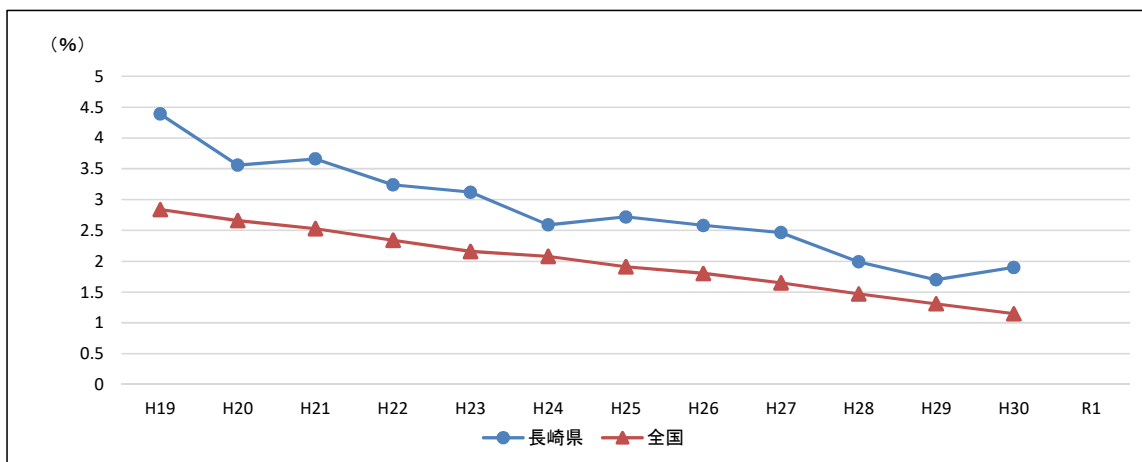


令和元年度 1歳6か月児・3歳児う蝕有病者率分布図
都道府県別



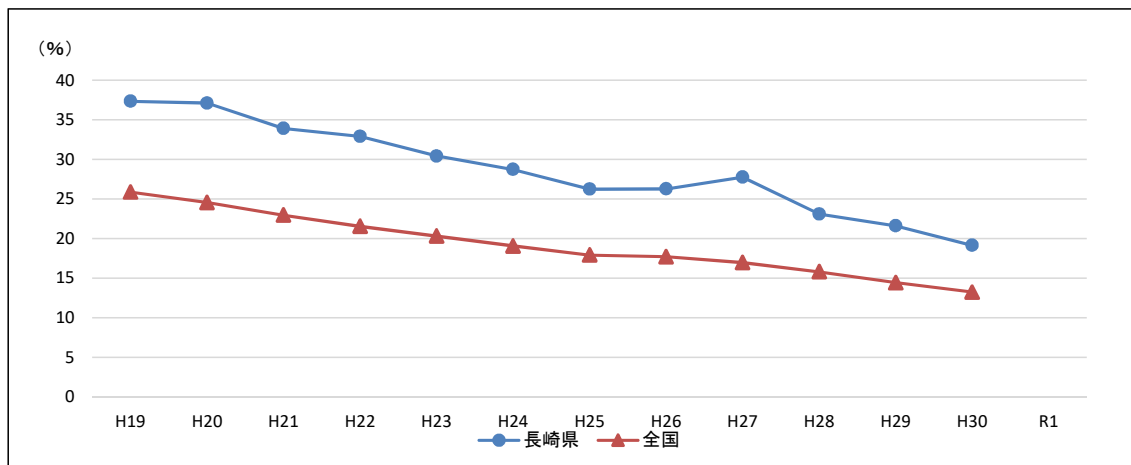
(8) 全国と長崎県の1歳6か月児・3歳児むし歯有病者率の推移

①1歳6か月児有病者率



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長崎県	4.39	3.56	3.66	3.24	3.12	2.59	2.72	2.58	2.46	1.99	1.70	1.90	
全国	2.84	2.66	2.53	2.34	2.16	2.08	1.91	1.80	1.65	1.47	1.31	1.15	

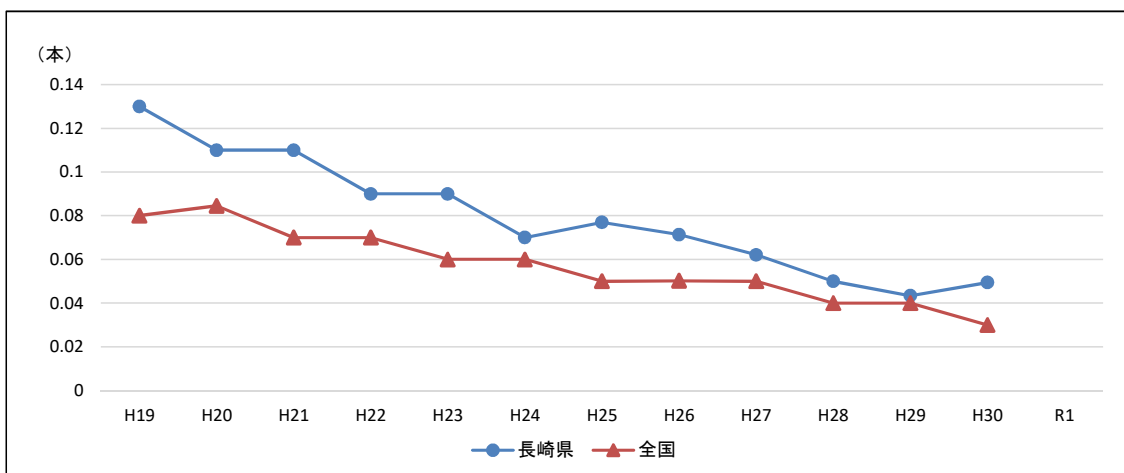
②3歳児有病者率



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長崎県	37.34	37.11	33.90	32.89	30.42	28.73	26.24	26.28	27.76	23.10	21.60	19.14	
全国	25.86	24.56	22.96	21.54	20.31	19.07	17.91	17.71	16.97	15.80	14.43	13.24	

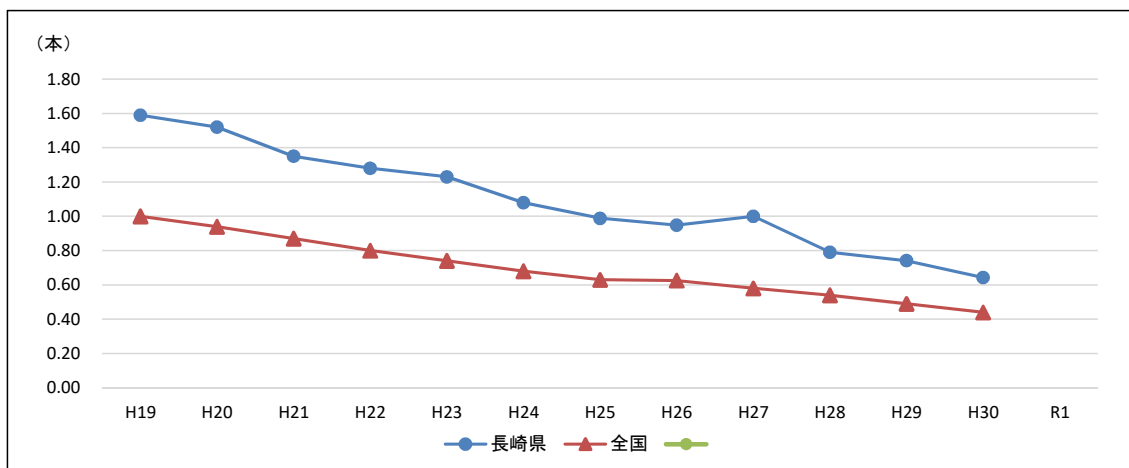
(9) 全国と長崎県の1歳6か月児・3歳児1人あたりのむし歯の本数推移

①1歳6か月1人当たりのむし歯の本数



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長崎県	0.13	0.11	0.11	0.09	0.09	0.07	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.05	
全国	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.03	

②3歳児1人あたりのむし歯の本数



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長崎県	1.59	1.52	1.35	1.28	1.23	1.08	0.99	0.95	1.00	0.79	0.74	0.64	
全国	1.00	0.94	0.87	0.80	0.74	0.68	0.63	0.62	0.58	0.54	0.49	0.44	

(10) 令和元年度 長崎県における保育所（園） 歯科健康診断結果（有病者率）

（％）

郡市名	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児	
	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯
長崎市	0.20		1.84		10.42		23.24		37.30	0.00	45.90	2.08
佐世保市	0.00		1.34		7.80		18.19		29.88	0.00	44.25	1.27
島原市	0.00		1.74		10.28		25.56		39.73	0.00	51.57	1.23
諫早市	0.00		2.22		9.23		26.12		38.61	0.00	50.79	2.39
大村市	0.54		1.47		6.97		17.90		27.86	0.00	38.60	0.00
平戸市	0.00		1.45		9.24		23.81		43.69		56.84	3.51
松浦市	0.00		4.20		12.93		17.74		45.90	0.00	58.16	0.00
対馬市	0.00		2.36		4.80		27.44		45.40		49.71	0.00
壱岐市	0.00		0.89		7.28		15.61		40.19	0.00	47.73	5.41
五島市	0.00		1.46		16.78		28.49		45.40	0.00	50.52	1.67
西海市	0.00		2.80		6.29		14.72		30.94	0.00	39.33	0.00
雲仙市	0.00		0.96		9.85		20.00		36.06	0.00	50.18	2.38
南島原市	0.00		1.89		9.68		25.30		46.50	0.00	49.82	1.30
西彼杵郡	0.00		1.62		8.23		22.34		30.87	0.00	40.07	3.17
東彼杵郡	0.00		1.64		20.00		20.43		27.95	0.00	50.58	14.71
北松浦郡	0.00		0.96		11.76		23.20		41.75	0.00	53.23	3.57
南松浦郡	0.00		0.00		11.84		12.90		33.33		42.19	0.00
市計	0.11		1.75		9.14		21.89		36.34	0.00	46.90	1.68
郡計	0.00		1.39		12.59		21.05		31.77	0.00	46.26	7.51
県計	0.10		1.71		9.51		21.80		35.85	0.00	46.83	2.21

(11) 令和元年度 年齢別にみた乳歯の一人平均う歯数（保育所（園））

(本)

郡市名	年 齢					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
長崎市	0.01	0.05	0.28	0.85	1.54	2.20
佐世保市	0.00	0.04	0.23	0.58	1.33	2.12
島原市	0.00	0.03	0.21	0.83	1.28	1.91
諫早市	0.00	0.06	0.23	0.89	1.76	2.45
大村市	0.01	0.05	0.18	0.59	0.99	1.68
平戸市	0.00	0.03	0.39	0.95	1.68	2.86
松浦市	0.00	0.14	0.33	0.61	2.51	3.38
対馬市	0.00	0.06	0.10	1.18	2.24	2.91
壱岐市	0.00	0.01	0.24	0.61	1.90	2.19
五島市	0.00	0.02	0.54	0.94	1.75	2.23
西海市	0.00	0.10	0.10	0.26	1.10	1.69
雲仙市	0.00	0.01	0.30	0.70	1.34	2.49
南島原市	0.00	0.05	0.29	0.80	1.66	2.11
西彼杵郡	0.00	0.03	0.22	0.75	1.30	2.01
東彼杵郡	0.00	0.04	0.38	0.67	1.25	1.94
北松浦郡	0.00	0.02	0.25	0.74	2.02	2.06
南松浦郡	0.00	0.00	0.41	0.29	1.60	1.81
市計	0.00	0.05	0.25	0.75	1.50	2.22
郡計	0.00	0.03	0.29	0.68	1.42	1.98
県計	0.00	0.05	0.25	0.75	1.49	2.19

(12) 令和元年度 長崎県における幼稚園歯科健康診断結果（有病者率）

（％）

郡市名	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児	
	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯	乳 歯	永久歯
長崎市	0.00		3.40		7.69		16.63		23.28	0.00	30.66	2.20
佐世保市					10.47		11.97		24.57	0.00	31.10	1.61
島原市	0.00		2.27		4.69		14.13		28.42		27.59	0.00
諫早市	0.00		0.00		13.64		18.73		29.12	0.00	34.50	4.26
大村市	0.00		0.00		0.00		13.43		21.30	0.00	33.22	1.30
平戸市					0.00		26.32		29.41		50.00	0.00
松浦市	0.00		0.00		0.00		15.79		31.58		44.90	11.11
対馬市	0.00		6.67		14.29		8.62		28.81		33.93	0.00
壱岐市							9.68		35.45		48.96	3.85
五島市	0.00		0.00		0.00		4.26		20.00		28.07	6.25
西海市					0.00		23.53		29.41		33.33	0.00
雲仙市	0.00		0.00		0.00		23.73		35.59	100.00	52.73	16.67
南島原市	0.00		0.00		22.58		38.46		47.54	0.00	56.25	0.00
西彼杵郡	0.00		0.00		5.80		9.95		16.55		24.33	0.00
東彼杵郡	0.00		0.00		7.14		15.00		32.10		49.32	0.00
北松浦郡	0.00		0.00		14.29		16.67		28.57		50.00	0.00
南松浦郡							0.00		18.52		26.92	0.00
市計	0.00		2.56		7.94		15.42		25.43	5.26	32.99	2.47
郡計	0.00		0.00		6.73		10.91		20.25		29.88	0.00
県計	0.00		2.20		7.80		14.98		24.91	5.26	32.67	2.23

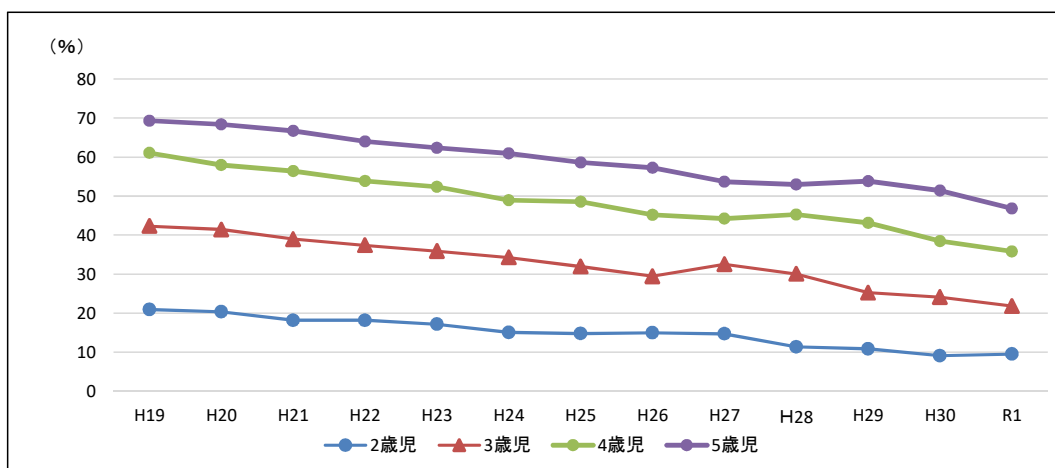
(13) 令和元年度 年齢別にみた乳歯の一人平均う歯数（幼稚園）

(本)

郡市名	年 齢					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
長崎市	0.00	0.11	0.18	0.44	0.94	1.29
佐世保市	0.00	0.00	0.28	0.39	0.92	1.36
島原市	0.00	0.05	0.19	0.41	1.09	1.18
諫早市	0.00	0.00	0.39	0.56	1.29	1.57
大村市	0.00	0.00	0.00	0.42	0.68	1.53
平戸市	0.00	0.00	0.00	1.58	1.59	2.00
松浦市	0.00	0.00	0.00	0.45	1.16	1.90
対馬市	0.00	0.13	0.43	0.47	0.76	2.20
壱岐市	0.00	0.00	0.00	0.48	1.27	1.96
五島市	0.00	0.00	0.00	0.09	1.00	1.18
西海市	0.00	0.00	0.00	0.71	0.88	0.58
雲仙市	0.00	0.00	0.00	0.61	1.66	3.27
南島原市	0.00	0.00	0.74	1.35	1.87	2.48
西彼杵郡	0.00	0.00	0.23	0.25	0.48	1.19
東彼杵郡	0.00	0.00	0.11	0.44	1.19	1.68
北松浦郡	0.00	0.00	0.14	0.67	1.14	2.94
南松浦郡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.59	1.46
市計	0.00	0.08	0.21	0.46	1.00	1.45
郡計	0.00	0.00	0.19	0.30	0.66	1.36
県計	0.00	0.07	0.21	0.44	0.97	1.44

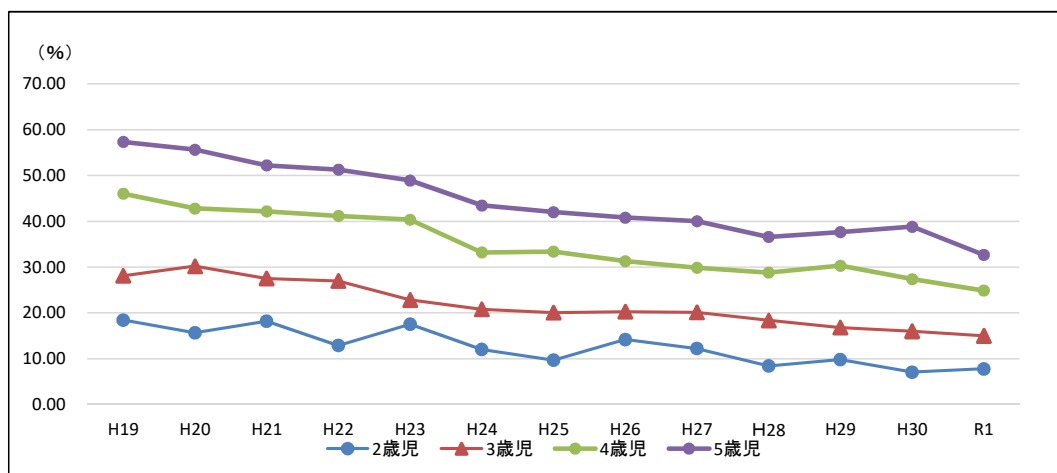
(14) 長崎県における保育所（園） 歯科健康診断結果 う蝕有病者率推移（乳歯）

①保育所



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
2歳児	20.93	20.35	18.17	18.15	17.15	15.04	14.77	14.95	14.69	11.36	10.84	9.10	9.51
3歳児	42.29	41.42	38.95	37.37	35.88	34.26	31.94	29.43	32.50	30.06	25.21	24.10	21.80
4歳児	61.05	57.99	56.43	53.87	52.37	48.98	48.58	45.21	44.24	45.28	43.13	38.44	35.82
5歳児	69.33	68.37	66.69	63.97	62.34	60.92	58.60	57.24	53.71	52.99	53.80	51.44	46.83

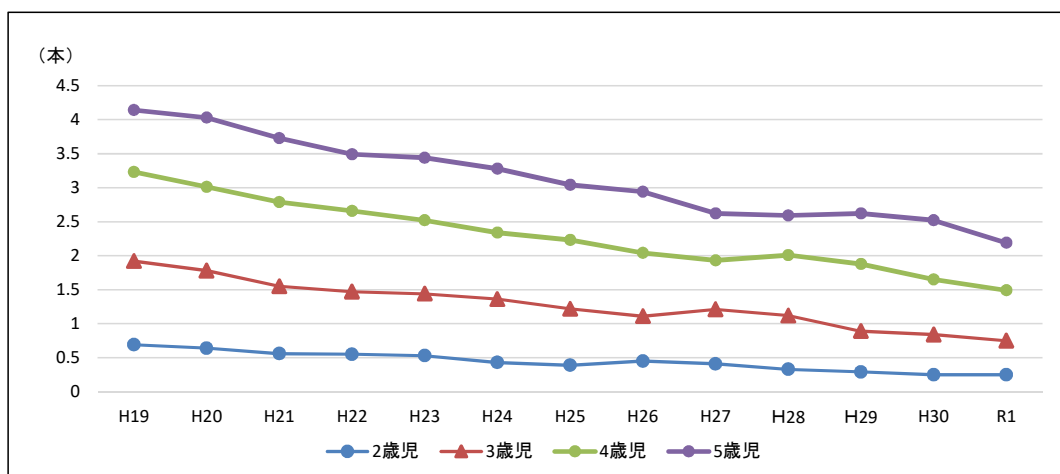
②幼稚園



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
2歳児	18.45	15.68	18.18	12.89	17.54	12.05	9.69	14.19	12.22	8.46	9.82	7.08	7.80
3歳児	28.12	30.20	27.53	27.00	22.85	20.80	20.09	20.28	20.12	18.39	16.80	16.02	14.98
4歳児	46.05	42.81	42.16	41.20	40.35	33.22	33.40	31.33	29.85	28.83	30.34	27.39	24.91
5歳児	57.33	55.66	52.20	51.28	48.92	43.47	42.03	40.82	40.01	36.60	37.65	38.81	32.67

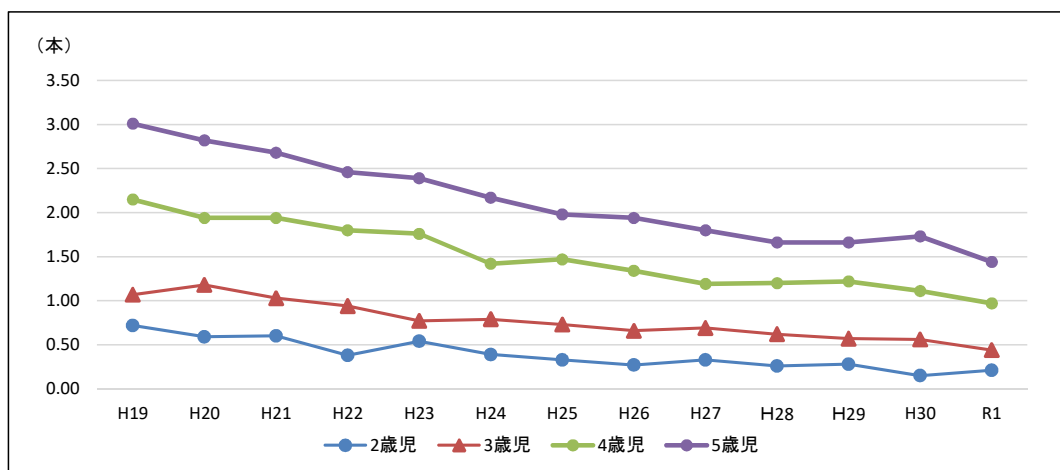
(15) 長崎県における保育所（園） 歯科健康診断結果 一人平均う歯数（乳歯）

①保育所



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
2歳児	0.69	0.64	0.56	0.55	0.53	0.43	0.39	0.45	0.41	0.33	0.29	0.25	0.25
3歳児	1.92	1.78	1.55	1.47	1.44	1.36	1.22	1.11	1.21	1.12	0.89	0.84	0.75
4歳児	3.23	3.01	2.79	2.66	2.52	2.34	2.23	2.04	1.93	2.01	1.88	1.65	1.49
5歳児	4.14	4.03	3.73	3.49	3.44	3.28	3.04	2.94	2.62	2.59	2.62	2.52	2.19

②幼稚園



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
2歳児	0.72	0.59	0.60	0.38	0.54	0.39	0.33	0.27	0.33	0.26	0.28	0.15	0.21
3歳児	1.07	1.18	1.03	0.94	0.77	0.79	0.73	0.66	0.69	0.62	0.57	0.56	0.44
4歳児	2.15	1.94	1.94	1.80	1.76	1.42	1.47	1.34	1.19	1.20	1.22	1.11	0.97
5歳児	3.01	2.82	2.68	2.46	2.39	2.17	1.98	1.94	1.80	1.66	1.66	1.73	1.44

長崎県のう蝕の状況と全国との比較
1. う蝕有病者率(%)

(1歳6か月児)

保健所圏域	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長崎市	6.65	7.55	6.29	5.52	5.71	5.71	6.34	5.34	5.54	5.47	5.26	4.09	3.81	3.03	3.53	3.15	3.27	2.47	2.42	2.67	2.71	2.87	2.72	2.83	1.51
佐世保市	5.03	6.92	5.39	4.87	3.93	3.36	3.12	3.30	3.58	3.24	3.62	3.00	2.75	2.95	2.63	2.13	2.27	1.81	1.73	1.47	1.39	0.88	0.85	0.71	0.51
西彼保健所	14.80	14.31	14.73	11.93	12.27	12.82	11.76	10.49	9.34	8.64	8.60	10.31	9.15	5.80	4.95	3.60	2.63	1.91	2.07	2.43	1.85	1.52	1.49	1.81	1.46
県央保健所	8.21	6.64	8.03	8.04	6.25	5.66	4.56	4.09	4.91	4.75	3.35	4.00	3.58	3.05	3.40	2.91	3.50	3.30	3.57	3.13	2.95	2.18	1.65	1.98	1.51
県南保健所	9.00	10.25	9.99	8.58	7.98	6.57	9.13	6.92	5.99	5.49	4.05	5.27	5.11	4.29	4.00	3.97	2.43	2.45	2.36	3.05	2.50	1.56	0.91	1.09	1.11
県北保健所	9.65	11.02	12.62	8.27	9.36	17.32	7.43	7.38	4.70	4.85	6.58	4.39	3.31	3.51	3.84	3.75	3.91	2.81	3.60	1.44	2.67	2.60	1.00	2.38	1.98
五島保健所	9.09	7.41	9.11	6.75	7.97	5.17	5.95	5.90	7.06	3.53	3.42	4.69	5.65	4.83	3.93	3.49	3.30	3.86	2.94	3.33	1.68	1.36	0.93	0.90	0.98
上五島保健所	26.59	18.84	17.86	16.44	9.56	10.71	9.91	9.09	9.22	6.25	10.24	6.01	8.84	4.35	4.70	6.52	4.35	0.74	6.15	4.12	4.67	0.83	1.77	1.77	0.00
舌岐保健所	12.54	10.41	6.76	11.60	8.74	7.19	8.90	10.51	8.16	10.67	8.50	7.33	6.56	5.22	5.29	3.57	5.36	2.48	6.07	2.79	3.15	2.50	0.48	1.53	0.67
対馬保健所	13.59	14.11	12.01	11.11	10.13	11.05	11.26	9.28	12.80	9.28	8.22	7.85	8.99	4.73	7.28	8.59	5.49	6.98	4.17	5.70	4.62	1.61	3.59	3.10	4.11
長崎県	8.60	8.76	8.24	7.38	6.80	6.45	6.47	5.76	5.78	5.35	5.01	4.76	4.39	3.56	3.66	3.24	3.12	2.59	2.72	2.58	2.46	1.99	1.70	1.90	1.33
全国	5.57	5.35	4.99	4.62	4.48	4.13	3.98	3.72	3.41	3.21	3.07	2.98	2.84	2.66	2.52	2.34	2.16	2.08	1.91	1.80	1.65	1.47	1.31	1.15	

※H20～H21のデータは、江迎町、鹿町町の合併後を佐世保市に加え、再計算した

(3歳児)

保健所圏域	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長崎市	58.17	51.21	51.35	45.83	45.95	41.79	36.13	38.62	38.88	36.84	35.49	37.60	35.53	34.70	30.32	29.85	26.56	24.62	23.62	24.57	25.75	21.75	22.56	18.53	19.09
佐世保市	60.09	55.79	55.21	53.65	49.03	47.25	37.63	40.61	39.15	37.35	37.46	36.42	30.29	32.05	29.78	30.98	28.65	25.98	21.14	22.32	21.90	18.12	16.64	15.57	12.74
西彼保健所	65.07	61.02	62.64	39.46	51.72	48.90	46.51	41.13	42.18	39.74	41.70	36.70	37.73	36.80	30.60	26.99	24.14	23.88	21.65	20.40	23.81	18.96	16.15	16.97	16.67
県央保健所	65.58	61.06	60.60	38.16	50.19	50.06	45.80	42.23	44.26	41.85	38.52	39.70	36.66	36.83	34.38	32.70	30.76	29.98	28.74	26.37	29.74	24.57	21.87	18.60	18.02
県南保健所	73.30	70.17	68.19	64.64	66.98	64.75	57.07	54.64	56.48	55.08	50.12	48.97	44.53	45.52	45.23	38.56	41.18	36.16	30.12	36.20	36.20	27.68	25.23	22.66	20.62
県北保健所	73.53	69.64	66.56	64.22	59.51	60.71	54.40	52.78	50.81	48.77	47.55	45.90	43.34	40.56	34.30	32.09	31.32	33.04	31.60	32.55	31.76	29.46	28.37	26.39	26.52
五島保健所	74.07	71.91	62.06	62.56	62.74	62.47	63.34	60.44	53.73	57.91	56.75	55.48	46.77	46.41	50.53	48.00	40.94	44.44	37.02	35.63	33.69	32.80	26.64	27.71	24.35
上五島保健所	81.79	80.45	75.07	73.12	71.00	72.05	59.85	55.28	56.14	48.42	42.58	29.56	48.30	34.10	30.99	43.31	29.94	23.70	29.85	29.84	34.75	19.42	22.33	15.13	15.09
舌岐保健所	76.32	68.38	67.48	61.30	59.04	60.67	67.00	63.25	48.05	50.86	53.54	40.47	43.83	46.53	41.41	47.54	43.24	42.15	37.79	25.10	28.18	32.89	24.89	22.50	20.30
対馬保健所	73.58	74.48	67.70	68.22	60.93	66.14	56.95	61.03	63.04	55.59	52.70	51.41	45.48	45.55	42.21	47.12	41.88	41.16	41.64	35.93	39.29	32.28	30.67	31.25	23.53
長崎県	65.06	60.82	59.43	57.04	52.30	51.30	45.99	44.68	44.51	42.45	40.84	40.11	37.34	37.11	33.90	32.89	30.42	28.73	26.23	26.28	27.76	23.10	21.60	19.14	18.21
全国	45.78	43.40	41.23	40.49	37.85	35.19	33.79	32.46	31.34	29.84	28.01	26.64	25.86	24.56	22.95	21.54	20.31	19.07	17.91	17.71	16.97	15.80	14.43	13.24	

※H20～H21のデータは、江迎町、鹿町町の合併後を佐世保市に加え、再計算した

2. 1人あたりのう歯数(本)

(1歳6か月児)

保健所圏域	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長崎市	0.21	0.21	0.20	0.18	0.16	0.17	0.19	0.16	0.17	0.16	0.14	0.11	0.10	0.08	0.10	0.08	0.09	0.07	0.07	0.07	0.06	0.08	0.07	0.07	0.04
佐世保市	0.14	0.20	0.15	0.15	0.12	0.09	0.09	0.11	0.11	0.09	0.11	0.08	0.09	0.10	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.02	0.02	0.02	0.01
西彼保健所	0.44	0.45	0.48	0.35	0.39	0.37	0.33	0.31	0.27	0.25	0.23	0.31	0.26	0.14	0.14	0.09	0.09	0.05	0.05	0.06	0.04	0.03	0.02	0.05	0.03
県中央保健所	0.22	0.16	0.23	0.23	0.20	0.18	0.12	0.14	0.12	0.13	0.10	0.11	0.10	0.10	0.11	0.08	0.10	0.09	0.11	0.09	0.08	0.06	0.04	0.05	0.04
県南保健所	0.27	0.32	0.27	0.28	0.23	0.19	0.24	0.20	0.19	0.16	0.12	0.13	0.15	0.11	0.11	0.12	0.07	0.07	0.06	0.08	0.06	0.03	0.02	0.03	0.03
県北保健所	0.30	0.28	0.44	0.26	0.29	0.34	0.24	0.30	0.14	0.12	0.16	0.18	0.10	0.10	0.13	0.10	0.14	0.07	0.09	0.05	0.07	0.09	0.02	0.05	0.07
五島保健所	0.24	0.18	0.26	0.12	0.23	0.12	0.18	0.16	0.18	0.10	0.08	0.09	0.16	0.15	0.09	0.13	0.09	0.14	0.11	0.11	0.03	0.02	0.06	0.01	0.03
上五島保健所	0.72	0.49	0.60	0.48	0.28	0.34	0.27	0.20	0.26	0.21	0.19	0.17	0.31	0.24	0.15	0.29	0.13	0.01	0.24	0.09	0.16	0.07	0.15	0.04	0.00
香岐保健所	0.39	0.28	0.24	0.35	0.29	0.22	0.33	0.26	0.29	0.40	0.28	0.22	0.25	0.18	0.22	0.13	0.16	0.06	0.14	0.08	0.09	0.04	0.01	0.05	0.03
対馬保健所	0.63	0.44	0.45	0.34	0.31	0.32	0.34	0.27	0.44	0.31	0.25	0.25	0.27	0.16	0.23	0.28	0.18	0.24	0.09	0.16	0.14	0.04	0.09	0.08	0.09
長崎県	0.26	0.25	0.26	0.23	0.21	0.19	0.19	0.18	0.17	0.16	0.14	0.14	0.13	0.11	0.11	0.09	0.09	0.07	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.05	0.04
全国	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.13	0.12	0.11	0.11	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.03	

※H20～H21のデータは、江迎町、鹿町町の合併後を佐世保市に加え、再計算した

(3歳児)

保健所圏域	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長崎市	3.16	3.05	2.55	2.28	2.08	1.94	1.80	1.60	1.62	1.50	1.48	1.60	1.47	1.36	1.11	1.08	1.03	0.89	0.87	0.86	0.90	0.70	0.78	0.66	0.63
佐世保市	3.29	2.86	2.59	2.53	2.26	2.10	1.58	1.63	1.65	1.56	1.56	1.43	1.22	1.22	1.16	1.22	1.11	0.95	0.74	0.78	0.73	0.61	0.52	0.50	0.42
西彼保健所	3.42	3.41	3.54	3.07	2.53	2.43	1.97	1.97	1.64	1.59	1.68	1.46	1.58	1.45	1.22	0.98	0.94	0.89	0.80	0.70	0.88	0.51	0.56	0.52	0.51
県中央保健所	3.48	3.22	3.19	3.10	2.51	2.32	2.11	1.97	2.00	1.94	1.56	1.59	1.49	1.48	1.32	1.24	1.20	1.07	1.06	0.92	1.02	0.84	0.76	0.61	0.59
県南保健所	4.62	4.14	4.06	3.52	3.61	3.29	2.91	2.67	2.77	2.62	2.18	2.33	1.92	1.95	1.89	1.56	1.72	1.48	1.44	1.44	1.35	1.04	0.87	0.69	0.64
県北保健所	4.64	4.46	4.14	3.55	3.31	3.10	2.67	2.69	2.64	2.23	2.01	2.14	2.02	1.73	1.53	1.26	1.27	1.26	1.17	1.24	1.18	1.09	1.10	0.87	0.91
五島保健所	4.73	4.26	3.47	3.32	3.70	3.04	3.55	3.03	2.75	3.01	2.98	2.42	2.58	2.27	2.60	2.20	2.07	1.66	1.56	1.39	1.47	1.31	0.97	1.07	0.78
上五島保健所	6.67	5.90	4.41	4.33	3.72	4.25	3.82	2.87	2.76	2.48	2.61	1.22	2.12	1.84	1.35	1.80	1.31	1.19	1.22	1.05	1.27	0.61	0.89	0.66	0.56
香岐保健所	4.79	4.12	3.85	3.97	3.42	3.36	4.08	3.78	2.55	2.97	3.02	1.82	1.94	2.25	1.79	2.09	2.42	1.95	1.80	0.95	1.44	1.13	0.75	0.92	0.68
対馬保健所	5.32	4.96	3.98	4.46	3.35	4.13	3.22	2.97	3.71	2.73	2.82	2.46	2.45	2.09	2.01	2.32	1.81	1.74	1.97	1.44	1.88	1.36	1.10	1.07	0.87
長崎県	3.77	3.50	3.16	2.94	2.60	2.47	2.17	2.05	2.02	1.83	1.77	1.70	1.59	1.52	1.35	1.28	1.23	1.08	0.99	0.95	1.00	0.79	0.74	0.64	0.60
全国	2.19	1.99	1.88	1.83	1.67	1.52	1.46	1.38	1.32	1.24	1.14	1.06	1.00	0.94	0.87	0.80	0.74	0.68	0.63	0.62	0.58	0.54	0.49	0.44	

※H20～H21のデータは、江迎町、鹿町町の合併後を佐世保市に加え、再計算した

(16) 令和元年度 市町別乳幼児歯科健診実施状況

市町名	事業名	対象者	対象者数	受診者数	受診率 (%)	データ 有無	備考
長崎市	歯育て健診	1歳6か月児から3歳5か月児 まで	2,912	1,186	40.73%	無	
	2歳児歯科健診	2歳6か月児	977	432	44.22%	無	
佐世保市	無						
島原市	1歳児歯科健診	満1歳児	291	256	87.97%	有	
	5歳児歯科健診	満5歳児	371	361	97.30%	有	
諫早市	2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月～3歳未満	1,239	966	77.97%	有	
大村市	無						
平戸市	無						
松浦市	幼児歯科健診(福島・鷹 島)	1歳から就学前	161	139	86.34%	有	
対馬市	2歳児歯科健診	対馬市内の2歳児	227	223	98.24%	有	
壱岐市	無						
五島市	無						
西海市	無						
雲仙市	2歳児親子歯科健診	2歳児	284	233	82.04%	有	
南島原市	親子歯科健診	2歳児	274	248	90.51%	有	
長与町	お誕生相談	1歳	312	168	53.85%		(年12回実 施予定で3 月はコロナ ウイルスの ため中止 し、計11回 実施)
	フッ素塗布事業	1歳3ヵ月	341	189	55.43%		
		2歳3ヵ月	366	170	46.45%		
		2歳9ヵ月	356	136	38.20%		
時津町	無						
東彼杵町	2歳児歯科健診	2歳6か月児～2歳9か月	45	35	77.78%	有	
	5歳児発達健診	4歳10ヶ月～5歳2か月	55	51	92.73%	有	
川棚町	1歳6ヶ月健診	1歳6ヶ月	105	96	91.43%	無	
	3歳児健診	3歳6ヶ月	104	95	91.35%	無	
	5歳児健診	5歳児	115	111	96.52%	有	
波佐見町	2歳児歯科健診	2歳4～7ヶ月児	113	113	100.00%	有	受診者に前 年度対象者 も含んでい る
	5歳児健診	5歳に達する児	117	118	100.85%	有	
小値賀町	無						
佐々町	1歳児歯科教室	1歳から1歳2か月	165	68	41.21%	無	
	幼児歯科教室	2歳・2歳6か月・3歳	417	289	69.30%	無	
	集団フッ化物洗口事業	幼保：年中・年長児 小・中学校：全学年	1,646	1,562	94.90%	無	
新上五島町	歯科健診・フッ素塗布 事業	3歳児健診前までの幼児	621	358	57.65%	有	

※母子保健法に基づく健診以外

2. 学齡期歯科保健データ

(1) 長崎県学年別う蝕有病者率推移

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
H19	71.04	76.47	79.56	77.76	72.35	63.69	59.33	63.07	66.64	64.91	71.28	74.42
H20	68.88	75.27	79.58	78.33	70.74	64.07	57.67	58.81	62.22	65.33	70.74	74.99
H21	67.05	72.39	74.79	74.53	68.46	57.04	55.39	56.32	58.95	59.93	65.18	69.55
H22	64.45	71.45	74.00	73.90	67.72	58.87	52.40	54.82	57.25	56.97	63.13	66.60
H23	63.27	68.39	73.98	71.80	66.03	55.39	52.81	50.84	57.72	55.46	62.51	65.98
H24	62.15	68.88	71.46	71.60	64.37	54.12	49.56	51.09	52.20	53.77	59.05	65.45
H25	60.60	67.33	70.59	69.16	63.40	53.25	46.10	49.96	53.60	52.51	59.23	64.39
H26	56.77	63.98	68.00	67.96	60.69	49.67	43.40	45.50	51.11	51.00	55.15	62.01
H27	56.00	60.06	66.12	66.28	60.52	49.87	43.04	45.51	49.09	49.38	55.78	58.14
H28	53.57	59.78	64.68	64.69	57.30	48.82	44.75	44.32	48.50	47.28	54.41	60.53
H29	52.17	57.71	62.50	62.12	55.92	46.36	41.83	44.05	45.93	46.71	51.47	56.79
H30	52.09	57.13	61.28	61.34	52.98	44.77	40.41	41.92	44.51	40.95	49.87	54.44
R1	51.63	57.85	60.44	59.95	52.32	43.45	38.17	40.49	44.94	41.33	47.06	51.11

(2) 長崎県学年別永久歯の1人当たり平均う蝕数推移

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
19							1.89					
20							1.77					
21							1.55					
22							1.38					
23							1.38					
24							1.31					
25	0.07	0.19	0.36	0.50	0.70	0.90	1.18	1.57	1.88	1.97	2.43	2.85
26	0.06	0.19	0.31	0.51	0.70	0.82	1.10	1.41	1.87	1.86	2.26	2.73
27	0.07	0.16	0.30	0.46	0.64	0.81	1.07	1.38	1.70	1.74	2.16	2.40
28	0.06	0.16	0.28	0.44	0.56	0.76	1.15	1.37	1.66	1.67	2.16	2.57
29	0.06	0.15	0.29	0.40	0.55	0.70	1.05	1.35	1.61	1.66	2.00	2.41
30	0.07	0.14	0.23	0.38	0.50	0.66	0.95	1.25	1.56	1.44	1.96	2.26
R1	0.05	0.16	0.23	0.33	0.46	0.60	0.91	1.15	1.49	1.48	1.80	2.14

(3) 長崎県特別支援学校区分別う蝕有病者率推移

年度	盲	ろう	知的障害	肢体不自由	病弱	計
19	61.90	58.00	63.31	62.64	56.36	62.63
20	60.00	55.26	64.80	59.81	38.33	62.18
21	84.38	41.18	65.99	50.97	57.14	61.84
22	96.00	29.41	61.43	52.36	39.58	58.88
23	80.00	46.81	55.02	54.42	43.48	54.89
24	86.84	50.00	58.26	48.84	26.32	56.78
25	80.56	62.22	52.04	36.49	39.29	50.18
26	84.85	50.00	52.95	39.53	44.12	51.31
27	67.74	38.64	48.15	39.19	42.00	46.67
28	72.41	38.64	46.67	34.84	33.80	44.59
29	64.52	39.02	50.36	36.61	46.63	48.01
30	65.38	35.56	51.59	33.62	31.97	46.75
R1	52.00	36.36	46.11	33.33	27.69	42.78

(4) 長崎県特別支援学校区分別永久歯の1人当たり平均う蝕数推移

年度	盲	ろう	知的障害	肢体不自由	病弱	計
19						
20	0.25	0.00	0.06	0.20	0.38	0.10
21	0.34	0.06	0.16	0.12	0.18	1.51
22	4.75	0.00	1.56	0.88	0.60	1.51
23	1.67	1.33	0.98	0.68	2.50	0.99
24	1.00	0.00	0.75	0.78	0.57	0.73
25	7.17	0.93	1.84	1.55	1.43	1.89
26	6.88	0.72	1.99	1.54	0.85	1.97
27	4.48	0.57	1.66	1.58	0.58	1.63
28	5.28	0.48	1.79	1.01	0.82	1.66
29	4.06	0.37	1.73	1.19	0.69	1.56
30	3.27	0.38	1.65	0.79	0.76	1.42
R1	3.28	0.32	1.41	0.88	0.73	1.29

12歳
12歳
12歳
12歳

(長崎県学校保健統計調査)

(5) 令和元年度 市町別永久歯のう蝕有病者率

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3
長崎市	11.86	15.57	17.94	21.56	21.92	24.55	22.38	27.42	28.79	34.61	39.99	42.59
佐世保市	4.43	8.17	12.52	14.18	18.29	21.55	26.51	31.18	37.82	41.29	45.71	46.70
島原市	8.44	12.44	17.97	15.78	28.53	24.39	35.63	46.99	52.70	38.13	45.66	55.56
諫早市	3.71	10.73	16.73	23.32	26.54	32.33	35.69	42.09	39.44	41.07	44.88	48.72
大村市	2.40	5.52	8.81	12.02	17.05	17.46	21.70	28.08	34.41	37.23	44.76	49.32
平戸市	3.15	7.20	11.55	15.77	28.57	25.74	31.98	34.66	43.75	59.11	72.41	74.54
松浦市	1.08	6.50	6.67	17.55	37.96	27.98	38.17	38.10	50.26	25.00	26.47	41.28
対馬市	1.70	6.00	5.10	10.90	16.80	32.50	36.80	31.40	41.70	53.70	56.50	58.80
壱岐市	3.55	5.58	8.20	6.38	15.87	9.73	17.05	20.55	19.51	15.81	25.13	22.52
五島市	2.57	4.83	9.09	10.99	16.73	33.08	35.76	39.16	44.29	39.77	55.73	43.02
西海市	34.62	35.47	28.57	29.33	24.07	17.09	5.88	11.46	14.84	48.34	55.62	57.76
雲仙市	4.65	16.62	18.77	23.40	36.15	31.75	49.86	55.43	62.50	75.96	84.55	81.93
南島原市	9.28	21.03	22.78	33.83	23.63	45.73	66.67	35.11	67.55	63.91	75.00	79.84
長与町	0.01	0.05	0.07	0.09	0.16	0.21	0.21	0.22	0.27	41.43	43.57	49.47
時津町	0.83	5.84	6.85	11.81	11.84	20.43	22.62	29.60	32.76			
東彼杵町	1.61	1.85	1.69	7.58	14.30	11.10	37.50	50.00	39.70			
川棚町	3.39	5.34	5.31	9.60	16.00	12.90	25.20	33.10	39.10	40.45	40.88	47.97
波佐見町	4.00	19.72	8.21	9.72	13.39	15.28	20.57	22.70	26.32	23.23	22.45	36.76
小値賀町	0.00	7.14	7.14	0.00	0.00	9.09	21.42	21.27	36.36	50.00	25.00	64.28
佐々町	0.00	4.43	12.29	7.38	13.84	12.06	31.11	45.59	39.22	54.04	52.26	72.55
新上五島町	2.86	2.31	7.00	4.10	8.06	12.06	36.43	39.13	44.97	55.04	56.92	58.57

(6) 令和元年度市町別永久歯の1人当たり平均う歯数

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3
長崎市	0.07	0.21	0.26	0.34	0.45	0.61	0.84	1.09	1.56	1.20	1.41	1.66
佐世保市	0.07	0.12	0.23	0.26	0.36	0.47	0.72	0.94	1.31	1.70	2.04	2.19
島原市	0.34	0.51	0.48	0.40	0.74	0.75	0.82	1.23	1.36	1.30	1.70	2.25
諫早市	0.05	0.21	0.36	0.57	0.69	0.91	1.41	1.85	1.84	1.59	1.79	2.09
大村市	0.04	0.09	0.13	0.23	0.31	0.36	0.44	0.63	0.90	1.13	1.47	1.77
平戸市	0.05	0.12	0.23	0.33	0.75	0.73	1.42	1.43	2.61	2.50	3.90	4.50
松浦市	0.06	0.38	0.46	0.62	1.04	0.75	0.85	1.52	1.88	0.55	0.67	1.05
対馬市	0.09	0.10	0.09	0.20	0.32	0.81	0.98	1.02	1.55	2.88	3.11	3.13
壱岐市	0.24	0.15	0.41	0.40	0.71	0.74	1.42	1.49	1.86	1.84	2.22	1.97
五島市	0.04	0.10	0.14	0.22	0.35	0.86	0.91	1.13	1.42	1.22	2.27	1.49
西海市	0.02	0.02	0.08	0.12	0.23	0.38	0.58	0.80	0.87	2.23	2.96	3.44
雲仙市	0.06	0.30	0.42	0.54	0.89	0.97	1.75	2.13	2.80	3.54	3.71	4.83
南島原市	0.10	0.30	0.39	0.71	0.49	1.28	2.13	1.36	3.11	2.49	3.64	3.80
長与町	0.00	0.10	0.20	0.20	0.40	0.60	0.70	0.80	1.10	1.00	1.34	1.56
時津町	0.01	0.09	0.08	0.20	0.19	0.37	0.46	0.62	0.78			
東彼杵町	0.03	0.02	0.03	0.08	0.23	0.24	0.81	1.03	1.10			
川棚町	0.03	0.08	0.07	0.22	0.25	0.17	0.52	0.77	0.95	1.14	1.34	1.39
波佐見町	0.07	0.38	0.14	0.14	0.28	0.31	0.42	0.44	0.70	0.64	0.62	1.00
小値賀町	0.12	0.12	0.12	0.00	0.07	0.18	0.43	0.55	1.18	1.50	0.95	3.21
佐々町	0.01	0.06	0.17	0.15	0.23	0.37	0.77	1.03	1.14	1.63	1.92	3.07
新上五島町	0.06	0.13	0.19	0.15	0.35	0.40	0.84	1.45	1.22	2.57	2.80	3.51
県計	0.05	0.16	0.23	0.33	0.46	0.60	0.91	1.15	1.49	1.48	1.80	2.14

※「県計」は長崎県学校保健統計調査資料より

(7) 令和元年度 長崎県12歳児(中学1年)1人平均う歯数(DMFT)(市町別順位)

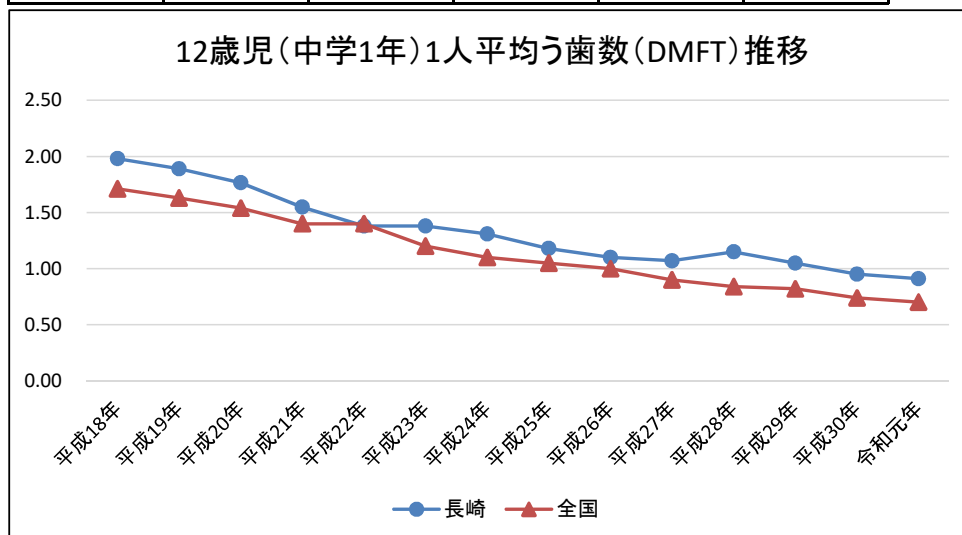
順位	市町名	むし歯(う歯)			喪失歯数	合計
		処置歯数	未処置歯数	計		
1	波佐見町	0.13	0.25	0.38	0.01	0.39
2	小値賀町	0.21	0.21	0.42	0.00	0.42
3	川棚町	0.33	0.10	0.43	0.00	0.43
4	大村市	0.34	0.10	0.44	0.00	0.44
5	時津町	0.37	0.09	0.46	0.00	0.46
6	佐世保市	0.45	0.16	0.61	0.00	0.61
7	西海市	0.50	0.14	0.64	0.00	0.64
8	長与町	0.59	0.11	0.70	0.00	0.70
9	佐々町	0.34	0.43	0.77	0.00	0.77
10	長崎市	0.55	0.26	0.81	0.00	0.81
11	島原市	0.66	0.16	0.82	0.00	0.82
12	東彼杵町	0.63	0.19	0.82	0.00	0.82
13	松浦市	0.43	0.40	0.83	0.00	0.83
13	新上五島町	0.66	0.18	0.84	0.00	0.84
15	五島市	0.50	0.41	0.91	0.00	0.91
16	対馬市	0.62	0.30	0.92	0.01	0.93
17	平戸市	0.87	0.53	1.40	0.01	1.41
18	諫早市	1.04	0.45	1.49	0.00	1.49
19	壱岐市	1.13	0.55	1.68	0.00	1.68
20	雲仙市	1.47	0.26	1.73	0.00	1.73
21	南島原市	1.69	0.45	2.14	0.00	2.14
	長崎県	0.65	0.26	0.91	0.00	0.91
	全国	0.45	0.24	0.69	0.01	0.70

(8) 長崎県12歳児(中学1年)1人平均う歯数(DMFT)推移

年度	むし歯(う歯)			喪失歯数	合計
	処置歯数	未処置歯数	計		
平成18年	1.26	0.70	1.96	0.02	1.98
平成19年	1.22	0.66	1.88	0.02	1.89
平成20年	1.10	0.65	1.75	0.01	1.77
平成21年	1.03	0.50	1.54	0.01	1.55
平成22年	0.90	0.47	1.36	0.02	1.38
平成23年	0.92	0.45	1.37	0.01	1.38
平成24年	0.89	0.41	1.30	0.01	1.31
平成25年	0.76	0.41	1.17	0.01	1.18
平成26年	0.72	0.37	1.09	0.01	1.10
平成27年	0.69	0.37	1.06	0.01	1.07
平成28年	0.75	0.39	1.14	0.01	1.15
平成29年	0.69	0.35	1.04	0.01	1.05
平成30年	0.65	0.29	0.94	0.01	0.95
令和元年	0.65	0.26	0.91	0.00	0.91

(9) 全国12歳児(中学1年)1人平均う歯数(DMFT)推移

年度	むし歯(う歯)			喪失歯数	合計
	処置歯数	未処置歯数	計		
平成18年	1.08	0.60	1.68	0.03	1.71
平成19年	1.01	0.59	1.60	0.03	1.63
平成20年	0.96	0.55	1.51	0.02	1.54
平成21年	0.87	0.49	1.37	0.03	1.40
平成22年	0.90	0.50	1.40	0.00	1.40
平成23年	0.76	0.41	1.18	0.02	1.20
平成24年	0.69	0.39	1.08	0.02	1.10
平成25年	0.66	0.37	1.03	0.02	1.05
平成26年	0.64	0.35	0.99	0.02	1.00
平成27年	0.55	0.34	0.89	0.01	0.90
平成28年	0.51	0.31	0.83	0.01	0.84
平成29年	0.52	0.30	0.81	0.01	0.82
平成30年	0.47	0.27	0.73	0.01	0.74
令和元年	0.45	0.24	0.69	0.01	0.70



3. 成人歯科保健データ（妊産婦期・事業所含む）

（1）R1歯科疾患検診の実施状況

市区町村名	R1		
	対象者数	受診人員	受診率
	人	人	%
長崎市	23,917	1,108	4.6%
佐世保市	13,955	315	2.3%
島原市			
諫早市	7,677	107	1.4%
大村市			
平戸市	1,734	27	1.6%
松浦市	1,265	102	8.1%
対馬市			
壱岐市	1,336	137	10.3%
五島市			
西海市	1,477	92	6.2%
雲仙市	2,354	5	0.2%
南島原市	2,618	108	4.1%
長与町	3,024	92	3.0%
時津町	1,651	98	5.9%
東彼杵町	459	61	13.3%
川棚町	789		0.0%
波佐見町	843	12	1.4%
小値賀町			
佐々町	750	130	17.3%
新上五島町	1,141	65	5.7%
合計	64,990	2,459	3.8%
全市区町村数	16	15	15

(2) 令和元年度 妊産婦健康教育・健康相談実施状況

市町名	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
長崎市	57	560	65	587	57	492	56	569	55	547	59	538	49	428
佐世保市	61	949	61	960	61	960	60	927	60	835	59	902	59	907
島原市	80	991	58	703	58	626	58	605	58	598	57	556	55	439
諫早市	11	145												
大村市	244	957	242	959	242	985	244	972	244	976	244	917	244	884
平戸市													10	175
松浦市														
対馬市	24	81	24	75	24	89	24	97	24	79	24	91	24	55
壱岐市														
五島市	0	0	0	0	4	16	4	22	4	37	4	39	3	18
西海市														
雲仙市	51	353	52	346	52	365	67	331	52	272	51	398	50	594
南島原市	36	328	36	352	36	305	72	577	72	550	72	505	72	501
長与町	4	30	4	23	4	18	6	81	6	90	6	69	5	80
時津町	6	68	6	49	6	39	6	46	6	96	6	69	5	50
東彼杵町					7	41	7	52	7	28	7	42	6	10
川棚町	24	104	24	124	24	104	24	87	24	121	24	80	24	96
波佐見町							65	112	24	128	24	137	24	120
小値賀町														
佐々町	4	17	4	26	4	21	3	12	3	14	3	20	3	13
新上五島町	22	22	39	39	34	34	26	26	34	34	24	24	19	19
合計	624	4605	615	4243	613	4095	722	4516	673	4405	664	4387		

※市町・保健所が実施主体のもの

(3) 令和元年度 市町別成人歯科健診実施状況

市町名	事業名	対象者	対象者数	受診者数	受診率 (%)	データ 有無	備考
長崎市	歯周疾患検診事業	満20. 25. 30. 35. 80歳	19754. 00	51	0. 26%	有	
		20歳以上の禁煙を希望する喫煙者		0			
佐世保市	成人歯科健診（委託）	佐世保市在住20歳以上の住民	201078	976	0. 49%	有	平成11年度より開始。協力医の診療所にて健診を実施。
	節目検診	40・50・60・70歳の佐世保市民	13904	330	2. 37%	有	協力医の診療所および保健所にて健診を実施。
	国保特定健診に併せた歯周疾患検診	40～74歳の佐世保市国保加入者	40712	358	0. 88%	有	保健所および指定会場にて実施。
島原市	1歳児親子歯科検診	1歳児の保護者	256	245	95. 70%	有	
	国民健康保険歯科検診事業	国民健康保険の被保険者	13, 326	68	0. 51%	有	定員100名
諫早市	無						
大村市	歯周疾患検診	受診日現在18～74歳	66167	166	0. 25%	無	歯科医院にて受診
	新しい成人歯科健診	受診日現在18歳以上	77549	180	0. 23%	無	「お口の健康フェスティバル」「健康・福祉まつり」にて受診
平戸市	歯周疾患検診	40～74歳の平戸市民	15175	230	1. 52%	有	
松浦市	無 ※歯周疾患健診（健康増進法）のみ実施						
対馬市	無						
壱岐市	無						
五島市	無						
西海市	無						
雲仙市	歯周病予防健診	妊婦	28014	51	0. 18%	有	妊婦対象者は未把握
		20～74歳の市民		60			両親、祖父母も対象のため、対象者数未把握
	2歳児親子歯科健診	2歳児親子歯科健診の同伴者	不明	214		有	
南島原市	親子歯科健診	親子歯科健診の同伴者	248	175	70. 56%	無	
	歯周病予防健診	20～74歳のうち、40・50・60・70歳以外の人	26705	331	1. 24%	有	
長与町	無						
時津町	無						
東彼杵町	30歳歯周病検診	年度末年齢30歳	62	4	6. 45%	有	
	2歳児歯科健診	受診者の保護者	45	3	6. 67%	有	
川棚町	歯周疾患検診	川棚町在住の20歳以上の方		23		有	検診票のみ

市町名	事業名	対象者	対象者数	受診者数	受診率 (%)	データ 有無	備考
波佐見町	歯周疾患検診	健康増進法の歯周疾患検診 対象外の者		84		有	検診票のみ
	2歳児歯科健診保護者健診	2歳児歯科健診対象者の保 護者で希望者		21		有	健診票のみ
小値賀町	無						
佐々町	歯周疾患検診	45歳・55歳・65歳	575	96	16.70%	有	
新上五島町	無						

※健康増進法に基づく歯周疾患検診、母子保健法に基づく妊婦健診以外の市町独自実施分を掲載

長崎市 集団歯科健診

平成26年度から歯科健診の受診の機会を増やすために、特定健診等の場で集団歯科健診を開始しました。

	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	実施回数	参加者数 (人)	実施回数	参加者数 (人)	実施回数	参加者数 (人)	実施回数	参加者数 (人)	実施回数	参加者数 (人)	実施回数	参加者数 (人)
特定健診等 会場 ^{※1}	8	331	11	370	7	313	10	406	10	349	8	225
大学等	4	114	1	96	0	0	1	12	1	22	0	0
合計	12	445	12	466	7	313	11	418	11	371	8	225

※1 国民健康保険事業（国保集団歯科健診）、歯周疾患検診事業（健康づくり課 集団健診）

※2 長崎市民を対象とした、長崎市歯科疾患実態調査[参加者：682人（特定健診会場分を含む）]、歯科疾患実態調査（国、参加者：32人）、長崎県歯科疾患実態調査（参加者：51人）を実施した。

なお、長崎市歯科疾患実態調査の分析は、長崎市歯科疾患実態調査の参加者に国・県の調査に参加した77人（国・県調査の20歳未満各3人を除く）を加えた759人を対象に行った。

(4) 事業所歯科健診実施状況

市町	歯科健診実施事業所名	実施者 (契約者)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長崎市	日本銀行長崎支店	個人対応 (会契約)	25						
		個人対応		17	18			15	
	長崎防衛支局	個人対応 (会契約)	15	10	11	13			
	農林中央金庫長崎支店		65	65	72	70	76	76	65
	西海区水産研究所		23	22	13				
	富士電機株式会社九州支社			2	1	1	2	2	5
	(株)長崎インガキ							8	7
	三菱電機住環境システムズ(株)長崎支店	個人対応	19	20	20		17	16	
	三菱電機インフォメーションシステムズ(株)		34	24	13				
	三菱電機インフォメーションテクノロジー(株)			2	13				
	株式会社 パシフィックソーワ			2					
	三菱電機インフォメーションネットワーク(株)					6	5		
	テルモ株式会社		3	1	1				
	サノフィ・アベンティス			2					
	株式会社オリックス		15	15	17		11		2
	三菱電機		8	6	7				
	(株)電通九州			2	3				
	九州三菱電機		1	1					
	東芝エレベーター	6							
	長崎大学					4	3	5	4
	神戸製鉄所					3			
	株式会社 サントリー					7			
	時事通信社						2		
	三菱電機ライフネットワーク 長崎支店						6	6	
	日本無線 長崎支店						5		
	中山整骨院							6	
	クボタ環境サービス							4	4
	新菱電機(株)							1	
	(株)友成工業								9
	(有)瓊の浦工業								16
(株)長崎西部建設								2	
佐世保市	信越石英(株)	個人対応 (会契約)	9	10	11	8	10	10	
	大野社		10	10	11	13	16	15	
	大阪鋼管		5	4	6	6	8	8	
	シーヴィテック九州	個人対応				48	87	102	
	(株)松永铸造所		1	4	4	4	2	4	
	佐世保市役所	個人対応 (会契約)			8	37	20	26	
	佐世保重工業(株)					3	6	5	
	東洋トラスト							43	
メルコパワーデバイス	個人対応		90	68					
島原市	(株)吉川組	個人対応					13		
諫早市	(株)たらみ小長井工場	個人対応 (県歯契約)	24	22	26	27	19	30	28
	太陽日酸エンジニアリング(株)	個人対応 (会契約)	14	14	14	16	16	16	26
	(株)ネオス長崎事業所				10			9	26
	有田工業(株)					15	38	38	32
	ミナミ加工産業(株)		18	18	14	13	27	25	21
	内外エレクトロニクス(株)長崎SC		10		7			16	
	ミカローム工業(株)		50	59	66	67	65	33	33
	(株)九州テイク	個人対応	7	4	4	3			
(有)エム・シー・テック		11	8	9	8				

市町	歯科健診実施事業所名	実施者 (契約者)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
諫早市	(株)MCサポート	個人対応			1	2			
	メルコアアドバンスデバイス(株)				4				
	(有)アズマ総合ビジネス					13			
	(株)SEBACS						4		
	(株)ケイ・エス・ケイ						1		
	クボタ環境サービス(株)諫早市KS事業所							2	6
	(株)大塚冷凍工業							5	
	(株)Sky								1
	(株)スズキ自販長崎								1
	(株)アドバンテック								3
大村市	JA大村果樹工場	個人対応		3	3	3			
	(株)バルカーエフエフティー		15	15	15	34			
平戸市	無								
松浦市	九州液化プロパン福島基地	個人対応	30	5	32	35	31	不明	35
	株式会社ジェイベック	個人対応					12	不明	
対馬市	大川建設工業	個人対応							8
壱岐市	無								
五島市	無								
西海市	無								
雲仙市	無								
南島原市	無								
長与町	無								
時津町	無								
東彼杵町	無								
川棚町	無								
波佐見町	無								
小値賀町	無								
佐々町	アリアケジャパン	個人対応	35	45	87	75	41	137	151
新上五島町	無								

4. 高齢者歯科保健データ

(1) 高齢者のよい歯のコンテラスト事業等による8020達成者の把握

市町名	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度						
	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	計 人				
長崎市		11																	
佐世保市	6	12	9	11	18	16	34	16	20	36	13	14	27	12	12	24	9	18	
大村市							11	9	4	13	12	5	17	3	5	8	4	7	
対馬市							31			35			16			36		31	
東彼杵町	4	0	4	0	4	1	4	5	2	3	5	1	4	4	1	5	2	3	5
川棚町	18	24	42	17	30	47	18	30	48	34	66		51			73		76	
新上五島町	3	8	11	1	2	3	5	2	7	1	5	6	8	4	1	5	4	1	5

5. 休日・救急歯科医療

市町名	実施の有無	事業名	事業予算	備考
長崎市	有	長崎市休日救急歯科診療事業	1,030,000	長崎市補助事業
佐世保市	有	休日在宅当番医	781,060	日曜、祭日、年末年始 10:00～12:00 北部、南部1歯科医院の2医院体制。 ただし、年末年始は3医院体制 受診者数:610名
島原市	有	島原市歯科休日当番医制	305,000	島原市補助
諫早市			無	
大村市	有	救急医療対策事業	500千円	歯科休日診療当番医制補助金
平戸市			無	
松浦市			無	
対馬市			無	
壱岐市			無	
五島市			無	
西海市			無	
雲仙市	有	休日在宅当番医制	245,000	雲仙市補助
南島原市	有	休日在宅当番医制	205,000	南島原市補助
長与町			無	
時津町			無	
東彼杵町			無	
川棚町			無	
波佐見町			無	
小値賀町			無	
佐々町			無	
新上五島町			無	

IV. 関 連 資 料

- 歯なまるスマイルⅡR1 年度評価集計結果
- 令和2年度フッ化物洗口実施状況
- 歯科口腔保健の推進に関する法律
- 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

※自動集計（入カシートの内容が反映されます。）

【齒なまるマイルプランII評価 集計表】

1. 目標

(1) 成果指標

ライフステージ または社会分野	評価	圏域										県内 私立学校 県立学校	県全体	歯なまるII R1評価	前年度 の状況	H28基準	目標
		長崎市	在野市	保徳所設置市	西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	香岐						
1. 乳幼児期	3歳児のおし歯のない者の割合を85%以上 おし歯のある者（R4目標）	2,976人 572人	1,853人 236人	810人 135人	2,142人 386人	965人 199人	494人 131人	230人 56人	106人 16人	202人 41人	238人 56人	10,036人 1,828人	81.8%	80.9%	76.9%	85%	
	おし歯のない者の割合(%)	80.9%	87.3%	83.3%	82.0%	79.4%	73.5%	75.7%	84.9%	79.7%	76.5%	81.5%	81.8%	80.9%	76.9%	85%	
	3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合の増加（R4目標：90%）	2,976人 572人	1,853人 236人	810人 135人	2,142人 386人	965人 199人	494人 131人	230人 56人	106人 16人	202人 41人	238人 56人	10,036人 1,828人	81.4%	81.2%	80.4%	90%	
2. 学齢期	12歳児の一人平均おし歯の本数の減少（R4目標：0.85本以下）	2,985人 2,407人	2,173人 1,324人	800人 489人	2,554人 2,475人	1,084人 1,710人	572人 609人	304人 277人	143人 114人	258人 433人	250人 233人	11,800人 10,155人	0.91本	0.95本	1.15本	0.85本以下	
	15歳児の一人平均おし歯の本数の減少（R4目標：1.22本以下）	1,874人 1,317人	1,418人 1,165人	431人 1,433人	2,105人 2,537人	775人 1,703人	427人 2,024人	265人 2,024人	139人 2,517人	230人 172人	238人 56人	7,839人 1,605人	1.48本	1.44本	1.67本	1.22本以下	
	中・高校生の歯内に異常を有する者の割合の減少（R4目標：3.0%）	1,317人	1,533人	1,433人	1,217人	1,703人	2,024人	2,024人	2,024人	1,727人	3,723人	11,487人	3.8%	4.0%	3.5%	3%	
3. 成人期	40歳代で喪失歯のない者の増加（R4目標：80%）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）
	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	20歳代における歯周炎を有する者の割合(%)
	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	40歳代における歯周炎を有する者の割合(%)
4. 高齢期	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）	対象者数（人）
	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	60歳代における歯周炎を有する者の割合(%)
	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)	80歳代における歯周炎を有する者の割合(%)
5. 障害児・者 の歯科保健 策	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加（R4目標：60%）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）
	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加（R4目標：60%）	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率(%)
	障害児・者施設での定期的な歯科検診実施率の増加（R4目標：80%）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）	対象施設数（所）
6. 歯科保健 体制の強化	市町の歯科専門職の配置の増加（R4目標：増加）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）	市町の歯科専門職の配置数（人）
	市町の個別歯科保健計画策定の増加（R4目標：増加）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）
	市町の個別歯科保健計画策定の増加（R4目標：増加）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）	市町の個別歯科保健計画策定数（件）

※2年に1度実施：H30実施（R1未実施）

(2) 活動指標

ライフステージ または社会分野	評価 詳細	保健所設置市	東立保健所										県内	県全体	前年度 の状況	H28基準	目標
		長崎市 佐世保市	西彼 113か所	東央 85か所	県南 74か所	県北 40か所	五島 20か所	上五島 13か所	吾岐 19か所	対馬 18か所	私立学校 県立学校	私立学校 県立学校	614ヶ所 500ヶ所	前年度 の状況	H28基準	目標	
1. 乳幼児期	認可保育所・幼稚園・認定こども園でのフック 物洗口実施施設数の割合の増加 (R4目標: 85%)	157か所 105か所	46か所 43か所	113か所 76.1%	85か所 86.6%	74か所 87.1%	40か所 100.0%	20か所 100.0%	13か所 100.0%	19か所 100.0%	18か所 100.0%	18か所 100.0%	500ヶ所 81.4%	76.2%	67.8%	85%	
	小学校でのフック物洗口実施校率100%維持 (R4目標)	69ヶ所 64ヶ所	22ヶ所 22ヶ所	51ヶ所 51ヶ所	45ヶ所 45ヶ所	26ヶ所 26ヶ所	14ヶ所 100.0%	13ヶ所 100.0%	18ヶ所 100.0%	19ヶ所 100.0%	6ヶ所 66.7%	32ヶ所 99.4%	100.0%	83.0%	100.0%	100%維持	
2. 学齢期	中学校でのフック物洗口実施校率の増加※R2に 100%、以降100%維持 (R4目標)	39か所 17か所	11か所 4か所	23か所 9か所	20か所 13か所	17か所 4か所	11か所 0か所	6か所 0か所	4か所 0か所	13か所 100.0%	11か所 100.0%	101ヶ所 54.9%	22.3%	13.6%	100%		
	年1回以上全小学校・中学校・高等学校に対 し、歯周病対策に係る情報提供の実施。(R4目 標: 100%)	108か所 108か所	33か所 33か所	74か所 74か所	63か所 63か所	43か所 43か所	25か所 100.0%	18か所 100.0%	22か所 100.0%	32か所 100.0%	40ヶ所 100.0%	60ヶ所 100.0%	100.0%	-	-	100%	
3. 成人期	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合 の増加 (R4目標: 65%)													-	57.2%	65%	
	妊産婦を対象とした歯科健診、相談・健康教育 を全市町で実施 (R4目標)													20市町	19市町	21市町	
4. 高齢期	若い世代 (20~39歳) を対象とした歯科疾患 対策 (歯科健診/歯周病検診)、相談、研修、予 防教室等) を全市町で実施 (R4目標)													11市町	12市町	21市町	
	40歳以上を対象とした歯科健診 (健康増進事業 の歯周病検診含む) を全市町で実施 (R4目標)													18市町	18市町	21市町	
5. 障害児・ 者に対する 歯科保健 対策	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合 の増加 (R4目標: 65%)													-	57.2%	65%	
	【再掲】 40歳以上を対象とした歯科健診 (健康増進事業 の歯周病検診含む) を全市町で実施 (R4目標)													18市町	18市町	21市町	
6. 歯科保健 体制の強化 (A. 歯科保健 強化のための 体制づくり)	障害児・者施設を対象とした口腔ケア等に関す る研修の実施 (R4目標: 年1回以上)													未実施	1回	年1回以上	
	障害児・者施設を対象とした二一ス把握 (R4目 標: 実施)													未実施	未実施	実施	
6. 歯科保健 体制の強化 (B. 災害時の 歯科保健)	地域への歯科専門職の派遣の増加 (R4目標: 増 加)													未実施	10回	増加	
	歯科専門職の配置について検討する市町の増加 (配置済)													未実施	未実施	増加	
6. 歯科保健 体制の強化 (C. 災害時の 歯科保健)	県歯科医師会、県警、第7管区海上保安部、県 危機管理課、医療政策課・国保・健康増進課 (長崎県口腔医療支援センター) と災害時に関 する協議会の開催 (R4目標: 年1回以上)													未実施	未実施	増加	
	実施回数													1回	1回	年1回以上	

2. (R2.12現在) 市町の歯科保健体制の現状

※下記は、R2.12現在のデータです。更新は朱書きしてください

※この欄は自動計算です

	策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健計画の策定状況		歯科保健を協議する場(R1.1現状)	
				歯科保健個別計画の検討状況	保健個別計画を策定しない理由、または歯科保健個別計画策定予定(予定年)		
政令市	長崎市	平成24年度策定	歯科個別計画	長崎市歯科口腔保健推進計画	策定済	○	未設置
政令市	佐世保市	平成24年度策定	歯科個別計画	佐世保市 歯・口腔の健康づくり推進計画	策定済	○	
県南	島原市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康しまばら21(第2次)	予定なし	○	健康づくり計画において、歯や口の健康についての取り組みを行っている所であり、また、毎年、歯科保健推進協議会にて協議も行ってきているため、現状では歯科保健個別計画の必要性を感じない。
県央	諫早市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康いさはや21(第3次)	予定なし	○	健康増進計画に歯科項目があるため
県央	大村市	平成27年度策定	歯科個別計画	第2次おおむらおなまらスマイル21計画	策定済	○	
県北	平戸市	平成24年度策定	健康づくり計画	いきいき平戸21(第2次)	予定なし	○	健康づくり計画に歯科計画も含んでいるため。
県北	松浦市	平成26年度策定	健康づくり計画	松浦市健康づくり総合計画 いきいき松浦21	予定なし	○	歯科を含めた健康づくり計画の策定があること。
対馬	対馬市	平成24年度策定	歯科個別計画	歯なまらスマイルプラン(対馬市版)	策定済	○	
香岐	香岐市	平成29年度策定	健康づくり計画	香岐市保健事業計画(第2次)	予定なし	○	歯科を含めた保健事業計画(第2次)の策定があるため。
五島	五島市	平成25年度策定	健康づくり計画	五島市健康づくり計画	予定なし	○	五島市健康づくり計画で網羅されており、計画見直し予定時期になっており、併せて歯科保健も同時に見直す予定である
西彼	西彼市	平成24年度策定	健康づくり計画	第二次健康さいかい21	予定なし	○	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいる。
県南	雲仙市	平成24年度策定	健康づくり計画	健康うんぜん21(第2次)	検討中	○	次期健康づくり計画策定時に個別計画とするか検討する。

県南	南島原市	策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健計画の策定状況		歯科保健を協議する場(R.I.)現状		
					歯科保健個別計画の検討状況	保健個別計画を策定しない理由、または歯科保健個別計画策定予定（予定年）健康づくり計画の中に策定されており、こころと体や食育推進と合わせて推進していきたいため。	協議会設置	別途協議する場の設置	未設置
		平成25年度策定	健康づくり計画	南島原市 こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画（ひまわりプランⅢ）	予定なし	健康づくり計画の中に策定されており、こころと体や食育推進と合わせて推進していきたいため。	○		
	西彼	平成24年度策定	健康づくり計画	第2次健康ながよ21	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。		○	
	西彼	平成25年度策定	健康づくり計画	健康とぎざ21（第2次）	検討中	歯科保健個別計画策定予定（未定）		○	
	県央	平成27年度策定	健康づくり計画	健康東そのぎ21（第2次）	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいるため、新たに計画を策定する負担を省くため。	○		
	県央	平成27年度策定	歯科個別計画	川棚町歯科保健推進計画	策定済			○	
	県央	平成27年度策定	健康づくり計画	健康はさみ21（第2次）	予定なし	歯科保健単独での計画を策定する余力がない。	○		
	上五島	平成26年度策定	歯科個別計画	小値賀町歯科保健事業計画	策定済			○	
	県北	平成26年度策定	健康づくり計画	健康ざざ21 佐々町健康増進計画 佐々町食育推進計画	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。			○
	上五島	平成30年度策定 令和2年度策定	健康づくり計画 子ども・子育て支援事業計画	新上五島町健康づくり計画 新上五島町第2期子ども・子育て支援事業計画	予定なし	専門職が配置されていないなか、個別計画策定の検討に至っていない。			○
					計		11	10	0

3. 令和元年度の取り組み状況

(1) 乳幼児期

政令市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他	
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導		
政令市	<p>むし歯予防教室</p> <p>1歳6か月児健康診査</p> <p>2歳児歯科健診（1歳6か月児歯科健診結果によりハイリスク児選出し、実 歯育て健診（歯科健診及びフッ化物塗布）</p> <p>わくわく歯磨き推進事業（1歳6か月児歯科健診時に、仕上げ磨き用歯ブラ シを配布）</p> <p>歯科予防処置事業（1歳6か月・2歳児歯科健診時に、フッ化物歯面塗布を フッ化物歯磨剤の配布（1歳6か月児歯科健診時に配布）</p> <p>3歳児健康診査</p> <p>フッ化物洗口推進事業</p> <p>10か月児歯科育児相談事業</p> <p>子育て支援センター健康教育</p> <p>わいわい広場</p> <p>1歳6か月児健康診査</p> <p>2歳児経過歯科健診（1歳6か月児健診後フォロー事業）</p> <p>歯みぐ・ルーム</p> <p>3歳児健康診査</p>	○								
		○								
		○								
		○								
		○								
		○								
		○								
		○								
		○								
		○								
政令市	<p>親子のつどい</p> <p>歯科健康教室（市内保育所・幼稚園・認定こども園・子育てサカルの講 師派遣依頼）</p> <p>フッ化物洗口実施状況調査</p> <p>佐世保育フッ化物洗口推進事業（保育所・幼稚園・認定こども園への補助 及び市歯科医師会との連携）</p> <p>幼児歯科健康診査</p> <p>フッ素塗布事業</p>	○								
		○								
		○								
県南	<p>フッ化物洗口推進事業</p> <p>読早期子育て支援ガイド</p> <p>読早期ホームページ（更新）</p> <p>乳児健康相談</p>									
県央	<p>1歳6か月児健康診査</p> <p>2歳6か月児歯科健康診査</p> <p>3歳児健康診査</p> <p>フッ化物洗口事業意向調査</p> <p>フッ化物洗口事業</p>									

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に關 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	
中央	事業名及び事業概略、または予算事業外対応 母子健康手帳交付時の個別指導 乳幼児すくすく健康相談での歯科衛生士による個別指導 次世代むし歯予防対策事業（1歳6か月児・3歳児健診・幼稚園・保育所等 フッ化物洗口）	○							
東北	フッ化物洗口事業 フッ化物塗布事業 乳幼児健診時歯科衛生士による個別歯科指導 1歳6か月児（フッ化物塗布も含む）、3歳児歯科健診 乳幼児相談	○	○	○	○				○
東北	1歳6か月児健診、3歳児健診 フッ化物塗布事業 フッ化物洗口推進事業 健康保育 乳幼児健診 地域子育て支援事業 2歳児歯科健診 幼児健診 フッ化物洗口推進事業 よい歯の教室（3～5歳） もうすぐ1年生の歯磨き教室（年長児） 乳幼児歯科相談事業 歯なまる教室	○	○	○	○				○
岩手	フッ化物塗布事業 10か月健診健診 1歳6か月健診 3歳児健診 2歳児健康相談（2歳児を対象に虫歯予防講話・人形劇・染め出しブラッシ ングを実施） フッ化物洗口事業（幼稚園・保育園・認定こども園で実施） ピカピカ歯っぴー教室（幼稚園・保育園・認定こども園で4, 5歳児対象に 虫歯予防講話・染め出しブラッシングを実施） 幼児歯科相談（1歳6か月健診、2歳児健康相談でのう蝕ハイリスク児に対 して歯科指導、フッ化物塗布を実施） 乳幼児健診（乳児・1.6・3.6）（フッ化物塗布は1.6健診のみ） 乳幼児相談 歯科相談 保育所・幼稚園等施設におけるフッ化物洗口 赤ちゃん健康相談 1.6歳健診、2歳児親子歯科健診、3歳児健康診査 パパママひろば 乳幼児フッ化物塗布事業 フッ化物洗口普及事業	○	○	○	○				○
五島		○							○
西彼		○							○
豊仙		○							○
県南		○							○

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分						その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	
南	南島原市 事業名及び事業概略、または予算事業外対応 幼児フッ化塗布（1～3歳児対象、歯科医院にて個別に塗布）（鳥原南高歯科 医師会へ委託） 親子歯科健康診査（2歳以上3歳未満児対象、集団指導や歯科診察を実施） 幼児フッ化物洗口（4～5歳児対象、市内の幼稚園・保育園・認定こども園 で実施時の資料提供） お誕生相談（1歳児対象） フッ素塗布事業（1歳3カ月児、2歳9カ月児） フッ化物洗口事業（保育園8か所、幼稚園2園） 幼児健診（1歳9カ月児、3歳児） 4カ月健診 1歳児相談 1歳8カ月健診 かかリつけ歯科医検診（1歳11カ月～2歳5カ月）（西彼園科医師会へ委 託） 2歳3カ月児相談 3歳児健診 町立保育所が実施するフッ化物洗口 私立保育所が実施するフッ化物洗口への補助 私立幼稚園が実施するフッ化物洗口への補助 認定こども園が実施するフッ化物洗口への補助 フッ化物洗口推進事業（認定こども園） 乳児相談における集団での歯科保健指導			○	○	○		
西彼	長与町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・こども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・こども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）							
西彼	時津町 1歳児相談 1歳8カ月健診 かかリつけ歯科医検診（1歳11カ月～2歳5カ月）（西彼園科医師会へ委 託） 2歳3カ月児相談 3歳児健診 町立保育所が実施するフッ化物洗口 私立保育所が実施するフッ化物洗口への補助 私立幼稚園が実施するフッ化物洗口への補助 認定こども園が実施するフッ化物洗口への補助 フッ化物洗口推進事業（認定こども園） 乳児相談における集団での歯科保健指導							
県央	東彼杵町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・こども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・こども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）							
県央	川棚町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・こども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・こども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）							
県央	波佐見町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・こども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・こども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）							
上五島	小値賀町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・こども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・こども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）							
県北	佐々町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・こども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・こども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）							

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に關 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他
上五島	新上五島町 長崎県フッ化物洗口事業(幼稚園3園 実施) フッ素化物洗口事業(保育園10園 実施 町独自事業) 歯科健診・フッ素塗布事業(概ね1歳2か月～3歳6か月 町独自事業) 妊婦歯科健診(町独自事業) 歯っぴいフェスティバル	○	○	○	○	○	○		
県庁	全保育所・幼稚園へのフッ化物洗口に係る情報提供(年1回以上) むし歯予防講話	○							
県庁	1,6歳児及び3歳児歯科健康診査の結果の集計及び情報提供								○
県庁	長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校への補助、保育所・幼稚園・認定こども園への指導助言及び県歯科医師会への支援委託) フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HP)	○			○	○			○
団体	フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表 長崎県フッ化物洗口推進体技術支援事業 フッ化物洗口等効果検証委員会 歯の衛生週間(歯・口の健康週間)イベント 保育所、幼稚園歯科健診データ収集・集計 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 子ども虐待対応マニュアルの発行 ロや健康に関するイベントでの歯科保健指導・啓発	○		○	○			○	○
団体	県歯科医師会 市町健診事業(乳児相談、1,6・2歳児・3歳での母子事業)・フッ素塗布事業で対象児と保護者への指導 保育園での歯科保健指導[長崎市、諫早市] 県歯科衛生士会 広報紙Smileyによる啓発(口腔の健康に関するイベント等で配布)	○		○	○		○	○	○
	合計	66	36	28	62	14	14	57	7

3. 令和元年度の取り組み状況

(2) 学齢期

政令市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	
政令市	長崎市	フッ化物洗口推進事業	○				○		
政令市	佐世保市	学校歯科健診		○					
		就学時健診(歯科健診)		○					
県南	島原市	よい歯の表彰子ども期歯科保健研修会	○					○	○
		歯と口の健康週間画ポスター展表彰式	○						○
県中央	諫早市	佐世保市フッ化物洗口推進事業(市内小中学校及び市歯科医師会との連携)					○		
		フッ化物洗口推進事業					○		
県中央	大村市	諫早市内小・中学校フッ化物洗口事業					○		
		就学前健診及び歯科健診					○		
県北	平戸市	フッ化物洗口推進事業(小学校)	○						
		フッ化物洗口事業(小・中学校)	○					○	
対馬	対馬市	フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校への補助)							
		フッ化物洗口推進事業(小・中学生)							○
舌岐	舌岐市	歯磨き教室(小学校)	○						○
		歯はっど笑顔フェスティバル	○						○
五島	五島市	小・中学校におけるフッ化物洗口					○		
		フッ化物洗口事業(小学校14校)	○						
西彼	西彼市	フッ化物洗口推進事業(中学校)	○						
		フッ化物洗口事業説明会 歯科医師による講義「フッ化物洗口事業について」	○						○
県南	雲仙市	小中学校におけるフッ化物洗口					○		
		フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)							
西彼	長与町	児童・生徒フッ化物洗口(小学校・中学校におけるフッ化物洗口実施と推進)							
		フッ化物洗口事業(小学校5校)							
県中央	東彼杵町	小学校歯科健康教育(小学校5校の小3~小4)							
		町立小学校におけるフッ化物洗口							
県中央	川棚町	フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)					○		
		小学校・中学校のフッ化物洗口事業							
上五島	小値賀町	フッ化物洗口推進事業(小中学校へのフッ化物洗口実施の資材提供)	○						
		小・中学校フッ化物洗口	○						
県北	佐々町	みつば会を利用した健康づくり出前講座(小・中・高・分校)	○						○
		親子おし歯予防教室	○						○
上五島	新上五島町	長崎県フッ化物洗口事業(小学校・中学校での全実施)					○		
		長崎県フッ化物洗口事業(小学校11校 実施)					○		
		長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校5校 実施)					○		

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他
県庁	体育保健課 長崎県フッ化物洗口推進事業 歯・口腔の健康教育研修会(中学校におけるフッ化物洗口) 学校保健総合支援事業(学校へ専門医を派遣しての講習会)				○		○		
県庁	学事振興課 私立中学校に対し、フッ化物洗口に係る調査等の依頼・回収、結果等の周知 私立小中学校に対し、フッ化物洗口の実施についての協力依頼 私立中等高等学校の校長会、教頭会等における普及啓発についての依頼	○							○
県庁	県歯科医師会 長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校への補助、小中学校への指導助言及び フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HP)) 県歯科医師会への支援委託				○	○			○
	フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表 長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業(再掲) フッ化物洗口等効果検証委員会(再掲)	○			○	○			○
団体	歯の衛生週間(歯・口の健康週間)イベント(再掲) 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール(再掲) 歯・口の健康に関する標語コンクール	○		○				○	○
	学校歯科医生涯研修制度基礎研修・更新研修会 子ども虐待対応マニュアルの発行(再掲) ロや健康に関するイベントでの歯科保健指導・啓発	○					○		○
団体	長崎県フッ化物洗口推進事業)推進協力(歯・口腔の健康教育(中学校におけるフッ化物洗口研修会でのインストラクター協力) 広報紙Smileyによる啓発(口腔の健康に関するイベント等で配布)						○		
	合計	21	3	4	26	4	10	8	8

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							一般的な歯科保健相談・指導	その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTTC・除石 等)	独自の歯科に関する 助成制度	教室・研修			
県南	雲仙市 歯周病予防健診(妊婦、20~74歳の市民) 2歳児親子歯科健診 ハバママひろば	○	○	○		○		○		
県南	南島原市 歯周病予防健診(20~74歳の市民対象、歯科医院において無料(節目年齢)または500円で健診を受診できよう補助) お口の健康相談(集団健診受診者対象、健診会場希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談及び指導の実施)		○			○			○	
西彼	長与町 長与町歯周病患診(30歳・40歳・50歳・60歳の方) 妊婦歯科健診	○	○							
西彼	時津町 40歳、50歳、60歳の者を対象とする歯周疾患患診(町内歯科医院へ委託)	○	○							
県央	東彼杵町 妊婦(妊娠16週から27週まで)を対象とする歯周疾患患診(町内歯科医院へ委託)	○	○							
県央	川棚町 歯周病患診(30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)※独自の助成は30歳のみ 歯周疾患患診(20歳以上を対象とし、町内歯科医院へ委託)	○	○	○						
県央	波佐見町 成人歯科健診・保健指導(18歳以上の特定健診等の受診対象者)	○	○						○	
上五島	小値賀町 小値賀町歯科講演会	○	○						○	
県北	佐々町 妊婦歯科健診(妊娠中に1回町内歯科医院での健診実施に対する助成制度) 歯周疾患患診(住民健診において40~70歳の5歳毎の節目健診を実施)	○	○			○			○	
上五島	新上五島町 歯周疾患患診を30歳・40歳・50歳・60歳の方を対象に実施。(歯科医師会委託)	○	○	○						
県庁	健康まつりに、歯の健康コーナーを設け、歯科健診やお口の相談を実施。 母子保健推進員及び母子保健関係者研修会の開催(マイナスイラストから始めるむし歯予防) 研修会におけるパンフレット等の配布(「親子保健」「よく噛み育てる」とからだ)絵本「は、にげる」)	○	○	○						
県庁	成人歯科保健対策向上研修事業(県歯科医師会委託) かかりつけ歯科医機能強化研修事業(県歯科医師会委託) 成人歯科保健向上生活歯援事業(県歯科医師会委託) 成人歯科衛生指導者養成事業(県歯科衛生士会委託) 市町へ口腔機能についての講演及び咀嚼機能検査を使った実技研修	○							○	
団体	成人歯科保健対策向上研修事業 成人歯科保健対策向上生活歯援事業 成人歯科保健向上生活歯援事業 長崎県市町村職員共済組合歯科健診「お口のチェック事業」 地方職員共済組合長崎県支部歯科健診 全国健康保険協会と長崎県歯科医師会との連携による歯科健診	○							○	

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分							一般的な歯科保健相談・指導	その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTTC・除石 等)	独自の歯科に関する 助成制度	教室・研修			
	事業名及び事業概要、または予算事業外対応									
	ロや健康に関するイベントでの生活歯援プログラムを活用した歯科保健指導・啓発	○							○	
	成人歯科衛生指導者養成研修事業(佐世保、諫早、島原) [県委託]							○		
	卒後学術研修会開催「歯周病予防からはじまる糖尿病予防」							○		
	職場の健康づくり応援事業協力 [県主催]								○	
	企業健診にて生活歯援プログラムを活用した歯科保健指導実施協力 [県歯・協会けんぽ]			○					○	
	企業健診派遣協力 [総合健康促進保険協会]				○				○	
	各地域の特定健診・歯周疾患検診・国保検診等にて歯科保健指導実施協力								○	
	広報紙Smileyによる啓発(口腔の健康に関するイベント及び集団指導等で配布)	○								
団体		34	34	16	1	9	13	25	1	
	合計	34	34	16	1	9	13	25	1	

3. 令和元年度の取り組み状況

(4) 高齢期

県	市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分						一般的な歯科保健相談・指導	その他	
			普及啓発	健診・健診	検査を含む歯科保健指導	予防体制(PMTC・除石等)	独自の歯科に関する助成制度	教室・研修			
政令市	長崎市	歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業(市歯科医師会)	○								
		障害者等歯科医療技術者養成事業(県歯科衛生士会委託)	○								
政令市	佐世保市	在宅寝たきり者及び在宅障害者歯科保健事業(県歯科衛生士会委託)	○					○			
		長崎市歯周疾患検診事業(市歯科医師会委託・歯科医療機関委託)	○	○							
		短期集中型訪問サービス事業(県歯科衛生士会委託)	○		○						
		口腔ケア指導事業(歯つらつ健康教室、県歯科衛生士会委託)	○				○				
		佐世保市成人歯科健診(所内及び離島歯科健診)	○								
		成人歯科健診助奨(無料クーポン券)							○		
		介護予防・健康教育(きらっと元気教室)							○		
		いきいき元気食事づくり教室							○		
		介護食づくり教室							○		
		介護教室							○		
県南	島原市	地域ケア会議								○	
		地域支援事業								○	
県央	諫早市	一般介護予防事業普及啓発・リーダー育成事業 ロトレ教室 (諫早歯科医師会講師依頼・長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託)	○							○	
		一般介護予防事業普及啓発・リーダー育成事業 ロトレサークル (長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託)	○							○	
		介護予防・生活支援サービス事業短期集中型 訪問型 (諫早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託)								○	
		介護予防・生活支援サービス事業短期集中型 通所型 (諫早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託)								○	
		口腔機能向上事業従事者研修会 (諫早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会諫早支部 講師依頼)								○	
		歯周疾患検診(18歳～74歳 歯科医院にて受診)		○						○	
		口腔保健質問調査票による新しい成人歯科健診事業(大村東彼歯科医師会委託)		○						○	
		お口の健康フェスティバル(大村東彼歯科医師会委託)		○						○	
		訪問指導事業		○						○	
		介護予防教室事業		○						○	
県北	平戸市	健康づくりのための地域活動支援事業								○	
		地域ケア会議推進事業(歯科専門職の出席・助言)								○	
県北	松浦市	歯周疾患検診(70歳)	○					○			
		出前講座(介護予防の一環として、口腔ケアに関する啓発を行う)	○								
対馬	対馬市	介護予防教室(プログラムとして口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を実施)								○	
		ふれあいいきいきサロン 口腔衛生訪問指導 在宅訪問歯科診療事業								○	○

市町村	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							一般的な歯科保健相談・指導	その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTC・除石 等)	独自の歯科に関する 助成制度	教室・研修			
香岐	介護予防教室 お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業（市は啓発と申込受付のみ） お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業（市は啓発と申込受付のみ）	○							○	
五島	長崎大学歯学部が離島地域の調査研究として歯周病検診を実施	○								
西彼	介護予防普及啓発事業	○								
県南	介護予防教室での歯科指導								○	
県南	歯周病予防健診（20～74歳の市民対象、歯科医院において無料（節目年齢）または500円で健診を受診できるよう補助） お口の健康相談（集団健診受診者対象、健診会場へ希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談及び指導の実施） 長与町歯周病検診（70歳の方）		○							○
西彼	一般介護予防事業（老人クラブ・サロン）「お口の健康について」 70歳の者を対象とする歯周疾患検診（町内歯科医院へ委託）		○							○
西彼	歯科保健指導（個別指導） 歯科保健指導（集団指導） 要介護者の口腔機能の向上に関する教室 歯科口腔保健に関する出前講座や講演会							○		○
県中央	通所型サービスマスター事業（個別・集団歯科保健指導） 介護予防普及啓発事業（個別・集団歯科保健指導） 歯科相談（特定健診会場にて、アンケートで抽出した対象者のみに歯科相談の実施）									○
県中央	歯周疾患検診（町内歯科医院へ委託） 総合事業通所事業（C型） 8020コンテスト	○	○							○
県中央	高齢受給者（70歳到達者）証交付時の歯科健康相談 8020コンテスト（達成者の表彰） 一般介護予防事業での個別歯科相談・指導 地域介護予防支援事業（いきいき百歳体操）での集団・個別指導		○							○
上五島	高齢者へ口腔ケア・歯科受診をすすめる勸奨チラシの配布	○								○
県北	小値賀町歯科講演会 歯周疾患検診（住民健診において40～70歳の5歳毎の節目検診を実施） 出前講座（地域パイプスにおいて口腔ケアに関する講話を実施） 地域介護予防活動支援事業（サロン等への歯科衛生士の派遣）	○	○						○	○
上五島	介護予防サポーター養成講座 歯周疾患検診を70歳の方を対象に実施（歯科医師会委託） 地域リハ活動支援体制整備事業（広域支援センター委託） 成人歯科保健対策向上研修事業（県歯科医師会委託）	○	○							○
県庁	かかりつけ歯科医機能強化研修事業（県歯科医師会委託） 成人歯科保健向上生活歯検事業（県歯科医師会委託） 成人歯科衛生指導者養成事業（県歯科衛生士会委託） 市町へ口腔機能についての講演及び咀嚼機能検査を使った実技研修	○								○

3. 令和元年度の取り組み状況
 (5) 障害児・者の歯科保健対策

政令市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	医療体制	独自の歯科に関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指	
長崎市	歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業(市歯科医師会障害者等歯科医療技術者養成事業(県歯科衛生士会委託) 在宅療たきり者及び在宅障害者歯科保健事業(県歯科衛生士会委託) 障害福祉センターでの歯科健診及びフッ化物塗布 歯みぐりルーム(障がい児歯科相談・歯科健診) 障がい福祉サービス事業研修会 相談支援事業所連絡会(研修)	○					○		
佐世保市		○	○	○					○
島原市		○							
諫早市	障害児・者の口腔ケアに関する協議の場として諫早市地域自立支援協議会子ども部会口腔ケア支援班の設置。発達障害児や障害児があっても取り組める口腔ケアの方法や障害児・者対応の歯科医院の一覧を掲載したチラシを作成し、窓口や施設等で周知を行なった。また、放課後等デイサービス利用者の保護者へ実態把握のアンケート調査を実施した。 大村市障がい者歯の健康づくりネット(協議の場)の開催	○							○
大村市		○							○
平戸市									
松浦市	障害児巡回歯科診療の申請について対応								
対馬	口腔衛生指導・福祉施設 在宅訪問歯科診療事業	○	○	○					○
香城市									
五島市									
西彼									
県南									
県南									
西彼									
西彼									
県南									
川棚町									
波佐島町									
小値賀町									
佐々町									
新上五島町									
県庁	障害福祉課 国保・健康増進課	○							
県庁	障害者歯科診療・休日歯科診療事業(県歯科医師会委託) 障害者歯科診療・休日歯科診療の実施状況及び歯科保健ニーズの把握 障害者施設職員・保護者向け口腔ケア指導事業(県歯科医師会委託)				○				
団体	県歯科医師会				○				
団体	県歯科衛生士会 県歯科医師会 県歯科衛生士会								○
団体	従事者研修会実施[施設依頼] 施設等口腔ケア研修、口腔ケア支援[地域歯科医療連携室事業] R1(障害児)者等歯科医療技術者養成研修事業[長崎市委託]								
合計		10	3	3	3	1	9	3	5

3. 令和元年度の取り組み状況
 (6) A. 歯科保健強化のための体制づくり

		事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分							
政令市	事業名及び事業概要、または予算事業外対応		協議体制設置・連携計画	歯科保健計画策定・評価	住民集会参画(市町)、専門家派遣(県)	資料作成補助や指導・助言等の技術支援	歯科専門職確保検討、キーマン等人材確保	研修	調査・研究	その他
政令市	長崎市	歯科口腔保健推進審議会・部会の開催	○	○						
政令市	佐世保市	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会 歯科保健研究委託(長崎大学) 子ども発達センター歯科事業関係者会議	○	○		○			○	
県南	島原市	歯科保健推進協議会	○							○
県央	諫早市	諫早市医療関係団体実施事業支援費補助金 諫早市母子保健事業検討会	○							
県央	大村市	健康づくり推進協議会	○	○						
県北	平戸市	健康づくり推進協議会開催	○							
県北	松浦市	松浦市歯科保健事業連絡協議会(歯科医師会・市参加)	○							
対馬	対馬市	対馬市歯科福祉保健事業協議会 対馬市フッ化物洗口推進専門部会	○	○				○	○	
舌岐	舌岐市	舌岐地区歯科保健推進協議会・舌岐市歯科保健連絡会	○	○						
五島	五島市	五島市健康づくり計画(平成25年策定)	○	○						
西彼	西彼市	健康づくり推進協議会の中で歯科保健推進部会を設けて協議を行っている	○							
県南	雲仙市	歯科保健推進協議会 保健対策推進協議会	○	○						
県南	南島原市	南島原市歯科保健推進協議会の設置、協議会の開催 南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプランⅢ)の策定・評価	○	○						
西彼	長与町									
西彼	時津町									
県央	真彼杵町	歯科保健協議会の開催 フッ化物洗口推進協議会の開催	○							
県央	川棚町	川棚町歯科保健推進会議	○							○
県央	波佐良町	フッ化物洗口推進事業協議会の開催	○							
上五島	小値賀町									
県北	佐々町	歯科保健データ収集・分析(う蝕予防、フッ化物関連事業の効果検証) 健康増進計画の中で歯科保健対策に関する取組の強化		○					○	
上五島	新上五島町									
県庁	県庁	歯科保健医療部会・専門委員会の開催・運営 ※歯科保健医療部会は書面会議 長崎県歯科保健データ収集・分析事業(県歯科医師会委託) 長崎県口腔保健推進事業(2期目評価)のとりまとめ・公表 長崎県口腔保健推進事業(口腔保健支援センター設置、人材確保・派遣、指導・助言)	○	○					○	○

団体	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							調査・研究	その他	
		協議体制設置・連携企画	歯科保健計画策定・評価	住民集会参加(市町)、専門家派遣(県)	資料作成補助や指導・助言等の技術支援	歯科専門職確保検討、キーマン等人材確保	研修				
団体	長崎県福祉保健部・こども政策局との協議会	○									
	長崎大学歯学部との協議会	○									
	長崎県三師会協議会	○									
	長崎県歯科保健データ収集・分析事業	○							○		
団体	長崎県歯科衛生士会との協議会	○									
	成人歯科衛生指導者養成研修事業(佐世保、諫早、島原) [県委託]							○			
	R1障害(児)者等歯科医療技術者養成研修事業 [長崎市委託]							○			
	長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会・専門委員会企画	○								○	
	長崎県地域リハビリテーション推進部会・長崎県介護予防市町支援部会企画	○									
	各地域歯科保健推進協議会企画 [西彼、県北、五島]	○									
	佐世保市歯と口腔の健康づくり推進協議会企画 [佐世保市]	○									
	大村市障がい者歯の健康づくりネット会議への企画 [大村市]	○									
	諫早市4者協議会企画 [諫早市]	○									
	合計		29	11	1	6	4	3	7	3	

令和3年度の歯科専門職配置に対する取り組み希望状況

(6) A. 歯科保健強化のための体制づくり(追加) ※歯科専門職未配置の市町の国庫補助活用について

	希望有無	希望しない場合、歯科専門職を配置しない理由
政令市		
長崎市		
政令市		
佐世保市		
県南	×	国庫補助を活用しても財政的に困難であるため。(現在、歯科を含めた健康づくり計画で、健康づくりを推進しており、各事業ごとの雇上げで対応している。)
県央	×	関係機関との協議の場があり、事業に対しての意見・助言についても各種事業の機会に対応する体制であるため。
県央		
大村市		
県北	○	
平戸市		
県北	×	必要に応じて、歯科衛生士の派遣を受け、事業を実施しているため。
松浦市		
対馬市		
杵岐市		
五島		
西彼		
県南	×	歯科専門職の必要性は感じているが、保健師の人員不足もあり、歯科衛生士の配置の優先順位は低い状況である。
県南	×	歯科保健業務は現在、管理栄養士・栄養士が担っており、歯科衛生士は事業毎の雇用となっているため。
西彼	×	歯科保健業務は保健師が担っており、歯科衛生士は事業毎の雇用となっているため。
西彼	×	歯科保健に係る業務の優先性が低く、配置の必要性がないため。
県央	×	専門職を置くほどの業務量を見込めない。
県央	×	令和3年度で歯科保健推進会議の内容や委員等の変更有。歯科保健推進計画の評価や計画の見直しなどのため、推進会議の委員の検討に至った。推進会議には、歯科専門職は在籍しているが、より継続的な歯科の推進をおこな
県央	×	必要に応じて、歯科衛生士を雇用し、事業を実施しているため。
上五島	×	島内に歯科専門職が少なく配置が難しい。
県北	×	町内歯科医療機関との連携協力体制が整っているため
上五島	×	町内に歯科専門職がないため

3. 令和元年度の取り組み状況

(6) B. 災害時の歯科保健 ※R1.12以降に歯科医師会と災害協定を結んだ市町は朱書きで記載してください

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他	
		協議体制	協議への参画	連携体制	県民(住民)への情報発信(普及啓発)	災害時の資料やマニュアル等の作成	訓練・研修への開催または参画	情報収集・調査、情報共有		
政令市	長崎市	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(市歯科医師会と締結)	○		○			○		
政令市	佐世保市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(市歯科医師会と締結)			○			○		
県南	島原市	災害時の歯科医療救護に関する協定締結(島原南高歯科医師会と締結)			○			○		
県央	諫早市	災害時の歯科医療救護に関する協定書	○		○			○		
県央	大村市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定を大村東彼歯科医師会と締結(H30.7.30)	○							
県北	平戸市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書締結	○		○					
県北	松浦市	北松歯科医師会との災害時等の歯科医療救護活動に関する協定	○		○					
対馬	対馬市	対馬市歯科医師会災害協定締結	○		○					
宍岐	宍岐市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(宍岐市歯科医師会と締結)	○		○					
五島	五島市									
西彼	西彼市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(西彼歯科医師会と締結)			○					
県南	雲仙市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)			○					
県南	南島原市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)			○					
西彼	長与町	災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定			○					
西彼	時津町									
県央	東彼杵町									
県央	川棚町									
県上	波佐見町									
上五島	小値賀町									
県北	佐々町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定			○					
上五島	新上五島町									
県庁	医療政策課	関係団体との災害対策に関する協議会への参画(県歯科医師会開催)						○		
県庁	関係団体との災害対策に関する協議会への参画(県歯科医師会開催)		○							
団体	関係団体との災害対策に関する協議会の開催		○		○			○		
団体	災害対策研修会の開催							○		
団体	長崎県総合防災訓練への参画							○		
団体	関係団体との災害対策に関する協議会への参画[県歯科医師会開催]		○		○					
団体	関係団体主催災害対策研修会への参加[日本歯科医師会、県歯科医師会、日本歯科衛生士会]							○		
団体	災害訓練(安否確認)実施							○		
団体	「災害支援対策マニュアル」作成中							○		
団体	日本歯科衛生士会「災害支援登録歯科衛生士」の登録及び登録訓練の参加周知							○		
団体	災害関係参加研修会内容の情報共有							○		
	合計		6	3	15	1	3	6	5	0

3. 令和元年度の取り組み状況 県立保健所の管内所感

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所 西夜	(1) 乳幼児期	管内の保育所(園)、幼稚園ではほぼ100%フッ化物洗口について取り組んでいる。
	(2) 学齢期	小学校では100%フッ化物洗口について取り組んでいる。中学校でもフッ化物洗口が開始されており、各市町で実施に向けた計画が進められている。
	(3) 成人期	妊婦の歯科検診や定期的な検診の実施に向けた取り組みがみられる。
	(4) 高齢期	検診と合わせて、相談指導が行われている。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健の実態を把握し、生涯を通じた歯の健康づくりの推進を図る。オーラルフレイル予防のため、成人期の歯周疾患健診受診率向上を目標としている。そのため、歯科保健推進協議会での情報交換、市町への情報提供を行い連携を図る。
県立保健所 県央	(1) 乳幼児期	県平均や管内の他の市町と比べてう蝕有病者率が高い市町に対し、生活背景や体格等との関係性など原因分析の必要性があることを働きかけた。
	(2) 学齢期	フッ化物洗口が、管内市町全施設及び全学年で継続して実施されるよう働きかけた。
	(3) 成人期	今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、成人期歯科健診の周知等が住民へ行われるよう働きかけた。
	(4) 高齢期	今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、成人期歯科健診の周知等が住民へ行われるよう働きかけた。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健に関する協議の場の設定を継続すること。
県立保健所 県南	(1) 乳幼児期	むし歯の状況は改善傾向にあるが、地域差が見られる。依然として保育園等によるフッ化物洗口実施については県全体の目標値85%に至っていないため、引き続き市や保育士会等を通じて働きかけ、フッ化物洗口の実施率向上を図る。
	(2) 学齢期	フッ化物洗口は、小学校では100%を達成しており、中学校においては、教育委員会、学校の理解もあり、前年度より実施施設数が増加し、実施率がH30と比較すると40%上昇しているため、引き続き教育委員会等を通じて働きかけ、フッ化物洗口の実施率向上を図る。
	(3) 成人期	妊婦や20歳以上を対象にした歯周病予防健診等の歯周病予防の取り組みが進められている。今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、事業の周知が住民に行われるよう働きかけ、受診率等の向上を図る。
	(4) 高齢期	地域支援事業による健康教育、歯周病予防健診等の歯周病予防の取り組みが進められている。高齢者の口腔の健康はフレイル予防との関連があるため、今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さや事業の周知が住民に行われるよう働きかけ、受診率等の向上を図る。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保育園や中学校におけるフッ化物洗口実施向上に向けた協議。管内の成人期における歯周病予防、高齢期におけるフレイル予防の取り組みの情報の共有を行う。
県立保健所 県北	(1) 乳幼児期	う蝕有病者率、一人当たりの平均歯数は、全国、長崎県と比較しても多い。保護者の意識の差が大きい。フッ化物洗口未実施施設や関心のない保護者への働きかけが課題。乳幼児のフッ化物洗口実施については引き続き協議会等で働きかけていく必要がある。
	(2) 学齢期	フッ化物洗口実施率は、小学校は100%、中学校のフッ化物洗口実施については引き続き協議会等で働きかけていく必要がある。保護者の意識の2極化があり、無関心者への働きかけが課題である。中学校のフッ化物洗口実施については引き続き協議会等で働きかけていく必要がある。
	(3) 成人期	歯周疾患健診の受診率が低い。健診の実施方法や、知識の普及啓発が課題。受診しやすい環境整備が必要。
	(4) 高齢期	オーラルフレイルの予防につながる啓発が必要。家族やケアマネジャー、施設職員に対して口腔内の観察やケアをするように働きかけていく必要がある。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	障害者歯科における現状の把握と啓発活動

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所	(1) 乳幼児期	3歳児のむし歯のない者の割合が県・全国に比べ低い。むし歯の本数も減少傾向にあるが県平均よりも多い現状。五島市による集団健診（10ヶ月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児）での個別指導継続や2歳児のフッ素塗布実施が必要。
	(2) 学齢期	令和2年度から中学校でのフッ化物洗口を導入開始。令和元年度は教育委員会、市、歯科医師会等と連携しスムーズに導入できるよう歯科保健推進協議会で協議。中学校フッ化物洗口導入前の令和2年2月～3月に中学校養護教諭・保健主事等担当者及び管理職を対象とした研修会を教育委員会主催で開催することを検討。
	(3) 成人期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ないのが課題。参考までに長崎大学による歯周病検診データで現状確認しているが、県と比べ40歳代で喪失歯のある者の割合が多い。歯科保健推進協議会で協議し、成人期の問診型歯科健診の実施を検討。
	(4) 高齢期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ないのが課題。参考までに長崎大学の歯周病検診データで現状確認しているが、県と比べ60歳代で24本以上の歯を有する者、80歳で20本以上の歯を有する者の割合が低い。成人期と同様、問診型歯科健診の実施について検討が必要。また、訪問診療の実態把握について、保健所歯科保健協議会の活用により、今後の取組方針の協議が必要。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保健所歯科保健協議会による歯科保健対策の評価及び推進、関係機関との連携強化。
上五島	(1) 乳幼児期	フッ化物洗口事業の継続的な実施。乳幼児健診での普及啓発。
	(2) 学齢期	県の補助期間終了後もフッ化物洗口事業の継続的な実施。中学校や高校での歯周病予防に関する啓発推進。
	(3) 成人期	成人期から継続した歯周病対策を推進できるように歯周病検診などの歯科健診の普及やかかりつけ歯科医を受診しやすい環境整備が必要。
	(4) 高齢期	高齢者の口腔ケアに関する現状を正しく把握する。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯周病予防やオーラルフレイル予防のための普及啓発。
豊岐	(1) 乳幼児期	・フッ化物応用によるむし歯予防は、4歳児以上に對する保育所・幼稚園の体制は整い、今後のむし歯予防に効果が期待できます。 しかし、甘味飲料を飲まない12ヶ月児の割合や3歳児以下が対象のフッ化物塗布券利用率等の減少がみられ、生活習慣や行動の改善は一部にとどまっています。 保健所では、市が実施する親世代への普及啓発に加え、祖父母の乳幼児に對するむし歯予防知識の普及を図るため実施している「祖父母はなまる教室」への支援を続けることとしています。 ・市と共同で開催する歯科保健協議会やデンタルワークショップなどを通じて、乳幼児期の虫歯予防に関する知識の普及を引き続き図る必要があります。 ・複数のむし歯を有するハイリスク乳幼児が全体のむし歯数が多くを引上げている現状から、その把握と対応について市と協議する必要があります。
	(2) 学齢期	H29年度に管内全小学校で、H31年度に管内全中学校でフッ化物洗口が行われる体制が整いました。管内の学童期におけるむし歯保有率は県全体と比較すると高い傾向にありますが、今後改善が期待できます。1人あたりのむし歯の本数は個人差が大きいため、乳幼児期からの対策が重要です。
	(3) 成人期	歯周疾患健診受診率は低い状況にあり、歯科健診の推進やかかりつけ歯科医による管理推進が必要です。今後、家族ぐるみでかかりつけ歯科医院をもつてもらえるよう、今後のデンタルワークショップでは実行委員にPTA連合会に入っている方々を積極的に呼び込んでいただくよう働きかけるとともに、家族への波及効果を狙った活動を実施します。
	(4) 高齢期	豊岐リハビリテーションセンターが中心となって施設や在宅療養者を支援する福祉職等を対象とした研修会を開催しています。保健所は広域支援センターと連携を図り、地域の人材育成が進むよう支援してまいります。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	定期検診を実施する人の増加、歯周疾患健診の受診率向上を図るための取組み

		地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所	対馬	項目
		(1) 乳幼児期
		(2) 学齢期
		(3) 成人期
(4) 高齢期	<p>3歳児の一人平均むし歯数は、年々改善しているが、県と比べまだまだ多い状況。5歳児の一人平均むし歯数は改善がみられるなどしているが、定期的健診を受ける児の割合などはまだまだ及ばない状況。乳幼児健診時等における健康教育、1.6・2歳・3歳児の歯科健診やフッ化物塗布事業等は実施されている。保護者への予防意識の啓発等を更に推進していくことが必要。</p> <p>12歳児の一人平均むし歯の本数は、年々減少しており、県全体よりもよい数値を達成できた。15歳の歯肉に異常のない者の割合、また18歳の歯周疾患有病率ともに、ここ数年減少傾向。保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校におけるフッ化物洗口実施施設の割合は、100%である。小・中学校等でのむし歯・歯周病予防に関する啓発についても更に推進していく必要がある。</p> <p>妊婦とその夫を対象とした成人歯科健診・保健指導等を実施しており、受診率は年々増加傾向である。</p> <p>40歳以上を対象とした歯科健診は未実施であるが、対馬市の成人歯科の取組組みについて対馬地区歯科保健推進協議会で協議し、特定健診時の生活歯擦プログラムを活用した歯科保健指導などの新たな取組組みを開始している。今後も引き続き、歯周病予防対策・成人歯科の取組組みを推進していく必要がある。</p> <p>対馬市歯科衛生士士による口腔衛生訪問指導、在宅訪問歯科診療などを継続し、口腔の定期的チェックや口腔ケアへの関心を高めていくことが必要。また、歯科・介護連携等により要介護者等の口腔状況の改善から生活の質の向上を図る取組組みも必要である。</p>	
【保健所が必要と考える地域で行う取組】	<p>歯科保健推進協議会において、「歯周病予防・成人期の歯科保健対策」及び「フッ化物洗口によるむし歯予防対策」「高齢者のオーラルフレイル予防」について、重点的に協議（進捗確認含む）し、推進していく必要がある。</p>	

【参考：データ収集している市町】 平成30年度評価

1. 目標

(1) 成果指標

ライフステージ または社会分野	圏域	長崎 長崎市	佐世保 佐世保市	県南 島原市	県央 諫早市	県央 大村市	県北 平戸市	県北 松浦市	対馬 対馬市	香岐 香岐市	五島 五島市	西彼 西海市	県南 雲仙市	県南 南島原市	西彼 長与町	西彼 時津町	県央 東彼杵町	県央 川棚町	県央 波佐見町	上五島 小値賀町	県北 佐々町	上五島 新上五島町	データ有 市町数
3. 成人期	40歳代で喪失歯のない者の増加 (R4目標：80%)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1市町
	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少 (R4目標：25%)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1市町
4. 高齢期	40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 (R4目標：25%)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1市町
	60歳代における咀嚼良好者の増加 (R4目標：90%)	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
	60歳代で24歯以上の歯を有する者の増加 (R4目標：70%)	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
	80歳代で20歯以上の歯を有する者の増加 (R4目標：50%)	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
	60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 (R4目標：45%)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1市町

(2) 活動指標

ライフステージ または社会分野	圏域	長崎 長崎市	佐世保 佐世保市	県南 島原市	県央 諫早市	県北 大村市	県北 平戸市	県北 松浦市	対馬 対馬市	香岐 香岐市	五島 五島市	西彼 西海市	県南 雲仙市	県南 南島原市	西彼 長与町	西彼 時津町	県央 東彼杵町	県央 川棚町	県央 波佐見町	上五島 小値賀町	県北 佐々町	上五島 新上五島町	データ有 市町数
3. 成人期	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加 (R4目標：65%)	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1市町
4. 高齢期	【再掲】 過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加 (R4目標：65%)	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1市町

(R3.3.31現在)

〇令和2年度県内施設のフッ化物洗口実施状況(市町別)

圏域	市町名	幼保施設						小学校施設											
		保育所(認可・認可外・へき地)	幼稚園(国立除く)	認定こども園	幼保施設計(菌なまる評価用)	小学校(私立含・国立除く)	小学校(私立含・国立除く)	中学校(私立含・国立除く)	幼保施設・小学校の計	小学校の計	中学校の計								
		実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率
長崎市	長崎市																		
	佐世保市																		
西彼	西海市																		
	長与町 時津町																		
西彼小計	西彼小計																		
	諫早市																		
	大村市																		
	東彼杵町																		
	川棚町																		
波佐見町	波佐見町																		
	波佐見町																		
県央小計	県央小計																		
	島原市																		
島南	雲仙市																		
	南島原市																		
島南小計	島南小計																		
	平戸市																		
県北	松浦市																		
	佐々町																		
県北小計	県北小計																		
	五島市																		
上五島	小値賀町																		
	新上五島町																		
上五島小計	上五島小計																		
	杵岐市																		
対馬	対馬市																		
	対馬市																		
市町小計	市町小計																		
	県立学校																		
公立学校小計	公立学校小計																		
	私立学校																		
県全体	県全体																		
	県全体																		

(R3.3.31現在)

〇令和2年度県内施設のフッ化物洗口実施者の状況(市町別)

圏域	市町名	幼保施設				小学校施設				幼保施設・小学校の計		中学校(私立含・国立除く)			
		保育所(認可・認可外・へき地) 実施者数	実施者率	幼稚園(国立除く) 実施者数	実施者率	認定こども園 実施者数	実施者率	幼保施設計 実施者数	実施者率	小学校(私立含・国立除く) 実施者数	実施者率	実施者数	実施者率	実施者数	実施者率
長崎市	長崎市														
	佐世保市														
西彼	西海市														
	長与町														
	時津町														
西彼小計	西彼小計														
	諫早市														
	大村市														
	東彼杵町														
	川棚町														
	波佐見町														
県央小計	県央小計														
	島原市														
	雲仙市														
	南島原市														
県南小計	県南小計														
	平戸市														
	松浦市														
	佐々町														
県北小計	県北小計														
	五島市														
	小値賀町														
上五島	新上五島町														
	上五島小計														
杵岐	杵岐市														
	対馬市														
市町小計	市町小計														
	県立学校														
公立学校小計	公立学校小計														
	私立学校														
県全体	県全体														
	県全体														

法律第九十五号（平二十三年八月十日）
歯科口腔保健の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔^{くわう}の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進及び県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔^{くわう}の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔^{くわう}機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な歯科口腔^{くわう}保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じた歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念を踏まえ、歯科口腔^{くわう}保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔^{くわう}保健法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 教育関係者等は、前項の目的を達成するため、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する労働者の歯科健診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）の機会の確保その他の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者及びその被扶養者の歯科健診等の機会の確保その他の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する知識を持ち、更に理解を深めるよう努める

ものとする。

- 2 県民は、県及び市町が実施する歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画)

第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健法第13条第1項に規定する計画として、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画（以下「長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 県は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町その他歯・口腔^{くわう}の健康づくりに係る活動を行う関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 3 長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔^{くわう}保健の推進に関する基本的事項を勘案し、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性に配慮するものとする。

- 4 県は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表しなければならない。

- 5 長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

- 6 第2項から第4項までの規定は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画)

第9条 市町は、当該市町の実情に応じた歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 県は、市町が市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めようとする場合には、当該市町の求めに応じ、適切な情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。

- 3 県は、前項に定めるもののほか、市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の策定状況等市町における歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに教育関係者等との連携体制の構築に関すること。

- (2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策、妊産婦及びその配偶者（婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）並びに乳幼児に対する歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる歯科健診を含めた効果的な歯・口腔の疾患の予防及び健康づくりに関する施策の促進に関すること。
- (3) 第8条第2項の関係者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組の促進に関すること。
- (4) 歯科、医科、薬科及び多職種との適切な連携（歯科、医科、薬科及び多職種に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯・口腔の健康づくりに関する取組、細菌性又はウイルス性の疾患の予防という観点から、糖尿病を主とした全身疾患及び歯科疾患が関係する取組並びに周術期における口腔機能管理の適切な実施のための連携体制構築の促進に関すること。
- (5) 県民が定期的に歯科健診を受けることの勧奨その他必要な施策に関すること。
- (6) スポーツ、労働等によって生じる歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策の促進に関すること。
- (7) 成人期（学生を含む。）における歯周病の予防対策の促進に関すること。
- (8) 医療的ケア児、医療的ケア者、障害児、障害者、要介護者等に対する適切な口腔健康管理に係る施策の促進に関すること。
- (9) 高齢者がフレイル状態（加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態をいう。）になることを予防するため、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態になることを未然に防ぐための取組をいう。）に係る施策の促進に関すること。
- (10) 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。
- (11) 災害発生時及び感染症まん延時における歯科保健医療等の提供体制の確保及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (12) 歯科衛生士をはじめとする歯・口腔の健康づくりの推進に従事する者の確保、養成及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (13) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の促進に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の促進に関すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、事業者、保険者、学校等が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

（効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等）

第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助

言を行うものとする。

(歯と口の健康週間)

第12条 県民の間に広く歯・口腔^{くわう}の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯と口の健康週間を設ける。

2 歯と口の健康週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、市町と連携し、歯と口の健康週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

第13条 知事は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、国が実施する歯科疾患実態調査時に合わせて、県民の歯科疾患等の実態についての調査(以下「県民歯科疾患実態調査」という。)を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、県民の幼児期からの歯・口腔^{くわう}の健康づくりを効果的に推進するため幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周疾患の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

3 県民歯科疾患実態調査及び前項の調査は、その結果を公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年6月4日から施行する。

(令和2年12月25日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

V. 齒科保健媒体

1. DVD 貸出リスト

No	タイトル	内 容	対 象	種 類 時 間	制作年
1	きれいな乳歯の育て方			DVD	2007年 購入
2	親子deはみがき	0才～3才向け		DVD	2010年 購入
3	みんなdeはみがき	4才～6才向け		DVD	2010年 購入
4	ワクワク探検隊出動！	小学校 低・中学生向け	小学校 低・中学 年	DVD 14分	
5	自分で守る歯と健康	小学校 中・高学年向け	小学校 中・高学 年	DVD 15分	
6	ブラッシュアップ！未来	中学校向け	中学校	DVD 15分	
7	歯を大切に 奥歯のみがきかた	奥歯のみがき方を中心とした内容	小学校 1年生	DVD 20分	2018年 購入
8	歯を大切に 前歯のみがきかた	前歯のみがき方を中心とした内容	小学校 2年生	DVD 19分	2018年 購入
9	歯を大切に 中学年編	むし歯の原因などを学ぶ内容	小学校 3・4年生	DVD 26分	2018年 購入
10	歯を大切に 高学年編	歯肉炎などについて学ぶ内容	小学校 5・6年生	DVD 29分	2018年 購入
11	歯を大切に 中学生編VOL.1	歯みがきの総復習と歯肉炎	中学生	DVD 27分	2018年 購入
12	歯を大切に 中学生編VOL.2	8020運動や歯肉炎と体の健康	中学生	DVD 24分	2018年 購入
13	生活歯援プログラム	新しい成人歯科健診・保健指導の流れ 保健センターにて 情報提供～目標設定までの流れ 歯科医院にて フォローアップ～評価までの流れ		DVD	

2. パネル 貸出リスト

シリーズ 7		
No	タイトル	
1	お口の中の悪性腫瘍(頬粘膜癌)	全 般
2	お口の中の悪性腫瘍(舌癌)	
3	お口の中の悪性腫瘍(上顎肉腫)	
4	お口の中の悪性腫瘍(下顎歯肉癌)	

シリーズ 8		
No	タイトル	
1	よく噛んで食べましょう	全
2	むし歯は、バイキンでおこります	
3	歯周病(歯槽膿漏)は、こわい病気です	
4	きれいな歯ならびで、明るい笑顔	
5	歯の病気を予防しましょう	般
6	一生、自分の歯で食べましょう	

シリーズ 9		
No	タイトル	
1	よく噛んで食べましょう	全
2	むし歯はバイキンでおこります	
3	歯周病(歯槽膿漏)は、こわい病気です	
4	きれいな歯ならびで、明るい笑顔	
5	歯の病気を予防しましょう	般
6	一生、自分の歯で食べましょう	
7	6歳臼歯を大切にしましょう	
8	むし歯を予防し、丈夫な永久歯を育てよう	

シリーズ 10		
No	タイトル	
1	赤ちゃん時代からむし歯予防	妊 産 婦 ・ 乳 幼 児 の 母 親
2	歯が生える時期と順序	
3	幼児期をむし歯から守りましょう	
4	幼児期の歯みがきのポイント	
5	ママ、パパ！むし歯予防に気くばりを	
6	噛んで磨いて健康な歯	
7	むし歯になりやすいところ	
8	歯ブラシの選び方と持ち方	

シリーズ 11		
No	タイトル	
1	キシトールでむし歯予防1	全 般
2	キシトールでむし歯予防2	
3	フッ素は歯を丈夫にする栄養素	
4	フッ素のはたらきと効果	
5	プラーク(歯垢)の正体	
6	プラークがしやすいところ	
7	デンタルフロスでプラークを取りのぞく	
8	むし歯をつくる4つの要素	

シリーズ 12		
No	タイトル	
1	歯周ポケットをなくそう！	全 般
2	歯ブラシはこまめに替えよう	
3	痛くなる前の定期検診	
4	これがブラッシングのポイント	
5	磨きにくい所をじょうずにみがく	
6	甘い物が好きな人はむし歯に注意	
7	6歳臼歯は、むし歯になりやすい！	
8	子どものむし歯予防	

シリーズ 13		
No	タイトル	
1	口臭	全 般
2	インプラント	
3	ライフステージとむし歯のリスク	
4	だ液検査	
5	歯周病	
6	タバコと歯周病	
7	マウスガード	
8	顎関節症	
9	歯の漂白	

(大村東彼歯科医師会作成)

シリーズ 14		
No	タイトル	
1	歯周病は糖尿病の合併症	全 般
2	しっかり噛んで食べる肥満予防	
3	歯を健康にしてメタボを予防する	
4	歯周病のチェック	
5	禁煙して歯周病予防	
6	全身に影響する歯の健康	

摂食嚥下		
No	タイトル	高 齢 期
1	食べるしくみについて①	
2	食べるしくみについて②	
3	飲み込む時のポイント	

(長崎県歯科医師会作成)

オーラルフレイル		
No	タイトル	高 齢 期
1	オーラルフレイルについて①	
2	オーラルフレイルについて②	
3	オーラルフレイルについて③	
4	オーラルフレイルについて④	

(長崎県歯科医師会作成)

乳幼児期の食育		
No	タイトル	乳 幼 児 期
1	乳幼児期の食育①	
2	乳幼児期の食育②	
3	乳幼児期の食育③	
4	乳幼児期の食育④	
5	乳幼児期の食育⑤	
6	乳幼児期の食育⑥	
7	乳幼児期の食育⑦	

(長崎県歯科医師会作成)

※ シリーズ1～6は内容が古かったため、処分いたしました。

※ 貸出しは、シリーズ単位となりますので御了承下さい。

3. リーフレット・ポスター・CD-ROM リスト

※ 御必要の際は、長崎県歯科医師会（TEL 095-848-5311）へ御連絡下さい。

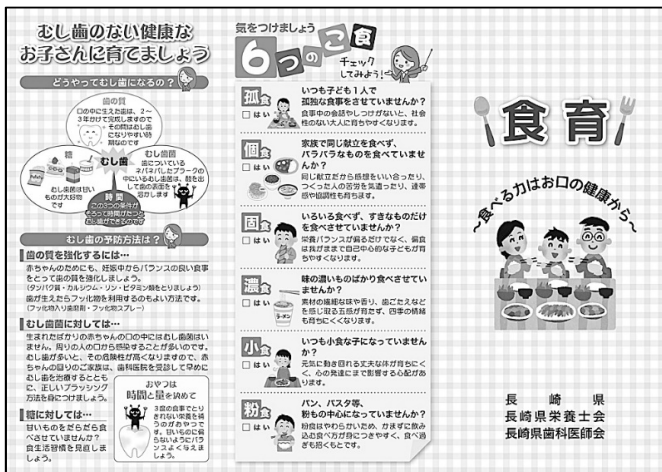
（歯っぴい噛むing!かみごたえ早見表 下敷き）平成 19 年度作成



（歯っぴい Come 噛むクッキングレシピ集）平成 19 年度作成



（食育～食べる力はお口の健康から～ リーフレット）平成 27 年度作成



糖尿病のあなた 歯周病大丈夫？

歯周病を治療すれば 糖尿病が改善する 可能性があります

詳しくは かかりつけ歯科医へご相談ください。

長崎県歯科医師会

これからママになるための 健口づくり

ママとこれから生まれてくる赤ちゃんが 気持ちよく過ごすためには、 歯科保健を通してさまざまな健口づくりの情報を提供します

長崎県 長崎県歯科医師会

妊婦中に気をつけたいこと

妊娠すると、歯ぐきが腫れたり 出血したり、むし歯ができることがあります

これは、妊娠ホルモンや授乳ホルモンを産卵させるための働きがあるため、つわりを発生させる原因のひとつであることから歯肉が腫れたり出血したり、むし歯になりやすくなるのです。

妊娠性歯肉炎

歯肉病のある妊婦は歯肉病のない妊婦に比べて早産や低体重児出産の危険性が高いというデータがあります

ママのお口の健康はとっても大切!

むし歯や歯肉病はスプーン、箸、コップなどを通してママから赤ちゃんへうつってしまいます

だから…

妊娠準備を整えましょう

自分の体によって歯肉病は異なります。 歯ぐきのむし歯や歯肉病に気づいたら早めに治療を

あなただけで赤ちゃんの歯がつかれます

歯肉病は、歯ぐきから歯肉が腫れたり出血したり、むし歯になりやすくなることです。

出産後に気をつけたいこと

乳歯は、直接の付着が生じ始めます。 その役割は非常に重要で、永久歯の生えるスペースの確保(よい歯並びを作る)とともに、顎の成長、食べることや発音などの発達にも大きな影響を与えます。

また、いつでも母乳が哺乳瓶での授乳を続けていなくても、母乳の出が悪い場合があります。 授乳がうまくいかなくなった場合は、母乳の出が悪い場合があります。

乳歯のすすめかた

8ヶ月頃、上下の歯が生え始めるころが歯ぐきから歯肉病になりやすくなる時期です。 この時期は歯ぐきが腫れたり出血したり、むし歯になりやすくなるので、スプーンを使いましょう

12ヶ月頃、上下の歯が生え始めるころが歯ぐきから歯肉病になりやすくなる時期です。 この時期は歯ぐきが腫れたり出血したり、むし歯になりやすくなるので、スプーンを使いましょう

18ヶ月頃、上下の歯が生え始めるころが歯ぐきから歯肉病になりやすくなる時期です。 この時期は歯ぐきが腫れたり出血したり、むし歯になりやすくなるので、スプーンを使いましょう

24ヶ月頃、上下の歯が生え始めるころが歯ぐきから歯肉病になりやすくなる時期です。 この時期は歯ぐきが腫れたり出血したり、むし歯になりやすくなるので、スプーンを使いましょう

むし歯のない健康なお子さんに育てましょう

どうやってむし歯になるの?

むし歯の原因は、歯ぐきから歯肉病になりやすくなることです。 この時期は歯ぐきが腫れたり出血したり、むし歯になりやすくなるので、スプーンを使いましょう

むし歯の予防方法は?

歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。 歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。

あなたのお口の中は大丈夫ですか?

全身の健康のための歯周病セルフチェック

～生涯、健康な歯ぐきであるために～

長崎県 長崎県歯科医師会

長崎大学大学院歯学系総合研究科口腔保健学

歯周病セルフチェック

①歯ぐきから血が出る
②歯ぐきから膿が出る
③歯ぐきの色が赤い
④歯ぐきの腫れがひどい
⑤歯ぐきの痛みがある
⑥歯ぐきの臭いがある
⑦歯ぐきのむし歯がある
⑧歯ぐきのむし歯がひどい
⑨歯ぐきのむし歯が頻りに再発する
⑩歯ぐきのむし歯が頻りに再発する

★歯ぐきから血が出る、歯ぐきから膿が出る、歯ぐきの色が赤い、歯ぐきの腫れがひどい、歯ぐきの痛みがある、歯ぐきの臭いがある、歯ぐきのむし歯がある、歯ぐきのむし歯がひどい、歯ぐきのむし歯が頻りに再発する、歯ぐきのむし歯が頻りに再発する

歯周病の症状と、進行させるリスクについて理解しましょう!

歯周病とは

歯周病は、歯ぐきから歯肉が腫れたり出血したり、むし歯になりやすくなることです。 この時期は歯ぐきが腫れたり出血したり、むし歯になりやすくなるので、スプーンを使いましょう

歯周病の発症や進行に係るリスク

★歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。 歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。

★過度な力

歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。 歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。

★全身状態の影響

歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。 歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。

★お口の健康を守るために

歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。 歯ぐきから歯肉病になりやすくなるので、歯ぐきを清潔に保ちましょう。

(毎日の歯磨きで肺炎を予防しましょう) 平成 23 年度作成

毎日の歯みがきで肺炎を予防しましょう

いつもお口の中を清潔にしておくことが、肺炎予防にたいへん効果的です。

長崎県歯科医師会

お口の健康チェック

- うまく咬めない
- 歯ぐきが赤く腫れている
- 口臭がある
- 歯がないのに入れ歯を入れていない
- 時々、ムセがある
- 口の中が乾く
- 起床時に口の中がネバネバする
- 舌が白くなっている

ひとつでも心当たりがあればかかりつけの歯科医院へ

5分でもできる肺炎予防! 誰でもできる簡単な口腔ケア

口腔ケアは、誤嚥性肺炎の予防にたいへん効果的です。

口腔ケア科員

- ★ 就寝前の口腔ケアが特に大切です。
- ★ 入れ歯を使用している方は必ずしてケアを行ってください。
- ★ 介護の必要な方の口腔ケアはできれば、座位が45度ほど体を起こして行います。

1 STEP

スポンジブラシで、粘膜についた食べカスを取ります。

2 STEP

舌ブラシで、舌の清掃を行います。

3 STEP

歯ブラシで、1本づつ丁寧に清掃していきます。

口腔ケアは、毎日行うことが重要です。

(お口の健康体操) 平成 19 年度作成

お口の健康体操

毎日の健康はお口の運動から!

- ① 前準備
 - ① 深呼吸
 - ② リラックス
- ③ 摂食・嚥下機能訓練
 - 唇の体操
 - 頬の体操
 - 舌の体操
 - 唾液腺のマッサージ
- ④ 構音訓練
 - パ・タ・カ・ラ

長崎県歯科医師会

(介護予防対応実践的口腔ケアお口の健康体操 DVD (有料))



(口腔ケアがあなたの命を守ります！リーフレット) 平成 24 年度作成

口腔ケアが

あなたの命を守ります!

いつでもお口からおいしく楽しく食べていただく為に～

長崎県
長崎県歯科医師会

口腔ケアの手順

① 口の中を観察しましょう

歯と歯ぐきの間
食べかすが残っていませんか？

舌
舌苔(舌の汚れ)が付いていませんか？

粘膜
口内炎や歯肉はありますか？

歯
むし歯はありませんか？
歯がグラグラしていませんか？
歯科医師に相談しましょう。

義歯(入れ歯)
・汚れていませんか？
・きちんと理髪してありますか？
・すずれたりずれたりしていませんか？
・はずれやすい、絡めにくいなどの場合は、
歯科医師に相談しましょう。

◎義歯(入れ歯)をしている場合は、
必ずはずしてから観察しましょう！

◎食事量の低下は、
お口のトラブルかもしれません！

② 「口腔粘膜」をお掃除しましょう

=お口の中は歯だけでなく、舌や粘膜(頬や口蓋など)も汚れています=

▶ 舌と頬の間(頬粘膜)・口蓋のお掃除

● 頬や舌をしっかりと動かしましょう。

フックウガイは、口の汚れを取るだけでなく、お口の周りと舌の粘膜のトレーニングになります。
ガラガラウガイができれば、喉の保湿や清涼に効果的です。

● うがいができない場合は、
スポンジブラシなどでふき取ります。

▶ 舌のお掃除

歯ブラシや舌ブラシなどで、奥から丁寧にやさしく清掃しましょう。

※口腔ケアは毎日行うことが重要です!!

③ 「歯みがき」をしましょう

歯ブラシを助ける道具もあるので、上手に使用して、歯垢を取り除きましょう。

ワンタフトブラシ
歯間ブラシ

歯ブラシで、1本ずつ丁寧に清掃していきます。
また歯と歯肉の間の清掃は、歯肉マッサージとなり歯への刺激になります。

「保湿ケア」をしましょう

口腔乾燥がある方は、保湿剤を使って、保湿ケアを行きましょう。

(長崎県周術期口腔機能管理リーフレット) 平成 28 年度作成

がん手術や放射線療法、化学療法を受けられる方へ

～歯科医師が行う口腔ケア～
周術期(手術前後)の管理

がん治療の開始前に歯科を訪問して口腔ケアや歯科治療をしておくことが重要です。専門的な口腔ケアを実施することで、これらの合併症の発現性を軽減できます。

「がん」は「生きる」ための入り口
安全ながん治療のため、口腔ケアが必須の医療的処置として、治療前から、治療後も必要となります。手術の後の生活の質を高めるために、手術前後の口腔ケアが重要です。

がん治療前後の紹介・ケアの流れ

1. がん診断後
2. 必要に応じて歯科医師へ紹介
3. 必ず治療前に行う歯科医師と連携
4. 歯科医師が治療計画(薬物・療法)を決定
5. かかりつけ歯科医でメインテナンス(口腔ケア(術前・術後))

一般社団法人 長崎県歯科医師会
〒852-8104
長崎県長崎市中央3-1-10
TEL 095-8483311 FAX 095-8461175

予備にもなるトラブルと口腔ケア

予備にもなるトラブルと口腔ケア

がん治療前後の紹介・ケアの流れ

予備にもなるトラブルと口腔ケア

がん治療前後の紹介・ケアの流れ

予備にもなるトラブルと口腔ケア

がん治療前後の紹介・ケアの流れ

予備にもなるトラブルと口腔ケア

がん治療前後の紹介・ケアの流れ

(小学校低学年向け「フッ化物洗口啓発媒体」下敷き) 平成 23 年度作成

ぶっそでうがいをして むし歯をなくそう♪

わしはよ坊さん

むし歯にならないようにする「ぶっそ」のひみつじゃ!

- * 「ぶっそ」は歯をつよくして、むし歯さんから歯をまもってくれるみんなのつよみかたじゃ!
- * 「ぶっそ」は、ただしやりかたで、つづけてうがいをすれば、むし歯をよほうするはたらきがあるのじゃ!
- * 「ぶっそ」は、むし歯をよほうするおくりとしてせいかい甲でつかわれているのじゃ!

むし歯の状態

ぶっそでうがいのやりかたじゃ!

- ① うがいする水をお口の中に入れて、左ほでぶくぶく
- ② つぎに右ほでぶくぶく
- ③ さいごにお口の中ぜんぶでぶくぶく

★1.ぶんかん ぶくぶくがいがしたらんではいけません!
はかたししよう!

★うがいでから、3.0ぶんかんはたべたりんだりしてはいけません!

むし歯にならないようにするためには、しっかりと「はみがき」することもたいせつだよ!

ぶっそにかなわないよ～

長崎県
長崎県歯科医師会
長崎大学

（保育所・幼稚園の保護者向け「むし歯予防のためにフッ化物洗口をしてみませんか」リーフレット）平成 24 年度作成

保育所・幼稚園のみなさんへ

むし歯予防のためにフッ化物洗口をしてみませんか

1 フッ化物洗口を保育所や幼稚園でなぜ行うのでしょうか？

長崎県は、3歳児のみし歯が全国でベスト10に入るほどむし歯が多い県です。その原因は、子どもの発育に必要な栄養が足りず、むし歯予防に必要な歯磨きの頻りに必要なことです。

また、むし歯は、家庭だけの問題ではありません。むし歯の多発期は、歯生え始める年齢です。家庭だけでなく、保育所・幼稚園・学校だけでなく、子どもの生活環境にあわせたむし歯予防対策を行うことで、子どもたちの歯と舌の健康を支えることができます。

★集団としてむし歯予防対策を実施するために必要なことは？

保育所や幼稚園で集団のフッ化物洗口を行う場合、以下のことが重要となります。

- ① 任意性（強制はしない）
- ② 同意（事前説明に基づいて保護者の同意）
- ③ 記録（洗口の日数や子どもを把握するための記録などを用いて実施できるようにする）
- ④ 情報提供（歯科医師や保健師から専門的な知識や科学的根拠をもとにした正確な情報提供）

2 フッ化物洗口はどのような方法で行うのでしょうか？

フッ化物洗口は、一般的に225ppmから900ppmの濃度の洗口液を口に含み、「ぶくぶく」とうがいをする方法で、毎日1回法と1回法があり、効果は異なりますが、年齢に応じ、生活環境を考慮して方法を選択します。

なお、ぶくぶくうがいができない低年齢児は対象としません。

× がらがらうがい ○ ぶくぶくうがい

洗口方法

① 毎日法
歯磨きや歯の検診など複数の機会によって呼びかけますが、同じで毎日法といいますが、歯磨き（ミラノールの場合250ppm）で実施する方法。歯磨きと同じように生活環境として行うと効果的ですので、家庭や未就学児の環境で行うのに適しています。また、試験したときも効果的です。

② 1回法
高濃度（ミラノールを調整して900ppm）で、週1回実施する方法。生活環境として実施しなくても、継続してできるような小学生以上の年代で、歯磨きの際にのみ行う方法です。

むし歯予防のポイント！
フッ化物洗口によるむし歯予防効果は100%ではありません。フッ化物洗口以外にも、日々の生活環境において、丁寧な歯磨きと正しい歯磨きを、甘いものをだらだら食べないなど、組み合わせて行うことが大切です。

3 フッ化物洗口によるむし歯予防の効果をお教えください。

フッ化物洗口の効果は、最新の研究で23～30%とされています。
（国産「フッ化物洗口液」に関する研究）
※厚生労働省研究費助成の「むし歯予防のためのフッ化物洗口（フッ化物）」では、30～80%の効果があるとの研究結果が示されています。

フッ化物がむし歯予防に有効な理由として、次のような働きがあります。

- ① 歯の構造を強くする。（耐酸性を高める）
フッ化物が歯に作用すると、ハイドロキシアパタイトがフルオロアパタイトという硬くて強くて溶けにくい結晶構造となり、歯の表面が丈夫になります。
- ② 歯の表面を修復する。（再石灰化）
むし歯にならなかったエナメル質（カルシウムが溶けたこと）に作用し、その部分に再びカルシウム等が沈着して歯の表面を修復（再石灰化）したり、脱灰してむし歯になるのを予防します。
- ③ その他のフッ化物の働き
フッ化物は酸を強くしたり、溶解したりする作用以外にも細菌が酸を生産するのを抑制したり、歯肉（歯茎の肉）の形成を抑制する働きがあります。

4 フッ化物洗口の安全性をお教えください。

国が示した「フッ化物洗口ガイドライン」では、適正な濃度と量を守れば、たとえ頻りに1回分の量を飲み込んででも極微量が発生することはないと示されています。急性中毒、慢性中毒などの心配も安全性が確保されています。

さらに、WHOをはじめとする世界の専門機関も安全性を認め、むし歯予防に効果的な方法として推奨しています。

- ① 一人当たり、年齢（体重20kg）が毎日法の場合で使用する洗口液の量は7mlですが、約2.5人分を一度に飲み込んでしまえば、ほぼ安全とされています。
- ② 日本では、牛蒡水（水溶性）にフッ化物を添加して飲料する方法は実施されておらず、フッ化物洗口を行う年齢ではほとんどの場合で発生は認められていません。また、歯磨き（高濃度）が配合された歯磨き粉もありません。なお、フッ化物洗口に、歯肉炎（歯茎が赤くなる）や歯肉腫（歯肉が腫れる）などの副作用はほとんどありません。

（小学校の保護者向け「むし歯予防のためにフッ化物洗口をしてみませんか」リーフレット）平成 24 年度作成

小学校の保護者のみなさんへ

むし歯予防のためにフッ化物洗口をしてみませんか

1 フッ化物洗口を小学校でなぜ行うのでしょうか？

健康でよく暮らすことは、子どもの発育に重要な役割があり、むし歯予防は、健全な発育への基盤に必要なことです。

むし歯は、家庭だけの問題ではありません。むし歯の多発期は、小学校入学前から学校での歯磨き生活をおこなっている年齢です。したがって、家庭だけでなく、保育所・幼稚園・学校でも子どもたちの生活環境にあわせたむし歯予防対策を行うことで、子どもたちの歯と舌の健康を支えることができます。

★集団としてむし歯予防対策を実施するために必要なことは？

小学校で集団のフッ化物洗口を行う場合、以下のことが重要となります。

- ① 任意性（強制はしない）
- ② 同意（事前説明に基づいて保護者の同意）
- ③ 記録（洗口の日数や子どもを把握するための記録などを用いて実施できるようにする）
- ④ 情報提供（歯科医師や保健師から専門的な知識や科学的根拠をもとにした正確な情報提供）

2 フッ化物洗口はどのような方法で行うのでしょうか？

フッ化物洗口は、一般的に225ppmから900ppmの濃度の洗口液（5～10ml）を口に含み、「ぶくぶく」とうがいをする方法で、毎日1回法と1回法があり、効果は異なりますが、年齢に応じ、生活環境を考慮して方法を選択します。

※ぶくぶくうがいができない低年齢児は対象としません。

× がらがらうがい ○ ぶくぶくうがい

洗口方法

① 毎日法
低濃度（ミラノールの場合250ppm）で毎日実施する方法です。歯磨きと同じように生活環境として行うと効果的ですので、家庭や未就学児の環境で行うのに適しています。また、試験したときも効果的です。

② 1回法
毎日法よりも高濃度（ミラノールを調整して900ppm）で、週1回実施する方法です。小学生以上の年代で、集団（学校）で実施するのに適している方法です。

むし歯予防のポイント！
フッ化物洗口によるむし歯予防効果は100%ではありません。フッ化物洗口以外にも、日々の生活環境において、丁寧な歯磨きと正しい歯磨きを、甘いものをだらだら食べないなど、組み合わせて行うことが大切です。

3 フッ化物洗口によるむし歯予防の効果をお教えください。

フッ化物洗口の効果は、最新の研究で23～30%とされています。
（国産「フッ化物洗口液」に関する研究）
※厚生労働省研究費助成の「むし歯予防のためのフッ化物洗口（フッ化物）」では、30～80%の効果があるとの研究結果が示されています。

フッ化物がむし歯予防に有効な理由として、次のような働きがあります。

- ① 歯の構造を強くする。（耐酸性を高める）
フッ化物が歯に作用すると、ハイドロキシアパタイトがフルオロアパタイトという硬くて強くて溶けにくい結晶構造となり、歯の表面が丈夫になります。
- ② 歯の表面を修復する。（再石灰化）
むし歯にならなかったエナメル質（カルシウムが溶けたこと）に作用し、その部分に再びカルシウム等が沈着して歯の表面を修復（再石灰化）したり、脱灰してむし歯になるのを予防します。
- ③ その他のフッ化物の働き
フッ化物は酸を強くしたり、溶解したりする作用以外にも細菌が酸を生産するのを抑制したり、歯肉（歯茎の肉）の形成を抑制する働きがあります。

4 フッ化物洗口の安全性をお教えください。

国が示した「フッ化物洗口ガイドライン」では、適正な濃度と量を守れば、たとえ頻りに1回分の量を飲み込んででも極微量が発生することはないと示されています。急性中毒、慢性中毒などの心配も安全性が確保されています。

さらに、WHOをはじめとする世界の専門機関も安全性を認め、むし歯予防に効果的な方法として推奨しています。

- ① 児童（体重20kg）が毎日法の洗口液の量は10mlですが、約6～7人分を一度に飲み込んでしまえば、ほぼ安全とされています。また、歯磨き（高濃度）が配合された歯磨き粉もありません。なお、フッ化物洗口に、歯肉炎（歯茎が赤くなる）や歯肉腫（歯肉が腫れる）などの副作用はほとんどありません。
- ② フッ化物洗口の1日平均のフッ化物量は、1歳児の場合10～15%と計算すると約2.5人分、2歳児の場合10～15%と計算すると約2.5人分を一度に飲み込んでしまえば、ほぼ安全とされています。
- ③ 試験されている洗口液の濃度は、約900ppmの濃度のフッ化物洗口液が示されています。

（一生自分の健康な歯でおいしく食べよう！リーフレット）平成 26 年度作成

一生自分の健康な歯でおいしく食べよう！

I. むし歯の予防と「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」と8020運動

むし歯は、口の隅を産生する細菌が残り出した糖を食料（酸）が溶け出した酸の成分を栄養とする（再石灰化）を止ると発生します。むし歯を予防するためには、パランスの取れた予防方法を実施する必要があります。その中でも、フッ化物を利用する方法が効果的です。「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」の第1条では、効果的なむし歯の健康づくり対策を行うため、保育所・幼稚園・小学校を対象とした「長崎県によるフッ化物洗口」を推進しています。集団フッ化物洗口を導入・実施して、県内市町、学校、個人、個人の心身の健康を促進することを目的としています。生涯にわたる歯の健康づくりの一環として、8020運動（80歳で自分の健康な歯を20以上残すという運動）の達成は、4歳からのフッ化物洗口で丈夫な歯をつくることと大差ありません。

パランスのとれたむし歯予防方法と健康増進の輪

小学校におけるフッ化物洗口風景

長崎県市町村22地域の一人平均（12歳児）のむし歯有病率（平成22年度）

II. むし歯予防とフッ化物の利用

① 「フッ化物」(フッ素)とはどんなもの

体の中にも普通に存在するミネラル元素のひとつです。自然界には、フッ化物として存在しています。人体内には14種類と多く含まれて、歯に有効な元素であり体に必要不可欠な元素として使われています。

水素水フッ素イオン含有のフッ化物洗口液

フッ化物含有歯磨剤、フッ化物含有歯粉、フッ化物洗口液

II. むし歯予防とフッ化物の利用

③ 有効性と実績 ～ 確実で平等なむし歯予防方法～

国際的にフッ化物のむし歯予防効果が認められています。我が国で行われた調査でのフッ化物洗口によるむし歯予防効果は30～70%の範囲内でした。ことに4.5歳から行えば、最も効果的なむし歯になりやすい歯を予防し、高いむし歯予防効果が得られます。集団で行えば、参加者に平等にむし歯を減らせます。

歯磨き途中にむし歯ができた第一大臼歯(9)

④ 安全性 ～ 世界と日本の専門機関の推奨

フッ化物利用は、WHO(世界保健機関)、FDI(国際歯科連盟)をはじめ世界の150以上の医学保健専門機関と団体が推奨する安全で効果的なむし歯予防手段です。飲料水中の濃度(1ppm)のフッ化物によるむし歯予防の仕組みを発見し、世界的な規模で長期にわたる実験がなされています。2003年に厚生労働省は「フッ化物洗口ガイドライン」で、本法は安全にむし歯が予防できると推奨しています。

★安全性について、その使用量が大切になります★
どんな栄養素や薬も、量が少な過ぎると役に立ちません。適量である栄養や薬に、多過ぎると害が発生します。むし歯予防に役立つフッ化物の利用についても、使用量が大切です。フッ化物洗口における適正な濃度と量を守りましょう。

⑤ 継続の重要性 ～ 継続は力なり～

1970年に新潟県長岡市では集団でのフッ化物洗口が開始されました。33年後の調査で、4.5歳児から継続してフッ化物洗口を実施したグループの成人歯でのむし歯は少ないと、歯の喪失はありませんでした。フッ化物の利用は小児期に留まらず、高齢期における健康なむし歯の予防にも有効です。こどもからお年寄りまでむし歯予防のために適正なフッ化物利用を行います。

8020達成のために小児期からのフッ化物洗口が重要です。

生涯にわたる歯の健康づくりとむし歯リスク

長崎県 長崎県歯科医師会

(口腔保健センター) 平成 26 年度作成

1 障害者歯科診療

口腔保健センター歯科診療所
長崎県立口腔保健センター

対象 通院可能な身体、知的、精神障害者や高齢者の治療を行います。

診療日 火・水・土曜日
診療時間 9時30分～17時

2 巡回歯科診療

歯科診療車

対象 県下(島県を含む)の障害者を年次計画で専用の歯科診療車で巡回診療を行います。

診療日 金曜日
診療時間 10時～16時

3 休日救急歯科診療

口腔保健センター歯科診療所
長崎県立口腔保健センター

対象 一般県民に対する休日救急歯科診療をいたします。

診療日 日曜日、祝祭日
年末年始(元旦を除く12/30～1/3)
診療時間 12時～17時

いつでも、どこでも、誰でも
最良の歯科保健医療を

4 摂食指導

障害者歯科診療 巡回診療
長崎県立口腔保健センター 巡回診療車

対象 食べることや飲み込むことがうまくできない発達障害(知的、高齢者)に対し、摂食指導や訓練を行います。

摂食コップ
摂食指導

5 障害者歯科協力医制度

長崎県下全域の障害者(児)者に対して、より効果的な保健医療体制の充実のため、地域社会の障害者歯科医療を積極的に推進することを目的として、県内各地に協力医を配置してあります。

協力医の役割

- ① 障害者の歯科相談および健診
- ② 障害者の歯科診療
- ③ 口腔保健センターへの紹介
- ④ 基幹病院や長崎大学病院との連携

長崎県口腔保健センター

長崎県歯科医師会では、長崎県の委託を受け、県民の口腔衛生の維持向上をはかるため、障害者(児)者の歯科診療および休日救急歯科診療を実施してあります。

長崎県口腔保健センター歯科診療所
TEL: 095-848-6970
Fax: 095-848-5980
Mail: center@nda.or.jp

一般社団法人 長崎県歯科医師会
<http://www.nda.jp>

(マウスガード ポスター) 平成 17 年度作成

がんばれスポーツ少年君の大切な歯を守ってあげよう。

マウスガード

「マウスガード」の作製は、かかりつけの歯科医までご相談ください。

長崎県歯科医師会

勝つからまたスポーツが君の楽しい歯を守ってあげよう。

マウスガード

「マウスガード」の作製は、かかりつけの歯科医までご相談ください。

長崎県歯科医師会

(マウスガード スポーツを安全に楽しむために リーフレット) 平成 27 年度作成

カスタムメイド マウスガードの作り方

- ① 正確な噛み合わせのために型取りを行います。
- ② 型型に合わせて専用のシートで作成します。
- ③ 適合性や噛み合わせを調整します。
- ④ 実際に装着して最終的な調整をします。

市民の皆さんが、安全にスポーツを楽しむために、専門的な立場からスポーツライフを応援しています。

一般社団法人 長崎県歯科医師会 学術委員会
7852-8104 長崎県成程町3-19
TEL 095-848-5311

マウスガード

スポーツを安全に楽しむために

競技種目	義務化の有無
ボクシング	義務化
ラグビー	//
キックボクシング	//
アメリカンフットボール	//
空手	一部義務化
アイスホッケー	//
ラクロス	//(女子のみ)

マウスガードを装着した方が安全なスポーツ

- サッカー
- ソフトボール
- 野球
- 水球
- 柔道
- ハンドボール
- バスケットボール
- 自転車競技
- バレーボール
- レスリング
- バドミントン
- ウェイトリフティング
- スキー
- スノーボード
- テニス
- スケートボード
- スケート
- スカッシュ
- 相撲

マウスガードの効果は?

必要経路は

スポーツに起因する外傷や障害は、スポーツ本来の目的である「健康の維持・増進」や「体力の向上」に反するものであり、その予防対策は極めて重要であると言えます。すなわち、顎口腔領域のスポーツ外傷とは、口唇や頬粘膜など口腔内外の軟組織の損傷、歯の骨折や脱落、さらに歯槽骨折などがあります。その発生は、自己防衛機能のない特殊な器官である歯やその周囲組織の損傷あるいは喪失をもたらす結果として顎口腔の機能低下や外観不良を引き起こします。

文部科学省から

「口の健康づくりに関する資料」が発刊されましたがその中で中学生や高校生を対象に「マウスガード」を知ること、という項目があります。「外傷に対する安全を自分自身で確保するため、マウスガードがある」ということです。

留意点

① 歯科医師によって様々な競技者や選手に制作されるカスタムメイドのもの
② 形状を採り型取り 選手自身か口中での型取り
③ 装着時 噛み合わせが向上する
④ 装着時 噛み合わせが向上する

運動能力向上への期待

